



第 1 日

予 算 特 別 委 員 会  
令和2年3月2日（月）第1号

○付託議案名

議案第11号	財産の減額及び無償貸付について
議案第12号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	令和2年度新得町一般会計予算
議案第18号	令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第19号	令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号	令和2年度新得町介護保険特別会計予算
議案第21号	令和2年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第22号	令和2年度新得町水道事業会計予算

○出席委員（11人）

委員長	若杉政敏	副委員長	長野章
委員	森本洋子	委員	青柳茂行
委員	大澤一文	委員	湯浅真希
委員	村田博	委員	貴戸愛三
委員	柴田信昭	委員	菊地康雄
委員	吉川幸一		

○欠席委員（なし）

○委員外（1人）

議長 湯浅佳春

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 橋 場 めぐみ

---

◎橋場めぐみ議会事務局長 初の予算特別委員会でありますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、議長を除く年長であります吉川幸一委員に臨時委員長をお願いいたします。

◎吉川幸一臨時委員長 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

◎吉川幸一臨時委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

(宣告 13時58分)

---

◎委員長の互選

◎吉川幸一臨時委員長 これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎吉川幸一臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

---

◎吉川幸一臨時委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時59分)

◎吉川幸一臨時委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時00分)

---

◎吉川幸一臨時委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎吉川幸一臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長の私から指名することに決しました。

それでは、委員長に若杉政敏委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎吉川幸一臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、若杉政敏委員が委員長に選ばれました。

---

◎吉川幸一臨時委員長 それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代いたします。

(委員長就任あいさつ)

---

◎副委員長の互選

◎若杉政敏委員長 これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

---

◎若杉政敏委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 14時01分)

◎若杉政敏委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時02分)

---

◎若杉政敏委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 異議なしと認めます。

それでは、副委員長に長野章委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 異議なしと認めます。

よって、長野章委員が副委員長に選ばれました。

---

◎若杉政敏委員長 なお、令和2年3月17日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております、議案第11号から議案第22号までについての審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

◎若杉政敏委員長 これをもって、本日の予算特別委員会は散会いたします。

(宣告 14時03分)

---

# 第 2 日

予 算 特 別 委 員 会  
令和2年3月17日（火）第2号

○付託議案名

議案第11号	財産の減額及び無償貸付について
議案第12号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	令和2年度新得町一般会計予算
議案第18号	令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第19号	令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号	令和2年度新得町介護保険特別会計予算
議案第21号	令和2年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第22号	令和2年度新得町水道事業会計予算

○出席委員（11人）

委員長	若杉政敏	副委員長	長野章
委員	森本洋子	委員	青柳茂行
委員	大澤一文	委員	湯浅真希
委員	村田博	委員	貴戸愛三
委員	柴田信昭	委員	菊地康雄
委員	吉川幸一		

○欠席委員（なし）

○委員外（1人）

議長 湯浅佳春

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜田正利
教	育	長	武田芳秋

監 査 委 員 下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	中 村 勝 志
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	初 山 一 也
産 業 課 長	河 津 祐 二
児 童 保 育 課 長	桂 田 聡
税 務 出 納 課 長	佐 々 木 隼 人
屈 足 支 所 長	中 村 吉 克
消 防 署 長	増 田 和 彦
総 務 課 長 補 佐	安 達 貴 広
総 務 課 長 補 佐	佐 々 木 孝 之
地 域 戦 略 室 長 補 佐	福 原 浩 之
保 健 福 祉 課 長 補 佐	大 山 康 幸
産 業 課 長 補 佐	大 桑 野 恒 雄
産 業 課 長 補 佐	大 宮 将 利
児 童 保 育 課 長 補 佐	長 濱 清
庶 務 防 災 係 長	目 黒 達 哉
財 政 係 長	本 郷 潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	岡 村 力 蔵
---------	---------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 場 め ぐ み
書 記	花 房 充 己

---

◎若杉政敏委員長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから予算特別委員会を開き、議案第11号から議案第22号までの審査を行います。

(宣告 10時00分)

---

◎若杉政敏委員長 これから議事に入ります。本予算特別委員会に付託されました、議案第11号から議案第22号までを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、別紙お手もとに配布いたしました予算審査次第書のとおり審査してまいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 異議なしと認めます。

よって、別紙予算審査次第書のとおり、順次審査をすることに決しました。

---

### ◎議案第17号 令和2年度新得町一般会計予算及び条例の審査

◎若杉政敏委員長 最初に、議案第17号、令和2年度新得町一般会計予算及び条例の審査に入りますが、審査に入る前に委員長よりお願いをいたします。

質疑・答弁の発言は簡明、簡潔に行うよう、また、質問は1項目につき3回までとして進めたいと思います。

なお、発言される際は、「何ページの何々」ということを併せて申し出てください。皆様がたのご協力のほど、よろしく願いいたします。

---

### ◎総括的質疑

◎若杉政敏委員長 それでは、まず総括的質疑を行います。ご意見はございませんか。青柳委員。

◎青柳茂行委員 まず、今、大きな問題になっているコロナ対策について、お伺いしたいと思います。

この新型コロナウイルス、世界的にまん延して、現状とすればどこまで続くのかという大変な事態になっているわけですが、今朝ほどの道新の報道によりますと、各企業が大変な事態になっているということもありますし、この点で2つほどお伺いしたいと思うんですけれども、1つはやはりコロナ対策ですよね。それともう1つ、その影響で経済的にも大きな影響を受けていると思いますので、この2つについてお伺いしたいと思うんですけれども。

1つはコロナの関係で小中学校、今、高校も含めて休みになっております。これがいつまで続くのかなというのと、それと、3学期を迎えて一番重大な時期に学校が休校してしまったということもありまして、勉学を進めていく時点で、非常に大きな影響がないのかどうかということと。

それから、卒業式もどのように行われるのかなということと、今、1つ、これは国が支援するということなんでしょうけれども、学校給食費が返還されるということもあるんですけれども、その辺が一体どのようになっていくのかということもお聞きしたいと思います。

そして、あともう1つは、経済関係で言えば、大変な事態になっていると思うんですけども、特に町内の企業活動ですよね。これが本当に経済的には全く地域崩壊のような状態にならないのかなという、私自身も懸念しているわけですけども。前回、宿泊関係、7,000泊ほどのキャンセルもあったという報告を受けていますけれども、その後、宿泊施設も含め、ほとんど全ての企業ですよね。町内の中小企業、零細企業、これの影響が今、どのようになっているのか、その点、お伺いしたいなと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 コロナ対策につきましてお答えいたします。

小中学校の休業に関しましては、2月27日から3月24日まで、春休みの前までの休業としていただいております。

その後どうなるのかというのは、今の時点で状況がどうなるのかというのがよく見通せませんので、取りあえず3月24日まで休業となりまして、25日以降、入学式の間、4月7日までは春休みということで、その間も含めての対策になるのかなというふうには思っております。いつまでこれが続くのかというのは見通せないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、勉強に関する影響なんですけれども、時期が2月末、3月ということもありまして、年度で組んでいる教育課程はたいだい97パーセントから8パーセント程度、完了をしております。学年によって、単元というところが1つ残っているというようなところもありますけれども、その件に関しましては、現在休校中での予習と新年度における履修ということで対応していく予定としております。

それから、卒業式に関しましては、中学校はもうすでに終わりましたが、卒業生、生徒、保護者、教職員、これだけのメンバーで行っております。当然、体育館の中で間隔を空けて、そしてその保護者から生徒の間も十分な間隔を空けてということで行っておりますし、来賓の方、お控えをいただいた上で、式の内容も少し短縮するような形で行っております。小学校の卒業式、24日になりますけれども、同様の対応というふうになるかなと思っております。

それから、学校給食費に関しましては、2月27日から休校ということで、それ以降、3月24日までの間の分は保護者から徴収をしないということにしております。

なお、国のほうで給食費の影響に関するものが出てきておりますけれども、食材のキャンセルができなかった部分での負担の分は返還するというような内容かなと思っておりますが、詳細はこれからということですので、その通知に基づきまして、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 河津産業課長。

◎河津祐二産業課長 お答えいたします。3月9日現在で、商工会のほうで調査した部分がございますが、166社に対して調査をしましたけれども、その結果、31業者からの報告でございますが、1業者のみ特に影響はないということで、それ以外は影響があるということで来てございます。

また、宿泊については、連日、キャンセルが入っているという、こういう状況が来ておりますけれども、数字的には非公開ということでありまして、その数字的な部分は分かりませんが、連日、そういう形でキャンセルが多く入ってきているということでございます。

町内の、本当に多くの企業の皆さんから、大変だという声も聞いておりますし、また、

ある飲食店については、3月、去年と比較して、去年はほとんど連日のように送別会等々入っているのが、今年については3月のカレンダーがほぼ白い状態だと言っているところもございます。

また、信金との打ち合わせの中で情報交換の中では、数十社から資金繰り等も含めて相談が来ていると、こういうことを伺っておりますので、町内においてもかなりの部分で、今後ますます影響が出てくるのかなと、こんなふう感じているところでございます。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 小中学校の休暇のほう、97パーセントほど、勉強については完了しているということで、相当な問題はあったと思うんですけども、その点についてはさほど心配することはないのかなというふうには感じました。

今、国も道も、企業に対するあらゆる支援も考えているという報道もありますけれども、これは非常に難しい話だと思うんですけども、町独自としても無利子無担保とか、そういう融資もあるということなんですけれども、そういうのも含めて支援策というか、そういうものをある程度具体的なものを考えているのかどうなのか、その点について、確認したいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 河津産業課長。

**◎河津祐二産業課長** お答えいたします。現在、町におきましては、いろんな部分で今、既存の融資制度がございまして、それに対して利子補給等々を行ってございまして、また、保証協会の保証についての助成も行った中でやってございます。

そういう中で、今、国のほうでは無利子の部分も出てきております。まず、国のそういう政策、資金で、なおかつ無利子もしくは低利な、そういうものの活用が基本かと思っておりますけれども。

全容がまだ見えない中におきまして、緊急を要する部分については、それは町の今ある既存の資金を手当てしながら、なおかつ利子等のさらなる軽減につきましては、検討しながらやっていきたいなど、こんなふう考えているところでございます。

先ほども答弁しましたがけれども、信金からもいろんな情報をいただきながら、町内の企業の皆さんがしっかり今後も継続できるように、今、そんな体制を組んで検討をしているところでございます。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。長野委員。

**◎長野章委員** 私、令和2年度の執行方針の中から、7項目ほど、質問したいというふうに。新得の住民の福祉向上とこれからの新得町をどういうふうに見ていったらいいのかというのを含めて、お伺いしたいと思います。

まず、はじめにということで、総合計画の関係が出ております。現在の第8期総合計画の状況というのか、どのように町としては判断しているのか。半分以上いったし、いい方向だというふうに思っているのか、いや、まだまだというふうに思っているのか、その辺、担当するほうとしてはどういうふう考えているか、お聞きしたいというふうに思います。

次、保健福祉関係なんですけれども、コンピューターの分析を活用した効果的な受診というのか、健診、受診率の向上に努めますということで、執行方針の2ページにうたっているわけなんですけれども、どういうことを考えておられるのか。これが受診率の向上にどうつながっていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第8期のものがどのようなことを考えておられるのか。中身については、たぶん検討委員会とかそういうところで検討しないとしないというふうに思っておりますけれども、担当としてどういうことを考えておられるのか、また、町長の頭の中にどういうことがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

合わせて第3期地域福祉計画なんですけれども、令和3年から令和7年ということで、それから第5期障がい福祉計画なんですけれども、これも本町はどのようなことを考えて、障がい福祉、地域福祉を今後どういうふうに行っていくのか。なかなか難しいでしょうけれども、お聞かせ願いたいと思います。

それから、サホロクリニックおよび新得クリニックと連携を密にして町民のニーズを踏まえた体制を整えますということで、3ページにあるわけなんですけれども、どういうふうなことを考えて、連携を密にというのは、たぶん今も連携を密にしてやっていると思うんですけれども、町民のニーズというのはどういうことなのか。例えば診療科目をもう少し増やしてくれとか、そういうことを言っているのか分かりませんが、どういうことを考えてこれを執行方針の中にうたったのかも含めて、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、あと2点ほどですけれども、生活環境の中で令和3年度から新たな空家等対策の計画を策定しますというところなんですけれども、新たというのは、今まである計画と違ったものをお考えおられるのか、それとも今までやってきたものの継続というのか、そういったことを考えておられるのか。その辺を新たにということをおっしゃるので、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、行財政・地域づくりなんですけれども、追加インターチェンジの準備段階の調査ということでうたわれております。これはどういうあれなのか、今までも結構調査はしてきたというふうに思いますし、今まで報告のあったインターチェンジの場所だとかそういうことではなしに、まだまだそこまではいかないのか、この準備段階というのはどういうことを今、調査しようとしているのか、その辺を伺っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ちょっと長くなりましたけれども、お願いいたします。

**◎若杉政敏委員長** 東川地域戦略室長。

**◎東川恭一地域戦略室長** 長野委員の質問にお答えします。

まず、総合計画の進捗（しんちよく）状況という話だったので、総合計画については毎年PDCAサイクルに基づきまして、その年度ごとの評価をして、チェックして、改善という感じで取り組んでおります。第8期計画の全体の評価というものについては、今のところ押さえていないといった状況であります。

続いて、追加インターチェンジの関係なんですけれども、追加のスマートインターチェンジの設置につきましては、かねてより取り組んでいるところなんですけれども、設置するためには、まず、国の準備段階調査の選定を受けて、その後新規事業化という流れになります。その国の準備段階調査箇所の選定の指定を受けるために、随時、資料を作成しながら、関係機関と協議を重ねているところであります。

具体的には、国と北海道とNEXCO（ネクスコ）と新得町の間で、構造と計画交通量、構造の形式と事業費の圧縮、あと、計画交通量の増加に向けた資料を随時協議をしながら進めているところであります。以上であります。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。まず、執行方針の中にあります保健の充実ということで、町民の健康づくり、特に健診の受診率を向上させるために、新規事業で来年度からコンピューター分析による町民に対する受診勧奨をしていく予定になっております。

少しかみ砕いて分かりやすく説明させていただきたいのですが、受診率が悪いということは、その町民が受診しない理由があって、その理由にはたぶんさまざまなそれぞれの受診に行かない理由があると考えております。

そこで、その方々の家族構成であったり、今の健康状態を把握した上で、どのようにその人にアプローチをすれば健診に来てくれるかということをしてAIを使って分析して、Aさんの場合はこういうアプローチの案内を出す、Bさんについてはこういうアプローチで受診勧奨をしていくということをして、AIを使って受診勧奨を新たにしていこうという予定になっております。その事業の中身、北海道にあります国保連合会と連携しながら、コンピューター解析をしながら、受診の向上に努めていくということにしております。

参考までに道内で活用されている自治体がございますが、それを活用することによって、まちまちではあるのですが、だいたい3パーセントから5パーセント、受診率が上がっているというような実績を持っている取り組みでございます。

続きまして、介護保険の事業計画でございますが、来年度、7期の最終年ということで、8期に向けての作業をする予定になっております。

例年でございますが、策定委員会を設置いたしまして、関係する方々のご意見をいただきながら策定していくのですが、現在、町民を対象にしたニーズ調査もしておりまして、そのニーズ調査と策定委員会の中で8期の計画を立てていくというようなことになろうかなと思います。

そこには、やはり一番ポイントを置かなければいけないのは、介護保険財政をどう維持していくのかというのが非常に大事なところでございます。やはり適正な財政運営、それから町民に対する必要な介護サービスを提供できる体制、これのバランスを取りながら、8期の計画を策定することになろうかなというふうに考えております。

続きまして、地域福祉計画と障がい福祉計画の関係でございますが、少し重複しますので、共通する部分もございまして、一緒に答弁させていただきたいのですが、まず来年度、見直しの時期でございますが、一番大事なところはやはり障がいのある方が、うちの町で安心していつまでも生活できるような体制をつくるということがまず、これ、来年度の重点事項ということではなくて、これまでもそのスタンスで取り組んできております。

それから一方、地域福祉計画につきましても、高齢者に限らずうちの町で生活されている全ての方が安心して生活できるような体制、仕組みづくりを考えていくことを具体的に盛り込んだ計画にしていきたいなというふうに考えております。

例えば、除雪で大変な人、まだまだ足の確保というニーズも町民の中でございまして、町民が生活しやすい、そういう課題を具体的にどういうふうに変えていくのかということをして計画に盛り込みながら、新たな見直しの計画を策定していきたいと考えております。

一方、障がい福祉計画のほうにつきましても、うちの町で安心して生活するためのグループホームの整備であったり、それから働く場、活動する場を充実させていくという

ところが、計画の中でやはり大きなウエートを占めるのかなというふうに考えております。そこも関係する団体、関係者と十分意見交換をしながら、計画に反映させていきたいなというふうに考えております。

続きまして、医療の関係でございますが、執行方針の中にサホロクリニック、新得クリニック、町内の関係する医療機関との連携、あと、町外にはなりますが、救急医療を担っていただいている日赤さんとの連携、こういうところも引き続き連携していくんですが、うちの町の医療の課題というのは屈足地区の医療も含めてなんです、まだまだ課題が多くございます。ある程度、町民の医療のニーズというのを押さえているところがございますので、それをより具体的に体制をつくっていくために今以上にサホロクリニックさん、新得クリニックさんと連携しながら、具体的に医療提供ができることを来年度、特に重点的に考えて取り組んでいきたいなという内容になっております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 中村町民課長。

**◎中村勝志町民課長** 空き家対策の関係についてお答えいたします。

今、ご質問のありました空家等対策計画の関係ですが、現在の計画は平成28年4月に策定したものであります。この計画は5年間でありますので、令和2年度で終了することになりますので、令和3年度から令和7年度までの計画期間として新たに計画を作ろうと思っております。以上であります。

**◎若杉政敏委員長** 長野委員。

**◎長野章委員** それぞれ答弁をいただきました。総合計画の関係ですけれども、全体的にはあれしていないということで、年度、年度ではどのようにしているかというのも議会のほうにも報告いただいています。総体的にどうなのかなということをお聞きしたかったかなというふうに思いますけれども、していないということであれば、それはそれでやむを得ないのかなというふうに思います。

次、保健福祉関係なんですけれども、コンピューター分析による、ちょっとあれだったんですけれども、受けない人をどうしたら受けさせられるかというのは、コンピューターがはじき出せるのかなと、その辺がどういうことなのかなということで、不思議に思ったわけなんですけれども。

確かに受けない理由が分かれば、そこに向かっていろんな、保健師さんがお邪魔してというのはできるかもしれないけれども、それがコンピューターだけでできるのかどうなのか、その辺、不思議だなというふうに思いましたので、受けない人はデータも何も結局はないですよ。町民としてのデータはあるにしても、医療だとか、どういう病気になっているとか、そういうのは一切ないわけですよ。

ですから、そうすると本当に分かるのかどうなのかなという。それよりかえって1件ずつ訪問して、その人と対で話し合ったほうがまだあれなのかなということで、ただ、国保連合会あたりもそれを取り入れて、要するに医療費を少なくということでしょうから、効果が上がっているということですから、やることに反対ではありませんけれども、どういうあれなのかなということで、不思議に思った次第です。

それから、介護保険の関係だったんですけれども、今、いろんなニーズがあるというようなお話もありますけれども、今後の介護計画の中では今の介護料が一番、介護負担金というか、かなり大きくなると思うんですよ。それはわれわれもそうですけれども、年金受給者、それぞれ年金から分らないうちにちゃんと持っていただいて

いるので。

だけれども、やはり明細書を見ると、「ああ、高いな」というのが、それがどういふふうになっていくのか、その辺の今後の流れを考えておられるのかどうかというのも含めて、まだまだ計画段階ですから分かりませんということであれば、また来年お聞きしないとならないかなというふうに思います。

それから、障がい者の関係なんですけれども、坂田課長がおっしゃっているのはよく分かります。障がい者がなんとか新得の町で安心して、高齢者の方もそうなんです。では、どういうことが望まれているというか、仕事だとか住むところだとか、いろいろあると思うんですけれども。

そういった中で、結局健常者の方もなかなか新得に住んでもらえないというか、いろんなことがあって、仕事がないとか、若い人がなかなか来ないという話から、人口問題に発展してわれわれもいろんな提案をしたりしているわけなんですけれども、やはり同じだと思うんですよね。そうすると、本当にその人たちがきちっと生活していけるような、さっき下宿という話もありましたけれども、それはまたお金のほうで、予算の中でお聞きしたいというふうに思っていたものですからあれなんですけれども、どういう計画をあれしていくのか。

これからたぶん委員会を設けてということですから、また逐一議会のほうにもお話しがあるのかなというふうに。それを待ちたいと思いますけれども。大卒で結構なんですけれども、どういうことが計画の中に、担当としてはこういうことを入れていきたいということがあれば、それは町長でも構いませんし、そういうふうに思っていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、医療の関係、サホロクリニックと、現在もそういう中でやっていて、町民のニーズというのは、1回目のときもお話ししましたけれども、どういうのがあるのか。

例えば、屈足にその医療がないというのは、これは分かりきっていることですから、屈足になんとか、町長がいつも言うように、住民の近いところにそれは必要なんだということですから、当然屈足にも必要だというふうには思っている。だけれども、そこで開業していただけたらとか、町の診療所として開設はなかなか難しいということですから、現在に至っているわけなんですけれども。そういった中で今、新得にある2つの医療機関をきっちり応援していただきながらやっていかないとならないというふうに思いますけれども。

では、病院に対してもどういった応援というか、そういうのが上がってきているのかどうなのかも含めて、やはり検討しないとならないし、町民はさっきも言いましたとおり、例えばこういう診療科目が新得にあればということをお聞きされるのかどうなのか、その辺も含めて再度、お伺いをしたいと思います。

それから、空き家対策なんですけれども、ということは、今までの計画と同じものをまたやるということで、変わらないというふうに私はお聞きしたのですが、そういうことなんですよね。特に5年間のあれが切れたから新しいのを、今度はそれと同じようにやってもう5年間は空き家対策をやりますということ、そういうことでいいんですよね。特別に違った、例えば調査をして、何らかの方法を考えると、空いたところをどういふふうに関活用をしていくかというのは、今以上に違う方向に持っていくということではないというふうに押さえていいのかなと。この辺もう一度、中村課長に答弁をいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

最後、インターチェンジなんですけれども、私の認識では、今までも国、道を交えてそういう議論はしてきているのではないかなと思うし、調査も一定程度したのではないかと。これは認識不足なのかもしれませんけれども、まだそこまではっていないというふうに室長はおっしゃるのかもしれませんが。

だけれども、これを見たときに今さらというふうに思ったんですよね。だから、もう本当は手を付けるぐらいまでいっているのかなと、今、手を付けるのを待っているのかなというふうに思ったわけなんですけれども、その辺の準備段階の調査というのはどうなのか。まだこれから全く白紙で、準備段階の調査が終わらない限りは、例えば国でも採択にならないということなのかどうなのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 東川地域戦略室長。

**◎東川恭一地域戦略室長** 長野委員の質問にお答えいたします。

追加インターチェンジの関係なんですけれども、まず順序として、国が選定する準備段階調査に選定されるというのが、繰り返しになるんですけれども、まず第1条件になります。その国の準備段階調査に選定されるための資料作りをこの間、ずっとやってきているという話です。

それで、昨年度に、清水インターチェンジからトナムインターチェンジの間の9.5キロメートルが4車線化されました。その4車線化された中の位置に、新得町が設置を予定しているスマートインターチェンジの箇所が含まれています。

ですので、まず、4車線化されたらどう変わるかというところで、今まで作ってきた、今までというのは暫定2車線で資料作りをしてきました。4車線になったらどうなるのかという、まず構造の資料を作り直したところであります。

それで、準備段階調査箇所に選定されるには、全国の数ある設置箇所の中で勝負できるような精度の高い資料を作っていくということが求められています。その中の課題というのが先ほども言いましたけれども2つあって、まず構造と事業費の金額、あと、計画交通量ということで、スマートインターチェンジができたらどのくらいの計画交通量、利用があるのかというのが大きな課題の2つになります。

この点をずっとやっけていまして、去年は特に精力的に補正で認めてもらいましたので、資料を作成しながら関係機関と精力的に協議を重ねたんですけれども、資料を作って、協議をして、また新たな課題を出されて、そしてまた作り直してという、随時、随時、その精度の高い資料を作っている状況というふうになっています。

ですので、委員おっしゃっているとおり、前からやっているんですけども、全然成果が見えないんじゃないかというふうになるのかなと思いますけれども、そうではなくて、結果にはなかなか表れていないですけれども、着実にというか、少しずつは進んでいるといった状況になっております。以上であります。

**◎若杉政敏委員長** 坂田保健福祉課長。

**◎坂田洋一保健福祉課長** お答えいたします。まず、健診のコンピューター解析を使った部分なんですけど、来年度、新規事業ということで、取り組むにあたってどのようなものなのかというのは、うちの保健師含めてノウハウは得てはいるんですが、なかなか具体的にどういうふうに伝えていくと分かりやすいのかなと、今、苦慮しているんですが、この間、昨年も未受診者の家庭にローラー作戦で、特に未受診者が多い町内会に入りまして、アプローチをかけてきている経過がございます。その中で、全てではないのですが、なぜ、健診に行かないのかという状況というのは、あらかただいたい押さえ

ております。

例えばですが、「私は健診に行かなくても健康だから行かなくても大丈夫だ」という人もいれば、「健診に行くことによって病気が見つかって怖いから行かない」という方もいらっしゃいます。いろんな理由がございます。

それを国保連で持っているA Iのコンピューター解析の中では、ある一定の共通のカテゴリごとに集約をして、そういう方々にとってはどこにどういう言葉でアプローチをすると受診しやすくなるのかというものがA Iを使ったものでありますので、全てそれがはがきによる受診勧奨ということでもなく、電話で受診勧奨をした方がいいという町民もいらっしゃいますし、長野委員おっしゃったように、訪問によって直接会って話をした方が受診につながるという町民もいらっしゃいます。そういうものをうまく解析しながら受診の向上に努めていくという、そういうような事業になっております。

それから、介護保険料でございますが、年々、3年ごとに保険料を見直ししているところですが、いくらというのは現時点では言えませんが、例年、それぞれどのように設定していくのかというのは、対前年の保険料から基金を持っていますので、基金を切り崩しながら一定の金額を設定していく、それを策定委員会の中で了承をいただくというようなのが基本でございますので、8期の計画策定にあたりましても、例年同様の保険料設定という形になろうかなというふうに思っています。現時点ではいくらというのはまだこれからでございますので、そこはご理解いただければありがたいなというふうに思っています。

それから、地域福祉計画、障がい福祉計画、これも共通しますので、一緒にお答えさせていただきたいのですが、行政のできることはたぶん限られているという認識を持っております。それと、公的財源をどこまで使うのかということも、これも湯水のように出せるものではないというふうに認識をしております。

その中で、障がい者、高齢者、町民が、うちの町で安心して生活できるような体制をどこの部分でバランス良く整理をしていくのかということだと思っておりますが、どうしても公的支援で足りない部分ということも当然出てくると思います。その部分については、町民の中での支え合いの体制を活用していかないと、たぶん持たないだろうというふうに考えています。それは障がい施策もしかり、それから高齢者施策もしかりだと思っております。そのバランスを持ちながら今後、計画の中に地域の支え合いをどういうふうに具体的に組み込んでいくのかというのが、うちの課の大きな課題かなというふうに捉えております。

それから、最後に医療の部分なんです、昨年なんです、町内というか、課の中でうちの医療、どういう課題があるのかということをいろいろ協議をしながら一定程度整理した部分がございます。

例えば、内科診療はあるけれども、整形外科という診療科がないとか、皮膚科とか、耳鼻科といった、専門の診療科がなかなか町内で受ける、そういう診療科がないとか、あと、例えばうちの町にとっては外国人のための診療体制というものもしかししたら課題かもしれない、そういうところもまだまだあろうかなと思っております。

それから、特に子ども議会でも出ました整形外科の先生をぜひという声もございます。そういううちの町の医療の課題をいかに町内の医療機関の方々に協力をいただきながら、具体的に実現していくのかということのを来年度、力を入れてやっていきたいなというふうに考えております。

現時点でまだ具体的にお示しをする段階ではないかなと思っていますので、固まってきましたらまた、議会にも報告させていただければと思います。以上です。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 お答えいたします。空家等対策計画の関係であります。空家等対策協議会を今年5回予定しております。その中で調査も含めて策定していきたいなと思っています。今後、だんだん空き家も増えてくるかなと思っていますので、その中で十分検討させていただいて、計画を進めていきたいなと思っています。

◎若杉政敏委員長 長野委員。

◎長野章委員 それぞれ答弁をいただきました。健診などもお話しを聞くと、効果が期待できるのではないかなということですので、ぜひ期待しながら見守っていききたいというふうに思います。

介護保険の関係は、今でもそうですけれども、だいたい基金等を見ながらやっていくということですから、そのうち決まるのかなというふうに思いますけれども。そういう介護施設を整備することによって、また金額が変わっていくということですから、計画を見ないとお金は分からないのかなというふうに思いますけれども、ぜひよりよい計画を作っていただければなというふうに思います。

医療の関係、今、確かにいろんな科目がないというようなことから、たぶん私もそういうニーズなのかなというふうに思っていますので、今ある医療機関の中で、住民が求めているニーズをなんとかやって、新たな施設を持ったり、来ていただくのではなくて、その中でできないのかなというふうに思っていますので、その辺、ぜひ頑張ってもらっていただければなというふうに思います。

最後に追加インターチェンジですけれども、やはり私の考えがちょっと違ったのかなというふうに。もうほとんど準備段階が終わって、そちらのほうはあとは待ちなのかなというふうに思っていましたけれども、そうじゃないということですから、まだまだ時間が掛かるのかなというふうに思っています。

せっかく4車線化になって、そして、この間もあれから向こうも4車線になるということが発表があったわけですから、これ乗じてというか、なんとかその中でやればよいなというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってもらっていただければというふうに思います。以上で終わりたいと思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 令和2年度の予算委員会、最初の総括でございますけれども、とりとめのない話になったら、ご勘弁を願いたいなど。

屈足の町内会の話で、少し行政に対して要望、お願い、それからまた知恵をお借りしたいなど、そのように思って、これからしゃべらせてもらいます。数字だけは、私の町内会の数字でございますから、正確な数字をしゃべらせてもらいます。

前年度の町内会、私どもの町内会の中で、いろいろな団体に1戸いくらと出した件数が13件あります。その合計が2,750円、連町で50円取られています。ですから、連町で50円取られているのはこれは後で言いますけれども、2,800円になります。

もう屈足の町内会、高齢化が進み、過疎化が進み、またひとり家庭の家が20戸の町内会といたしましたら、半分は欠けているような感じの町内会が、今の屈足の町内会の現状でございます。

町より、私どもの町内会に4万6,560円入ってきます。でも、13件、連町に50円やり

ますと2万4,990円、これがマイナスになります。私どもの町内会から出していることになっております。

町内会の活動、昔と今はものすごい違いがございます。でも、変わらないのは、屈足の地域の活動をしている団体の人方に、町内会、1戸いくらと、支援をしようと。

それから、町内会でお葬式等が出たときは、集まって送ってあげようと。この努力は今も変わっていないんです。でも、町内会によっては、町内会の人々が亡くなられても、葬儀のお手伝いをできる人が誰1人いない。お寺で送ってやりたいけれども、どうしたらいいだろうと、心配している家庭の人が何人もいます。

ですから、こういうふうな町内会、ひとり家庭の、私どもが集めるお金というのは、当然安いです。町からいただいているお金で、若干は助かりますけれども、それでも2万4,990円は赤字になっている。

これから質問とお願いがあるんですけども、極端な話、連町で取られている50円、これは根拠は何でしょうか。それから、町からいただいている4万6,560円、1戸当たりで来るんですけども、この金額をはじいた根拠、これはどういうふうな根拠で1戸いくらと町ははじかれたのかなど。私は今の現状を見たら、町からの補助金は、町内会が出している、いろんな地域の活動に出している、この13件の中身を調べていただいて、それに見合う補助をしていただきたい。これが1つです。

それから今、屈足の町内会、AとBの町内会と一緒にしろようと。今まで別々にやっておりましたから、町内会活動が一緒になるというのは、なかなかおいそれとは決まらない。でも、うちの町内会は、1つの町内会、もう1つの町内会、3つの町内会がまとまった町内会ですけども、今は20戸しかない。半分がそのような現状で、町内会の活動、新年会、お花見、懇親会、こういう活動ができずじまいです。これは高齢化になってきているからです。お葬式の時も、やはりお手伝いしていただく人が高齢化になって、出ていただける人が少ないのでございます。

私は、ここでお願いがあるのは、行政はこういう屈足の町内会構成の現状を見て、葬儀のお手伝いを「私、葬儀のときに手伝ってあげる」と。「日中、暇しているから、手伝ってあげる」というのを支所なりに登録していただくと。そうしたら、5人、6人に登録していただけたら、先ほどの私は屈足のお寺であげたい、でも、お手伝いしていただける人が町内会にいなかったら、支所に行って、その登録していただいた方々で葬儀を手伝っていただくと。そういうふうな仕組みが作れないかなど。これにはやはり町長以下行政の知恵をお借りしないとイケないかなど思っているんですけども、まず1回目、これで質問を終わらせてもらいます。ご答弁お願いします。

**◎若杉政敏委員長** 中村屈足支所長。

**◎中村吉克屈足支所長** 答弁させていただきます。屈足の町内会の皆さんには、毎年、屈足連合町内会の会費、交通安全協会、防犯協会、それぞれいただいております。また、ほかに消防団の後援会だとか、いろいろ町内会の方に負担していただいているということでもあります。

その中で、それぞれ連合町内会ですと、ビールパーティーだとかいろいろ行事をするときの会費に使ったりとか、あと、交通安全協会については、それぞれの交通安全に関わること、防犯協会については、屈足の防犯に関わることということで、それぞれ地域づくりということで、ご協力いただいているということでもあります。

経費の負担が大きくなってしまって、町内会費と町からいただいているお金でなかな

か運営が大変だということですのでけれども、町内会の補助金の内訳については、後で町民課長のほうから説明していただきたいと思います。

あと、葬儀等の協力ですか、それぞれ少ない町内会の中で葬儀等、やり繰りが大変だと思っております。今、新得はなやさんとかに協力してもらってやっていらっしゃる町内会もあつたりします。屈足に職員は今、4人、それぞれの事務をやっているということで今、登録して葬儀というのがなかなか難しいかもしれませんけれども、行政として、町内会の運営に対してどのようなことができるかということは、今後の課題として捉えていきたいと思っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 吉川委員にお答えいたします。

連町で50円、負担金をいただいております。50円の根拠というのが今、この場では申し上げられないんですけれども、連合町内会の会計、1戸当たり50円で、2,500世帯で予算を組んでおります。それで、12万5,000円をいただいているということで収入にしております。

町内会の運営交付金の関係ですが、1町内会当たり、平等割として1万2,000円、世帯割ということで1世帯1,200円、それから屈足地区該当になると思うかなと、私も、申し訳ありません、ここ詳しく調べないと分からないのですが、距離に応じて120円を出しておりますので、屈足地域だとこの120円かける何キロメートルかのお金が上乗せになっているかと思っております。それと、町内会の人数、世帯数に応じて、環境整備交付金ということで、30世帯未満であると2,500円、50世帯未満であると5,000円、それ以上になると7,000円の環境整備交付金を払っております。町内会の運営交付金ですが、全体で450万円ほど、令和2年度予算を見ております。

今、支所長のほうから答えがあつたのですが、葬儀の職員の登録制とか、あと、見合う分の補助をいただけないだろうかということですが、一応、これから今年度にかけて検討させていただきたいなと思っております。

町民の登録の関係ですね。もう職員が率先してしないとダメかなと思ったものですから、申し訳ありません。支所と十分相談させていただきたいと思っております。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 町からの根拠、これはもうずっと続いている。やはりもう今、町内会、いろんな形で苦勞しています。親睦を図ろうと一生懸命町内会単位で努力はしているんですけれども、お金のない町内会もあります。ですから、先ほど言わなかったんですけれども、町内会の加入率も悪くなってきている。

それから、ある町内会の人には学校だより、いろんなたよりを回覧板で回すなど。お知らせしんとく、しんとくだよりだったらまだしも、そんな学校だよりだとか、そういうのは私たちは見ない。足が悪いのに歩かせるなど。町内会の回覧板は毎回出てきます。町の手助けを私どもの町内会は今までずっとやってきたんです。町内会が崩壊したら、町は町民に対して、どのような手段で伝達するかといったら、考えられないと思っております。

もうちょっと町内会の在り方というのを考えていただきたいと思います。今すぐこれはどうのこうのすれということじゃないけれども、私は先ほどの屈足なら屈足の町民で、「どなたかお手伝いしていただく人いませんか」、「登録していただだけませんか」というのは、やはり行政が発信しなかったら、私どもが個人にあたるよりも、行政が発信していただくと集まる可能性があるかなと、登録していただける可能性があるかなと、そのよ

うに思います。

それから、さっきの50円ですけれども、連合町内会というのは、私は新得のことは分かりませんが、町からお金が出ているんじゃないんですか。運営維持費みたいなもの。各町内会からも、今までどおりもらっていたからもらおうと。もう町から新得の場合はなんぼと出ていたら、連合町内会もそれで賄えばいいじゃないですか。今までどおり、今までどおり、今までどおりとやってきているのは悪くはないけれども、こういうふうにお願いとお聞きすることがあったら、やはり少しは変えていかなければ、高齢化になったこの新得町のいろんな運営を頭を使って、今度はこうしよう、こうしよう。そうしないと、私はまずいんじゃないかなと。まずいんじゃないかなと思う気持ちを誰かに答弁してもらって、細かいのはいいです。努力してみる、直してみる、そういうふうに見える人、答弁願います。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 私の方から答弁させていただきます。

連合町内会ですが、確かに、今までずっと50円で来たから、その分で50円ずっといただいているのかなと思います。連合町内会、平成28年に独立していますので、連合町内会職員もいますので、そこと一緒になって、50円の在り方、また町内会の合併の在り方も合わせて、十分検討していきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 金田副町長。

◎金田將副町長 お答えいたします。町内会の活動については、私ども行政としても平成28年の台風災害のときに、町内会の皆さんにたいへんお世話になったということもありますし、活動に対しては、行政としてもいろいろお願いしているところもありますし、頼りにしているところでもあります。

そこで、金額については、これから検討させていただきたいと思いますが、それぞれ屈足地域も高齢化やひとり世帯が多くなってきているということもありますし、先ほど町民課長が言ったとおり、合併も含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

---

◎若杉政敏委員長 暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

(宣告 11時05分)

◎若杉政敏委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時15分)

---

◎若杉政敏委員長 引き続き、吉川委員の発言を許します。

◎吉川幸一委員 勢いで手を挙げたみたいで、金田副町長の答弁で、ほとんど努力していただけるというのも期待しておりますので、ひとつよろしく。

それから、お金のほうも、根拠を言われなかったです。今までこうしていたからこうというお金の出し方だった。よその町村は今、町内会の活動資金を十分に出しているみたいです。これは新得町、遅れていると思う。ですから、鹿追町ですとか、清水町を研究していただいて、町内会の活動資金というものを町からもうちよっと思っていだけるようなことをお願いしたいと思います。

答弁はいらないです。よろしくをお願いします。

◎若杉政敏委員長 ほかに。湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 ごみの問題、1点だけお伺いしてまいりたいと思います。

執行方針の中にも書かれていますけれども、令和3年4月から十勝圏複合事務組合のごみ処理共同事業に移行するための準備を進めてまいりたいというふうにあります。行政が行う事業に伴って出されるごみというの、またお金が掛かってくるわけですけれども、この量ですとか、金額などを、こちらはまだ出されていないということですが、どうやってこういったごみを削減していくのか、具体案をもしお考えであればお答えいただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。行政ということで、役場の事業所ということでお話しをさせていただきたいと思います。役場も事業所になるということで、ごみの有料化というか、今までと出し方が変わるということで聞いております。

方法等については、すでに広域化しているところもあって、ほかの町を見ながら研究はしていきたいなというところはひとつあります。3年度からですので、2年度中に研究しながら予算反映をしていきたいなと思っております。

その上で、ごみの減量化ということですが、当然、減量化していくことは大事なことで、可能な限り、今もやっておりますけれども、資源ごみに切り替えられるものは、資源ごみにしていくということがまず一番かなということと、あとは、紙とかが資源ごみにできないものがあるのであれば、ペーパーレス化していくという形も1つかなと思っております。

方法につきましては、これから検討させていただきたいと思いますが、これは行政に限らず、町全般ということになりますけれども、ごみの少量化ということで、行政としても取り組んでいきたいと思っております。

◎若杉政敏委員長 湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 ごみなんですけれども、やはり事業所から出るものなんかを見ていると、紙と学校給食などから出る食品ロス、こちらが多いというふうにデータが出ているようです。これをどうやって削減していくかというのは、たいへん大きな問題なんですけれども、私たち議会もなかなかペーパーレス化は進まないところなので、議会のほうでもしっかりと考えていかなければならないのですが。

環境省のホームページなんかを見ますと、先進自治体のほうで食品ロス削減のための取り組みマニュアルですとか、学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル、こういった自治体職員向けのマニュアルというものが環境省のホームページのほうに何点か出ています。こういったものの中から、本町に合うようなもの、令和2年度中にピックアップして、取り組んでいくような体制というものが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 給食の、以前の一般質問のときに、1日当たりの給食センターの残さが40キログラムから70キログラムというご答弁をしたというふうに思っておりますが、給食の提供量が適当かどうかというところから始まって、基本的に子どもたちには残さないというのが必要かなというふうに思います。中には、思春期の女の子たちだと思ってしまうけれども、給食のおかずを人にやったりだとかということもあるようでございます。

基本的に、小学生も中学生も、その年代に合うカロリーを計算した上で給食を提供し

ておりますので、まずは子どもたちになるべく残さないで、これは教職員も一緒なんですけれども、全部食べてもらうということを基本としております。

ただ、調理の際に出る残さとか、どうしても生ごみが出るとお思いますので、そういったものの処理をどうするかということにもかかってくると思います。

堆肥化という案もありますので、そういった生ごみの原料をどうすれば減らしていけるかということも、今後、勉強させていただきたいというふうに思っております。基本は児童、生徒、出された給食を全部食べるというところを推進していきたいなというところはあります。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 学校給食に対してお答えいただきました。学校給食のほうもなかなか食べ残しや残さを減らすのを普段から取り組まれていますし、また、急にやるというのも難しいと思います。一般的な食品業者ですとか、そういったところも食品ロスというもの大きな問題になっています。生ごみもそうなんですけれども、ペーパーレス、こちら有料になってから取り組むということではなくて、令和2年度中に取り組めるものがあれば、早めに対応させていただきたいというふうに思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。柴田委員。

◎柴田信昭委員 私、1件、質問したいと思います。

昨年の予算委員会でも同じ質問をしたところでございますけれども、狩勝の園地整備の関係でございます。これは、園地整備については、ほぼ10年ほど前から整備する必要があるということで提案されまして、町としては27年まで6年にわたって、計画設計あるいは実施設計、それぞれ取り組んできまして、そして、われわれ議会に対しまして、28年8月にそれぞれの整備計画の説明がございまして、その方向で進みたいというようなことございました。

その後、町のほうは、昨年の答弁の中で、現地説明会およびパブリックコメントを開催した結果、まだ期は熟していないということで、この整備については、町の入口というのですか、そういうあれですし、いわゆる狩勝高原というのは観光の拠点でもあるし、継続して取り組んでいくというようなことございまして、去年は新たに委員会等を立ち上げて、そして、特に植生について試験的な実施をしていくというようなことございましたけれども、去年の委員会、それから植生の試験、そういったものを実施した結果、お知らせさせていただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 お答えいたします。狩勝園地再整備についてはこの間、委員おっしゃるとおり、町民または議会からもたくさんの意見をいただいております。

その中で、やはり園地整備をした後に持続できるという点が、最大の課題というふうに今は認識しております。

そのため、昨年6月より、ボランティアを中心としました狩勝園地の花部会というものを立ち上げました。その中では、宿根草や球根、多年草などを実際に植栽試験を行い、園地に合う植物はどういったものかというのを試験的に再度行っております。

その結果としてですけれども、去年は45種類の植物の試験栽培を行っております。そのほかに形になるものということで、アジサイを80メートル植えていることと、スイセンの植栽も行っております。また、園地整備計画の中でありました既存の施設の活用というのもありましたので、梅園の施肥、それから剪定（せんてい）というのも行ってお

ります。昨年全体では、延べ133名の参加をいただいて活動を行っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 時間を掛けていろいろと検討していきたいというお話し、昨年からもいただいているところでございますけれども、私、町民の説明会、われわれに説明いただいた内容で、それぞれ説明会を行ったのだらうというふうに思うんですが、期を熟していないという報告がありましたけれども、やはりなかなか町民の皆さん方も判断できないというのですか、そういうあれがあるのではないかと。悩んでいるというのか、いろいろ判断できないという中に、やはり整備をした後にどこがどういうふうに管理していくのか。それから、運営方法をどうやっていくのかというようなことを示して、そして、説明なりをしないと、なかなか町民が判断できないのではないかなと。

ですから、結果的には期を熟していないような形になっているのではないかなというふうに、私、想像するわけでございますけれども。時間を掛けてということでもあるんですけれども、こういった大きな事業を進めるにあたっては、計画的に年度ごとにどうしていくですとか、そういうものも示しながら、やはり町民の理解を得ていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

私も、議員協議会で説明いただいたときに、反対はするわけではございませんけれども、やはりその辺が一番課題ではないかなというふうに思って聞いておりましたけれども、今言ったようなことを検討して、進めるのであれば進める、あるいはその方向性、きちっと示してやるべきではないかなというふうに思いますけれども、その点、どうですか。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 お答えいたします。委員がおっしゃるとおり、27年に報告をしてから計画自体についての変更は報告していない状況です。

今回、計画性、方向性の中で、アンケート等や実際の数字というのを27年、28年のものを再度見直した結果、園地を仮に整備した場合、その後の維持というのに例えばですけれども、植栽だけで十数名の季節労働者が必要。そのほかに専門員を配置する、多額な維持費が掛かると。そして、有料化でその財源を埋めるという形が描かれていました。

現在のこの労働力問題等を考えると、課題としてはクリアすべき課題というのが少しずつ分かってきたかなというふうに考えております。そのため、昨年のボランティアの中では、まず、持続していけるような園地、そうしないと観光づくりをしても、今年はやっている、今年はやっていないというのはやはりあり得ないということで、見どころとしては持続していけるもの、そのために手間が掛からない方法はないかというのは、第1目標となっております。

ただ、ずっと置いておくと、活動が見えてこないということで、同時に少しでもいいから植栽ができないかということも同様に意見をいただきました。その中で、先ほど言いましたけれども、例えばですけれども、アジサイやスイセン、今年は道路入口の看板下に実際に植栽をして、活動を町民にピーアールしていこうということも同時にやっというふうに思っています。

それから、計画についての方向性なんですけれども、試験植栽なんですけれども、実際やってみて、1回目の植栽では半分以上が食害にあったということで、その後に45種類を植えたものの冬を越せるか。それから、うまく根が付くか、病気が付かないかとい

うことも継続してやっていきますが、やはり持続した園地魅力づくりという形では、試験植栽の結果というのは、かなり重要なウエートを占めるのかなと思っています。

今回、試験植栽、いつまでというのは申し上げづらいんですけども、植栽事業、魅力づくりというのは同時に進めた中で、なるべく早い段階で試験植栽の結果をまとめていけたらまとめて、そしてそれを絵に描けたらなというふうに考えております。いつまでというのは答弁できません。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 いろいろ、そういうことで試験をして進めているということ、これはやらなくてはならないことだろうというふうに思いますが、

いずれにいたしましても、園地整備の話が持ち上がってからも10年以上がたっているわけです。その中で、6年間はいわゆる計画の実施設計とコンサルに依頼をして、それが出てきたものに基づいて今、やっている結果だと思うんですけども。

私は、最終的にそういうものをあれして、どういう形で運営していくかということが1つの大きな課題、それをどういうふうにやっていくかということが見えない中では、なかなか前に進まないのではないかなというふうに思っております。

それで、事務段階の中では今、進めていることでいいのですけれども、やはりこれは10年以上も掛けて検討してきているわけですから、これをやるかやらないかというのは、やはり私は政治的に判断が必要だなというふうに思っております。そういう面で、町長がどういうふうに考えておられるのか、町長のご意見も聞きたいと思っております。

◎若杉政敏委員長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、政治的判斷か判斷ではないかというのは、私は政治的な判斷ではないというふうに思っています。必要な整備は時間の中でどうするかと、担当のほうも考えながらやっているわけですから、その中でいろんな知恵が出てくるというふうに思っております。

きっと柴田委員が言われるのは、やめるのならすばっとやめれという意味だと思ったんですけども、私はそうはならないというふうに思っていますので、あとはやはり程度と限度を含めて、いろんなアイデアがどんなふうに出てくるか、そういったものを推移を見ながら、私は少しずつでもいいから進めるべきかなというふうに、今は判断しているところであります。以上であります。

◎若杉政敏委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 最初の青柳委員の質問にかぶるかもしれませんが、新型コロナの対策についてということでお聞きしたいと思っております。

北海道で昨日時点で152名ということで、安倍総理はまだ日本国内では緊急事態宣言を出すまでには至っていないということで、出していないのが、今のところ先進国の中では唯一になります。

ただ、その中で、北海道は率先してもう2月下旬から緊急事態宣言ということで、国内で一番多い感染者がいるということ踏まえて、鈴木知事も行ったのではないかと、思っています。これについて、気になるのは情報公開の基準ということです。北海道でも昨日の段階で1名、感染が確認はされたけれども、個人の情報を出すのは拒否するというので、道内で1人だけれども、どこか分からないというのがありましたよね。

同じように、確かダイヤモンドプリンセスで全員降ろしたときに、最終検査をするのは嫌だということで2人、勝手に家に帰ったことがありましたよね。その後で検査は受

けたということですがけれども、帰っている間に感染者が出たということもあって、どこまで個人の人権が保護されるかということなのです。

今、新得町では、まだ十勝管内、中札内で男の子が一応退院したということなので、感染者は一応管内ゼロということになるのでしょうかけれども、この新得町でもし感染者が出たときには、すぐ対策会議を立ち上げてという報告がございました。

その中で、職員とか議員とか、それぞれの立場によって出たときの個人情報の出し方というのはあらかじめ決められているように、確か、表示があったと思うんですけども、もし、町民の中で出たときに、「自分の情報を出すのを嫌だ」というふうになったら、それは個人情報を最優先して、その人権を守るということになるのか。あるいは緊急事態宣言が出ている北海道の中で、やはりほかの人に近くに感染者がいるということをお知らせする意味でも、そういう個人情報は最優先しないということになるのか、町の対応についてお聞きしたいなと思います。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。まず、コロナ対策の部分については、北海道が主体的に対応しているところではありますが、その部分で北海道からいろんな協力依頼があれば当然、市町村、自治体も協力体制をもって対応していくというのがまず大前提。

もし、感染者が、陽性者が出た場合の、北海道の考え方といたしましては、本人の同意がないものについては、公表はまずできないということですので、具体的に言いますと、十勝管内で発生したもので、自治体名を言ってほしくない部分がありましたら、「十勝総合振興局管内」というような表示になろうかなというふうに考えております。

あと、町民のほうで、仮にうちの町から出た場合、その方の状況によって、本人が公表してもいいというような部分があれば、それは連携をしながら、どこまでどういう形で町民に知らせていくのかというのは、北海道と新得町と連携、それから本人、ご家族と協議しながら公表の内容を決めて公表をしていくと、そういうような流れになろうかなと思っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 今の課長の答弁であれば、当然、十勝管内、中札内のあの場合に、本人が町の名前を拒否すれば、十勝総合振興局管内ということにはなったのでしょうかけれども、今回の1名は一切出ていません。北海道というだけ。北海道の中でどこか分からないというのは、やはり身近に感染を広げないためには、それは個人の人権を認めすぎではないかなというふうに思うんです。

今、課長が言われたように、少なくとも十勝管内ぐらいやはり出なくてはならないと思うんですけども、本人が拒否すれば、北海道内ということでは終わってしまうことには、憤りを感じているんですけども。今後、似たようなことがあったときにはそうならないように、道のほうとも協議すべきではないかと思うんですけども、道のほうでも緊急事態宣言を出していながら、甘すぎるのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。まず、今言った、北海道内としか出していない部分については、なぜそうなったかというところは承知はしておりません。

仮に新得町民から発生した場合、ほかの町民にとって不利益な状況があるとか、もし

くは関連する方々に感染を防ぐために公表しなければいけないというふうに町が判断した場合、その陽性者の同意に基づいて保健所と協議をしながら、独自の情報を町民に提供するというのは可能だと思います。

今、委員から言われたように、北海道内しか言わないというところにつきましては、なぜそうなのかというところまで、理由は承知はしていないところがございますので、もし、町内で発生した場合については、十分そこは個人情報を守った上で同意した上で、ほかの町民にとって不利益もしくは感染の被害が広がらないような形で町民に公表するという事は協議していく必要があるかなというふうに考えています。以上です。

◎若杉政敏委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 微妙なところなんですけれども。あくまでも本人の同意の上でということが前提だとすれば、本人、全て出すのは嫌だと言えればそれまでですよね。その辺については、緊急事態宣言と出していなければいいです。この緊急事態のおかげで経済的にもたいへん迷惑を被ったりということがあるので、どこまでが個人の情報を保護するのかしないのか、その辺の情報公開の基準について、いま一度、道のほうときちっとしたものを出していただいたほうがわれわれは安心できます。よろしくお願ひしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。北海道のほうから取り扱いについてというふうに取り扱うのかということの通知が来ております。その中には、明らかに本人から同意のないものは一切公表はできないというふうになっております。

委員おっしゃるように、今後いろんな感染防止を含めて、どう公表していくのかというところをあらためてまた、北海道もしくは帯広の保健所のほうで確認をさせていただきたいなと思っておりますが、なぜ個人情報が一番優先されるのかというところの北海道の考え方としては、それを公表することによる風評被害であったり、その方の家族の、例えばいじめであったり、いろんな不利益を被る状況になるというところが、感染防止とのせめぎ合いで、どこまで出すのかというところのたぶん判断なのかなというふうには承知はしております。あらためてまた振興局のほうにも、その考え方を含めて整理をさせていただければと思っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 2点、お伺ひしたいと思ひます。

昨年の予算書と今年の予算書の中で、大きな違いが出てきているというのは、「会計年度任用職員」という言葉が発生して、これは総務課の中にも、また教育委員会の中にもその名称が使われて、人件費が計上されていると。

昨年、予算委員会総括質疑のときに、2020年4月1日から大企業、そして地方自治体は、政府が進めるところの働き方改革に対応しなくてはいけないというときに、どういった内容で対応していくか、まだ決まっていないという返事だったと記憶しています。

その後、恐らく組合の方々とか、担当の方々が話し合った結果、その働き方改革に対する取り組みがなされた。結果、名称も「会計年度任用職員」という形の中での予算づくりになったというふうに理解しているんですけれども。

その中で、準職員、臨時職員、時間給で働いているパートの方もおられると思ひますけれども、どういった部分が改善されて、どういった部分の待遇改善がなされたのか、これをまずお聞ひしたいのと、それによって、どのくらい費用が増えたのか。これをま

ずお聞きしたいのが1点。

それからもう1つは、新得の保育所と幼稚園の問題、これも本来は一般質問でやるのが本来なのかもしれませんが、予算委員会の場合はどうしても教育のほうと予算の費目が民生費と分かれてしまうものだから、今、ここであえて言って、聞きたいんですけれども。

今、新得保育所のほうにはもう100人を超える入所者がいて、片方、新得幼稚園のほうは恐らく28人とか、たぶんそのくらいの間。しかも、満3歳、4歳、5歳のところでいくと、複式の学級があるという話も聞いている。

それで、保育所と幼稚園の在り方として、片方は100人近くの間がいて、片方、幼稚園にはもう30人未満というような、幼児教育と乳幼児保育だから目的が違うんだけど、形としてゆがんできているというふうに前から思っていました。それで、もしこれを改善する方法があるのかないのかと考えたときに、保育所のほうは有資格者が足りなくて、そしてマンパワーも足りない。幼稚園のほうは、極端な言い方をすると、幼児の場合、満3歳になったばかりの子ともう4歳になる子が同じ教室で教育を受けるというのがあるわけですね。

要するに、入ったばかりのときに3月31日に生まれた子と前の年の4月2日に生まれた子が一緒に同居する、学年制だから仕方ないんだけど、これが複式になると、下手すると2年離れた子どもたちが同じ教室で学ぶというようなこともあり得るわけ。そうすると、4歳と5歳児の2年の違いというのは、同じ教室で学ぶとしたら、とんでもない年の差になるわけ。だから、この状況は何としても解消すべきだと。

そうすると、どういう方法になるのかといいますと、保育所に入所してくれている保護者の皆さんというのは、今、新得町におけるいろんな経済活動なり、いろんな事業に参加してくれているわけですから、これはもう非常にありがたい。保育所も守って、幼稚園も守る方法というのは、もう連携型の認定こども園にするしか、私は方法がないと思っている。

そして、そのスペースの問題うんぬんには、駅裏のほうに保育所があって、佐幌川を渡ったところに幼稚園があるわけですが、どちらかに統一して、連携型の認定こども園をつくるという発想をこれから持たないと、恐らくこれからは保護者の方々は社会参加してくれる。たぶん働いてくれる。今の保育所の形態がこれからはずっと続く。そして、幼稚園は今と同じように1学年、せいぜい7、8人とかという状態が続いて、複式をやるとかうんぬんで、まるまる2歳近く年の差が離れた子が同じ教室で幼児教育を受けるというゆがんだ形になり得るとすれば、先ほど言ったように、連携型の認定こども園というのを頭に入れて、これからは乳幼児保育、幼児教育を考えていくべきじゃないのか。この2点について、お伺いします。

**◎若杉政敏委員長** 渡辺総務課長。

**◎渡辺裕之総務課長** まず、今まで臨時の方が働いていただいたのが、法律改正によりまして、「会計年度任用職員」というものに切り替わったところです。今年の4月1日、令和2年度からスタートするというので、この間、条例改正をさせていただきまして、その後、関係の規則等、改正しております。

そのほかは、組合との協議もしながら、それぞれ該当する方に集まっておいて説明会を開いて、今、進めてきているところです。

その上で、まず改善の内容ということですが、一番大きく変わっているところ

が手当の改善というところです。この間の手当あったものを、職員と同様の、期末手当が職員と同率ということになりますので、2.6カ月分ということになって、今まで1.8カ月分でしたけれども、0.8カ月分の増ということになっております。

それと、休暇体制です。この間、年休とか休暇はついていたんですけれども、そのほかあまり休暇がなかったんですけれども、国の制度等を、国から来て示されているものを参考にしながら、結果的には国よりも少し上回る形としまして、各種の休暇、夏休みを含めてですけれども、休暇制度をかなり設けているところです。職員と同等まではいかない部分はありますけれども、かなり休暇については改善できたのかなと思っております。

あと、働いている方によりまして、短時間に切り替えている方もいますけれども、短時間の方につきましては、現給保障という形で金額が減額にならないような形で考えてきているところであります。

主な部分としては、そういうところになります。

あと、費用額につきましては、先ほど申し上げました期末手当の増によりまして、予算的にはおよそ1,000万円増加になっております。

そのほかのものとしたしましては、制度の改善だけではないんですけれども、給与額が上がっていたり、それに伴う社会保障料とかも変わったりしておりますので、その他としたしまして300万円ほど、金額が伸びているところになります。

4月からスタートするというので、スタートするのが完璧に整理できてスタートしたかという、実際動いてみないといろんな課題は分からない部分もあるかなと思っております。その辺は組合にも話しておりますし、運用しながら考えていって、改善の必要なものについては改善できるもの、変えていきたいなというふうには思っております。まず4月からスタートしていこうということで今、なっているところです。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 桂田児童保育課長。

**◎桂田聡児童保育課長** お答えいたします。まず現状の、2月末現在なんですけど、新得保育所の0歳児から5歳児までの園児数118名、通っております。うち70名が3歳から5歳児の園児となっております。新得幼稚園が3歳、4歳、5歳、こちらも同じく2月末現在で、25名の園児が通っております。

新年度、4月からの入園の予定でございますが、新得保育所が現在98名の4月1日時点での予定ということで押さえてございます。同じく4月1日時点で新得幼稚園が26名ということになっております。新得保育所の4月1日の3、4、5歳児については、65名ということで押さえてございます。

今、委員のほうからご質問がありました複式という形で、新得幼稚園につきましては、今年度、平成31年4月、1年、3、4歳児を複式というような形で実施させていただきましたが、やはり委員おっしゃったように年齢の問題等もございまして、新年度につきましては、元のクラス、3、4、5歳、それぞれという形で実施ということで現在考えてございます。

また、今後の出生数等によって、また保育所、幼稚園、子どもの数が変わってくるというのもございまして、その辺も勘案した中で、認定こども園というの1つの案として、今後検討のほう、進めていきたいというふうにございます。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 貴戸委員。

**◎貴戸愛三委員** 働き方改革の部分、今までずっとそういった臨職、準職員という形の中で扱ってきたのを、急に政府が働き方改革、要するに簡単に言えば、正規と非正規の格差をなくしなさいと出されたから、すぐそれに対応できるなんて思っていないので。

ただ、新得町役場が新得町で最大の雇用の場であるのは間違いのないわけで、そこにおいて、労働の対価と支払われる賃金というのは、ある意味新得町内にも経済的ないい効果を現している、私はそう思っているんです。だから、なるだけ国の方針に従った形の中で、正規、非正規の格差をなくす努力をしてほしいのが1つ。

同一労働同一賃金というのが国の1つの方針なんですけれども、同一労働の定義というのは正直はっきりしていないんです。だから、一概に全員同じ仕事をしていると言いませんけれども、そういった部分でやはり役場で働いている、ここで言えば会計年度任用職員の方々の待遇改善というのは、逆にそれをやっていくことで、地元の民間企業にもある程度波及していく。要するに役場が模範を示してやっていけば、民間にもその可能性が広がっていくんじゃないかというのが私の考え方なので、今後も、ぜひこういった待遇改善うんぬん、今、総務課長が言ったように、今、始まったばかりなので、これからは協議していくということなので、できればそういった過程の中で働いている人たちの待遇改善をやっていただきたいというのが要望です。

それから、児童保育課のほうなんですけれども、今、十勝管内でも認定こども園を設置している自治体が増えています。全体的には日本全国で今、認定こども園というのが増えてきて、減っているところも実はあるんですけれども、それは何だと言ったら、どうしても今までは乳幼児保育、幼児教育という形の中で明確に分かれていたものがなかなかそうはうまくいかない。

そういった中で、これを一体化して幼児教育も保育事業も一緒にやれる形を取ろうというふうに国の規制が緩和されたというか、変わってきたわけですから、だから取り入れるべきなんじゃないかなと。

そうすれば、さっき言ったみたいに、年の差2歳もあるところが同じ教室で学ぶとか、そういうおかしな状況もなくなるし、もう1つは有資格者の問題、やはり1カ所に集約することで、ただでさえ少ないところですから、なんとか有資格者を集めて、それでも足りないんだけどなんとかクリアできるように、今、保育事業でもお手伝いしてくれている町民の方々を集めることで、マンパワーを集めることで、保育事業の部分も今まで以上に対応しやすくなるんじゃないのかなというのが、この総括の質問の趣旨なので、できればこれからの部分について、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 渡辺総務課長。

**◎渡辺裕之総務課長** お答えいたします。今、臨時の方、会計年度任用職員の方、待遇改善をということで、待遇改善、非常に大事なことかなという認識はしております。どのような形でできるかというのは、今後考えていきたいなと思います。

その上で、どこまでできるのかということも含めながら、考えを進めていきたいなと思っております。

**◎若杉政敏委員長** 桂田児童保育課長。

**◎桂田聡児童保育課長** お答えいたします。有資格ということで今、マンパワーのことでお話しをいただきましたが、幼稚園、屈足と新得の保育所を合わせて、有資格者プラス無資格者も合わせて80人を超える、代替も含めてになるんですが、今、人数でやって

おります。そこにまた、児童保育課で抱えております発達支援センター等々も含めると、80名を超える人を雇った形で今、進めているということもありまして、なかなか有資格問題、苦慮しているところでもあります。

先ほどの答弁の繰り返しにもなるんですが、認定こども園も1つの案として、また教育の良さというのも当然幼稚園のほうもございますので、またその辺も鑑みた中で、新得町として何が一番いいのかということもあらためて職員一同、勉強させていただいた中で、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 なければ、これをもって、総括的質疑を終わります。

---

### ◎一般会計 歳出 第1款 議会費全般

◎若杉政敏委員長 次に、予算書の55ページをお開きください。第1款、議会費の審査を行います。55ページから57ページまでの、第1款、議会費全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第1款、議会費を終わります。

---

◎若杉政敏委員長 ここで暫時休憩し、午前の部を終わらせていただきます。1時まで休憩いたします。休憩の後、委員長席を長野副委員長と交代いたします。

(宣告 11時59分)

◎長野章副委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

---

### ◎一般会計 歳出 第2款 総務費(第1項 総務管理費)

◎長野章副委員長 予算書の58ページをお開きください。第2款、総務費の審査を行います。58ページから95ページ上段までの、第1項、総務管理費についてご発言ください。湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 65ページ下段にあります職員研修経費でございます。令和2年度も前年と変わらないような研修内容なのかということと、今、職員の中でこういった課題、問題点をお持ちなのか、お伺いします。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。令和2年度の研修内容につきましては、基本的に令和元年度と内容は変わっておりません。庁舎外の、北海道で行われる研修への参加ですとか、十勝町村会での研修、また、役場内で講師を招いての研修を中心に考えているところです。

課題につきましては、これも継続的な課題というところになりますけれども、年齢層が変わらず若年化してきている中で、それぞれの役職の配置というのが必要にはなってくるんですけれども、それぞれの役職は低年齢化してきているということで、経験が足りない中で、次の役職に就かなければならないということも出てきている場合もあります。そのような中で、それぞれの役職に応じた研修というのが必要かなということと、あと、その役職、課長、係長が部下をどう見ていくかということの研修も大事なかなとい

うふうに思っているところです。

今年度、研修とは別なんですけれども、それぞれの職員の自分の特性を知りながら自分のスキルを高めていくということと、部下の指導の仕方をどういうふうにしていったらいいかという観点から、職場のストレスへの対処ということも含めてなんですけれども、管理職の中でそれぞれ対応していったものがありますので、そういうのを今、管理職のほうに返しているところです。それをういながら、各職場の中で、縦の流れの中での職場づくりというのですか、組織づくりというのが大事なかなというふうに押さえているところです。

◎長野章副委員長 湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 ありがとうございます。人材育成基本方針にのっとっていろんな研修をされているのかなと思います。前年度も同じような課題を抱えている中で、皆さん苦勞されているなというふうに思っているんですけれども、組織の中でどういう問題点があるのかというのを自分たちの中で課題を洗い出しながら、それに応じた研修というのを受けていく必要があるかなと思いましたが、今、ご答弁をいただきましたら、そういったことをされているようですので、ぜひ2年度も続けていただきたいと思います。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 今、いただきましたご意見、参考にしながら、今後も継続的な職員の資質向上を含めた研修ということで進めたいと思います。

◎長野章副委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 64ページの真ん中辺に花火がございます。それと、86ページの屈足支所のところで質問したいと思います。

花火でございますが、簡単でございます。評判はいい。でも、もうちょっと早くならないかなという方が何人かいらっしゃる。暖かい7月か8月ぐらいにはやってもらえないだろうかという要望もあるということを入れておいていただいて、ご返事いただきたいなと思います。

それから86ページ、屈足支所のことですが、中村支所長は頭がいい。それから、実行力が、屈足の支所長としては本当に素晴らしい、勤めていただいた。屈足の町民はみんな褒めるだろうと。そこで、あまり褒めてばかりいてもダメなので、質問をさせていただきます。

1つ聞きたいのは、地域活動協力隊、ここに地域振興1名というのがありますが、これは屈足の募集ではないかなと思うんです。協力隊で屈足にこの人は来るか来ないか、質問をしたいと思います。

それからもう1つは、支所長、屈足の振興ということで、農協の建物の跡地ですとか、いろいろ探し合っているグループがあります。そのグループの中に支所長が加わっていたら、どのような話し合いが今、行われているかというのをお聞かせ願いたいと思います。以上2点、よろしくお願いします。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。輝一夜新得花火大会ということで、開催時期についてということです。

まず、現在は実行委員会形式ということで行っているんですけれども、ここに至るまでには、東根市との友好都市の締結20周年を記念して、その記念事業としてスタートしたものです。

町で行ったものなんですけれども、その後、こういうのを続けてほしいというお話しをいただいた中で、継続的にしていくためには町民の方も一緒にとということで、実行委員会形式に切り替えて行ってきたところで、令和2年度は第6回目を輝一夜としては迎えることとなっております。

その上で、時期なんですけれども、2年度につきましては、もう実行委員会が動き出しておりまして、8月29日ということで決定して、もう準備を進めているところです。この時期というのが、先ほどお話しした東根市との友好都市の締結ということで、開拓記念の時期ということで、この間ずっと8月末とか、9月とかになっているんですけれども、2年度、オリンピックの時期ということもあって、そこからも少しずらすということも含めて、この時期にさせていただいたところです。

合わせて、この時期というのが、花火大会が十勝管内とか、あちこちでこういうのが続くことが多くて、時期を若干ずらして行ったほうが多くの方に来てもらえるだろうということも含めて、少し、季節的には夏からずれているのかなと、確か、そういう記憶をしているところです。

今後につきましては、そういうこともいろんな経緯とか背景も踏まえながら、実行委員会のほうに報告をしながら検討していただくような形を取りたいなと思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 中村屈足支所長。

◎**中村吉克屈足支所長** お答えさせていただきます。最初に、褒めていただきましてありがとうございます。

地域おこし協力隊のことだと思うんですけれども、今、屈足地域活性化推進支援員として、地域おこし協力隊を募集しております。平成29年1月から平成30年11月まで、1年10カ月、女性の方がやって、地域おこし協力隊として屈足のほうに配属されて、先ほど話がありましたけれども、屈足を考える会とか、フォトコンテストとか、Facebookで屈足のことを発信したり、地域のことについていろいろ積極的に参加していただき、効果があったなと思っております。

その後、本人の都合でやめられて、以降、募集をしております。町のホームページとか、地域おこし協力隊のサイトだとかに、何回か問い合わせがあるようですけれども、なかなかそこまで入ってこない。その辺は範囲が広すぎるかなと。屈足地域おこし協力隊、屈足地域全部の活性化だというような位置付け、具体的には、観光資源、各種イベント、魅力発信とか、屈足地域のコミュニティの発展とか推進、若者の交流による人材育成、空き家空き地対策、屈足地域活性化、全般をお願いしたい。そういうことで範囲が広すぎるかなというふうな思いもありまして、もう少し限定的に絞ったほうがいいんじゃないかなということを担当のほうとも話しております。

それで、先ほど屈足を考える会というのはどういう話し合いになっているかということもありまして、旧農協事務所の話も出ましたけれども、屈足を考える会でそのことについて話し合いながら、屈足地域の今まで培ってきた、屈足は皆さん一生懸命地域づくりをしたり、人のつながりが非常に強いと。だけれども、だんだん減少してきていると。その中で、今後、屈足がどうなっていくのだろうかという、そういう心配の中で、屈足を考える会の中では考えて、話し合いの中では、そういう空き店舗を使いながら、今までの屈足の良さを、人の交流とか、人材育成をしていこうと。特に若い人の人材育成をしていきたいなと。あと、道の駅的なものも作ったらどうかと、そういうような話し合

いをしていると。

そんな中で、そういうところに地域おこし協力隊がある程度はまっていけばいいのかなという思いもありますので、地域おこし協力隊を引き続き募集をかけながら、ある程度限定的にというか、やることをもうちょっと絞りながら、屈足の地域おこしに協力してもらおうというような形で募集していきたいなというふうに考えております。以上です。

◎**長野章副委員長** ほかに。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 2点ほど、質問いたします。

75ページの一番下段の空き家活用奨励金190万円の関係ですが、先ほど長野委員の質問の中で空き家対策の関係について質問がありました。令和3年から新たな計画を策定するということをございますけれども、実はこの空き家改修費の助成でございますけれども、空き家を取得し改修、自分で住宅にする、あるいは賃貸で貸す場合も対象になるということになっているわけですが、例えば建設会社等が空き家を改修し、そして販売した場合に対象になるのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、77ページの上段のほうにある定住住宅建設促進事業補助金、3,600万円でございますが、今年度、何戸なのか、お知らせいただきたいと思えます。よろしく願います。

◎**長野章副委員長** 東川地域戦略室長。

◎**東川恭一地域戦略室長** 柴田委員の質問にお答えします。

まず、空き家の活用促進住宅の関係ですけれども、法人の方でも対象になります。

続きまして、定住住宅建設促進の関係ですけれども、昨年度から公募方式で実施しておりまして、令和2年度におきましては、世帯向けの1棟4戸を2棟、単身向けの1棟4戸を1棟公募する予定であります。以上です。

◎**長野章副委員長** 室長、最初のほうが聞こえなかった。

◎**東川恭一地域戦略室長** すいません。空き家の活用住宅の対象ですけれども、法人の方も対象になります。以上です。

◎**長野章副委員長** 柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 今、答弁をいただきました。それで、個人がやる場合にはもちろんでございますけれども、会社以外にもあるのかもしれないけれども、私の知っているところでは、会社の人たちが空き家を次々と改修、そして、改修した後に販売する。その場合には対象にならないというような話を聞いているんですけれども、やる方法についてはいろいろあるのかもしれないけれども、いずれにしても、空き家対策、空き家をなくしていくという観点からいうと、やはりそういう場合でも対象にしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ぜひとも、令和3年、いわゆる新たな計画を作成する段階で、それらも対象になるように整備をしていただきたいなというふうに要望しておきます。

◎**長野章副委員長** 東川地域戦略室長。

◎**東川恭一地域戦略室長** 柴田委員の質問にお答えいたします。

この空き家の活用促進制度なんですけれども、今年度までの事業となっておりまして、ちょうど見直しの時期になりますので、今、委員からいただいた意見も踏まえまして、次、どういった制度にするかというところを調査・研究しながら検討したいと思えます。以上であります。

◎**長野章副委員長** ほかに。青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 先ほど湯浅真希委員も質問しましたがけれども、職員研修の関係についてなんですが、先だっの一般質問の中で、職員の研修について若干触れたんですけども、今回の一般質問の中で再生可能エネルギーの活用で地域経済を活性化したらどうかという質問をいたしました。

その中で今回、私、鹿追町とか富良野市とか、訪問したわけなんですけれども、特に鹿追については、7、8年ぐらい前に1回行ったときと比べて、バイオマスプラントがそのときは1機しかありませんでしたけれども、今回は13機のバイオマスプラントが活動しているわけですよ。あるいは役場の公用車ですけども、水素で走る車、これは実験的に走らせているということなんですけれども、いずれにしても、鹿追の中では、バイオマス関係でかなり地域経済の活性化を生み出しているという印象を受けたわけでありす。

その根底にあるのが、やはり役場の職員の皆さんの非常に前向きな姿勢といいますか、熱意といいますか、そういうものがかなり作用しているなという感じがいたしました。

まず、町長の決断がなければできないことなんですけれども、それがあって初めてできることなんですけれども、とにかく先進諸国に行って、やはり結構時間を掛けて勉強をしてきているわけですよ。1カ月も2カ月もということではないんですよ。何週間かぐらいなんですけれども、やはり基礎的というか、予備知識をしっかりとつかんできて、その町に合ったものということでやっているわけですよ。

ですから、この令和2年度の予算には間に合わないのかもしれないけれども、ぜひ今後、いわゆる次世代型産業、それに向けての研修というか、勉強というか、やはりしていく必要があるんじゃないかなというように気がしております。ぜひ、そういう方向で将来の新得町を考えて、そういう研修も必要ではないのかなという気がしております。その点について、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

それから、2番目ですけども、78ページになるのか、先ほど長野委員も質問したのですが、インターチェンジの関係ですよ。これも、町民の長年にわたる願望なんですけれども、いつまでたってもできないなという印象なんです。昨年、4車線化の工事を始めるという報道が出たその瞬間に、音更町の長流枝パーキングエリアですよ。あそこでインターチェンジを造るというニュースが報道されたわけですけども、あれを見て一瞬、個人的にですけども、先を越されたなという気がいたしました。新得、無理ではないかなという気がしたんですけども。

しかし、裏を返せば、あそこでできたのだから、新得町もできるのではないかという、逆に私、期待感を持っているんですけども。先ほど長野委員の答弁の中で、着実に進んでいるという答弁があったわけですよ。その可能性なんですけれども、これ、本当にどの時点ではっきりするのかということ、前から関心を持っていたんですけども、その辺をひとつお聞きしたいなというふうに思っております。

それからもう1つは、これは金額は少ないんですけども、とかち航空宇宙産業基地誘致期成会負担金となっていますよね。大樹町でロケットを打ち上げて、盛んに実験をやって、それで町がえらい元気になっているというふうになっているんですけども、これとうちの新得の町との関わり方といいますか、どういうのがあるかを確認したいと思います。

**◎長野章副委員長** 金田副町長。

**◎金田將副町長** 研修の部分についてお答えさせていただきます。

先進諸国に行つての研修ということでもありますけれども、何年か前にも外国でそういう視察がある場合に、例えば農協だとか、そういう関係機関と一緒に研修に行くことも、別に予算も取っていますので、その部分については、もしそういう機会があれば、職員を募集かけても取り組んでみたいなというふうには思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 福原地域戦略室長補佐。

◎**福原浩之地域戦略室長補佐** 追加インターチェンジに関して、お答えいたします。

今、委員が可能性についてということでお聞きしたんですけれども、確かに昨年、長流枝が、音更町なんですけれども、スマートインターチェンジの追加要望を出してまして、準備段階調査箇所選ばれました。

新得町につきましても、上り1車線、下り1車線で、今まで暫定2車線なんですけれども、これが4車線化になることが決定しました。今、NEXCO（ネクスコ）のほうで、詳細な調査等を行っていると思っておりますけれども、その4車線化に合わせて、新得のスマートインターチェンジを準備段階調査箇所に認定していただけるように、最大限努力をしていきたいと思っております。

可能性が何パーセントとか、そういうことは今の段階では言えませんけれども、最大限努力をしていきたいと思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 東川地域戦略室長。

◎**東川恭一地域戦略室長** 青柳委員の質問にお答えします。

航空宇宙産業基地誘致期成会の関係ですけれども、十勝圏に航空宇宙に関する施設や企業を誘致して航空宇宙産業基地を形成することにより、夢や希望にあふれる未来をつくろうということで、昭和61年8月に十勝の航空宇宙産業基地の構想研究会というものが発足しまして、大樹町と陸別町において、航空宇宙に関する調査・研究を行ってきたところであります。

平成27年1月に、国において新宇宙基本計画が策定され、国の動きが活発になって、大樹町が有力候補となったところであります。

それを契機としまして、平成28年2月に、研究会の臨時総会にてとちか航空宇宙産業基地誘致期成会を格上げして、期成会を組織して取り組んできたところであります。十勝全体で取り組んでいこうということでありまして、新得町としては、町長が委員に入っているというふうになっております。以上であります。

◎**長野章副委員長** 青柳委員。

◎**青柳茂行委員** 副町長の答弁で、農協、その他と一緒にいくという答弁をいただいたわけなんですけれども、何回も繰り返しますけれども、将来の町づくりを考えた上で、やはり再生可能エネルギー活用の構想といいますか、現時点でそういうものがこの新得の町にあるかどうか、私自身もしっかり確認はしていないんですけれども、正直申し上げて、将来こういう方向でいきますというのは、今のところないんじゃないかなという気がしております。あれば聞かせていただきたいと思うのですが、やはりそういうのをいち早く立ち上げて、10年、20年先を見据えた町づくりをなんとか目指していただきたいものだなというふうに思います。その辺、あらためてお聞きしたいなと思います。

もう1つ、私はインターチェンジの関係で若干心配しているんですけども、4車線化の工事を進めていると同時に造っていくものなのか、4車線を造ってからそういうのを造るのかなと。4車線化全部、完了してしまったら、インターチェンジをその後で造れる可能性があるのかなと、そういうような若干私自身の心配なんですけれども、その辺

はどうなのかなど。同時進行でできるものなのかなど、その辺、私自身気になる  
ところであります。

とかち航空宇宙産業基地誘致期成会については理解いたしました。以上です。

◎**長野章副委員長** 福原地域戦略室長補佐。

◎**福原浩之地域戦略室長補佐** 追加インターチェンジに関しまして、お答えいたします。

今、道東道に関しましては、暫定2車線を4車線化するということで、全体的な動き  
になっております。今、暫定2車線から4車線が完了した後にスマートインターチェン  
ジをつけることが可能かということなんですけれども、基本的には暫定2車線にスマー  
トインターチェンジをつけるのではなくて、4車線化されてからインターチェンジをつ  
ける。なぜならば、暫定2車線の状態でスマートインターチェンジをつけた場合、4車  
線化のときにまた手直し、工事のやり直しということになりますので、基本的には4車  
線化後にスマートインターチェンジをつけるというような形で事業を進めていきたいと  
思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 浜田町長。

◎**浜田正利町長** エネルギー問題、私の姿勢も含めてあえて答弁させていただきます。

バイオマスに限らず、やはり再生可能エネルギーというのは、これから自治体として  
も追求していくというのはもう当然のことだというふうに思っています。

とりわけ新得、北電さんの方から言われると、今の水力の能力だけでいきますと、1,  
200パーセントという話を聞いておりますので、そういう意味で本当に先進地だなどい  
うふうに思っています。

その上で、官が主導するか、民が主導するか、誰が主導するかと、いろいろ議論が分  
かれるところもあるんですけれども、その選択肢の1つにやはりバイオマスというのは、  
これはどうしても追求していかななくてはならないと思っています。

また同時に、なかなか前に進みませんが、やはり私は、地熱はやっていくべき  
だという立場でありますので、これらについても、これからも努力していかななくてはな  
らないかなというふうに思っています。

また、小水力というものも、場所によってはまだまだ私、可能じゃないかなという、  
そういう印象を持っておりますので、これらについても、いろんな方と相談をしながら  
少しでも前に進めるように対応していきたいと、姿勢という意味では前に進みたいとい  
うふうに思っております。以上であります。

◎**長野章副委員長** ほかに。若杉委員。

◎**若杉政敏委員** 1点だけ、ご質問いたします。

88ページ、備品購入費、車両購入費ですよね。ルール違反かもしれませんが、  
総務費としてご質問させていただきますけれども、予算説明資料の中で、集計表があり  
ますよね。17番、備品購入費。前年対比の倍増というのが気になったんです。この中で、  
車両を含めた施設の備品だとか、機械だとか、単年度でこれだけの買い物をするという  
ことは、各部署とのつながりというのは、総務課の中では押さえていないのでしょうか。

◎**長野章副委員長** 渡辺総務課長。

◎**渡辺裕之総務課長** お答えいたします。前年度と備品購入費の相対を比べて、前年度  
と倍ぐらいあるということのお話しでした。令和2年度につきましては、消防の車両と  
温泉輸送車の車両の導入を予定しております。その2つがかなり金額が大きくて、2つ  
で7,000万円ぐらいは確かいくかなと思っております。

◎長野章副委員長 若杉委員。

◎若杉政敏委員 その詳細は分かります。ではなくて、総務課として、たぶん各部署の予算が上がってくると思うんです。その中で、今、私が気になったのは、車両だとかそういうものがこの年だけで11件ぐらいあるんです。計画性を持ったやり方なのか。たまたま古くなったからとか、それが理由だったらもうしょうがないんだけど、もうちょっと計画を持った形でやれないのかなと、私は思うんです。全然、気になりませんでしたか。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。車両の更新計画というところでのお話しをさせていただきます。

この間、各課から車両が上がってきたときには、基本的にはその都度車両の状態を見ながら必要性を見て、査定をしながら決めていくという形を取っております。

考え方は基本的に変わらないんですけれども、なるべく持たせていきたいというところがありながら、かなりここ数年、車両が途中で故障等、また修繕にかなり金額が掛かるというような車両が増えてきていました。

そのような中で、車両の更新計画自体をしっかりと作っていなかったものですから、あらためて更新計画を作ろうということで、製造の年数ですとか、走行距離、ここ数年の車両の修理状況等、各課から上げてもらいまして、その上で、車両の更新の一定の優先順位というのを作りました。

それに基づきながら更新をしているところなんですけれども、確かに、少し最近修理が多いということがあったので、その辺の更新を少し早めるというか、ダメになりそうなのは、一時期集中しても仕方がないかなという思いもやりながら整理をしたところですので、そのような中で、台数が多くなってしまったところもあるかなと思うんですけれども、考え方としては、計画を作った上でそれにのっとっていくという形を取った結果という形になります。以上です。

◎長野章副委員長 若杉委員。

◎若杉政敏委員 理解しますけれども、例えば、施設が新しくなりました。トムラウシの温泉だとか、リフォームしたとか、最初から分かっているんですね。そこでもしかしたら、お湯を運ぶ車とか、消防車、計画が立ちますよね。理屈をつければなんぼでも理屈をつけられると思うんです、課長の言うとおりの。もうちょっと本当に計画を持ったやり方をしないと、ほかのものでもそういう形で各部署から上がってきたものを全て吸い上げていたら、同じ質問されると思います。もうちょっと計画性を持った形でやってもらわないと。これからよろしく願いいたします。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 先ほど2回目に答弁した補足みたいな形になるかもしれないんですけれども、大きな事業全般につきましては、財政管理計画というのをういながら、長期的な計画の中で、財政計画に載っていないものは原則予算を認めないということでやってきております。

車両につきましても、大きな額については、財政管理計画に基づいてやっておりますので、消防ですとか、温泉についても財政管理計画に基づきながら計画的にやっております。

その上で、先ほどの台数につきましては、あらためて通常の乗用タイプというのです

か、乗用のサイズにつきましては、そのような車両の更新計画というのを作った上での現在の状況になったということでございます。ご理解いただければと思います。

◎長野章副委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 2点、お伺いしたいと思います。

81ページ、駅前周辺の再整備についてということで、令和2年度、基本計画設計とロータリー設計ということで、この設計がいよいよ行われていくわけですがけれども、今までの説明を聞いていて、当然、民地にまだ手を付けないということで、町有地の範囲の中でやるということは取りあえず理解はできるんですけども、周辺にいつの間にかシャッターが閉まりっぱなしだななんていうところも含みながら、これ、基本設計ですので、実施設計までにもう一度大きな見直しが必要なのではないかなという思いがします。

今までの説明を受けた中でも、何とも線の細いといいますか、目玉がないというか、一応、コンセプトの中ではにぎわいづくりということが言われているんですけども、どういう形でにぎわいづくりをするのか、いろいろな計画は出ていても、なかなか具体的なものがない。

例えば、前回、総務厚生常任委員会でも道外の視察の中で、大和市の図書館なんかも見てきました。人口も全然違うし、簡単には参考にはならないんですけども、そこを文化の中心としていろいろ機能をそこに含めながら人を集める。

それから、帯広もそうです。図書館もちょうど耐用年数が来たということもあるんですけども、駅のそばに持ってきて、そこに文化的に人を集める。子どもも集めるというような、その計画で町づくりが行われています。

それから、いつも言われることですがけれども、新得は鉄道の町ということで、スキー場の下でSLを持ってこようかという話もありましたけれども、これはSLだけ持ってきてただのお飾りにしかならないわけで、もしそれを持ってきたのだったら、十分に生かせるような鉄道の博物館ですとか、そういうものも併設していくとか、それから、今回の計画の中では公衆浴場、耐用年数が来たということで移動するんですけども、その中に、今までも出ていましたけれども、合宿の施設も造りながらのより幅広い利用を行える浴場施設というのか。

具体的な目玉が何か見えないなど、夢ばかりはたくさん語るんですけども、こうしようという目玉がなかなかなくて、結局、ロータリーだけ設計し直してやったら、それで終わってしまうのかななんていう、最悪の危惧もするわけですがけれども、地域戦略としてこういう目玉を作っていくというふうなことは、この計画の中になかったものなのか。それがひとつ心配なところでお聞きしたいところです。

それから、次に93ページ、地域おこし協力隊、今年はこの地域おこし協力隊の中で募集ではないんですけども、今までにも何回か、教育委員会でお話しをさせていただきました。

今年度で新得町の開町120周年の記念の行事が終わって、121年目に入っていくんですけども、これ、120年のときにもっと声を大きくして言えばよかったのかなとも思いますけども、町長が常日頃、歴史の重みということを言われております。歴史を伝えていくというのは、年寄りには身近に感じるからあれなんですけれども、若い人に伝えていくというのは、たいへん根気のいる仕事だし、繰り返し、繰り返し、これを伝えていかなければなかなか将来にわたってこの新得町の歴史というのは伝わっていかないような危惧があるんです。

その中の伝えていく施設の1つに、上佐幌小学校のふるさと館があって、ふるさと館とは言いながら、町の立ち位置では収蔵庫ですよね。必要なときに鍵を開けて見せる。これも常に開けば経費の掛かることですので、致し方ないことは十分分かるんですけども、中の整理の仕方がなかなか遅々として進まない。

ちょうど教育委員会には学芸員の資格を持った方もいらっしゃるのですが、教育委員会に来たときにはたいへん期待もしたんですけども、ほかの仕事が多くて専門の学芸員ということの肩書を生かすことができない。

また、歴史のものというのは、それなりの知識がなければ簡単にはできないことだと思いますので、この地域おこし協力隊の中に学芸員の、特に地域の歴史に携わることのできる学芸員の資格を持った人をぜひ募集していただきたい。

3年たったあとの心配というものもあって、なかなか手を挙げづらいということはあるのかもしれませんが、私は新得で歴史を伝えるのは、町長の情熱が空回りしているの、具体的なものになかなか広がっていかないのかなという気がいたします。

小学校の郷土の学習ということでは、少しの間は教えるのでしようけれども、なんとか繰り返し、繰り返し伝えていくことの手段の1つとして、私はふるさと館をもう少し専門的な整備を、立派な施設というよりも、中身の質的に高めることのできるような施設、絶対必要だと思いますので、正職員として入れるのは難しいと思いますから、この地域おこし協力隊を上手に活用しながら専門性を持った中に一歩足を踏み入れていただきたいなということを再度、お願いする形で質問したいと思います。

**◎長野章副委員長** 福原地域戦略室長補佐。

**◎福原浩之地域戦略室長補佐** 駅前周辺再整備についてお答えいたします。

まず、駅前のシャッターが閉まっているお店等々あるということで、今回の再整備が約1.4ヘクタールで民地を含まないのかということのご質問だと思います。

われわれ新得町として、今、駅前周辺再整備の基本構想を作っていた中では、当然、商工会さんから作っていただいた計画も基にして、計画のほうを作っております。

その中で、空き地、当初、商工会の案ではフクハラのほうとか、いろいろ幅広い範囲で計画が載っていたんですけども、その地権者等と話し合っている中で、今、取りあえず進めていくべきは町有地である1.4ヘクタールで進めていきたいというふうに考えて、今回基本構想のほうを作っております。

来年につきましては、基本計画ということで、具体的な施設の配置案等を検討してまいりたいと思っておりますけれども、今の段階では、民地のところについて買収をして、どこかそこに施設を入れるとか、そういったことは今の段階では考えておりません。

ただ、駅前の再整備というのは、今回、町が計画しているものが終わればそれで終わりということではないと思っております。当然、駅前というのは町のシンボル、顔でありますので、今後、5年、10年、分かりませんが、そういったときに民有地の空き地等、そういったものがあれば、どういった機能を持たせて、どういった再整備が必要かというのは今後、検討していけるのかなと思っております。

ただ、今回の駅前の周辺再整備につきましては、繰り返しになりますけれども、今の町有地の約1.4ヘクタールで、まず再整備をいったんやってみて進めていきたいと思っております。

それから2点目の、にぎわい、にぎわいと言うけれども、どういったものをメインにしているんだということなんですけれども、基本構想ではメインコンセプト、人が集い、

笑顔が広がる、駅前の周辺のにぎわい創出ということで、重点コンセプトを3点ほど決めさせていただいております。それに基づいてどういったにぎわいを創出できるかということは今、考えております。あくまでも、メインターゲットとしているのは、今回は地域住民が交流して立ち寄ってくれる場所をつくるということを考えております。ですので、集客する施設としましては、複合商業施設がメインとなるとは思いますが、先ほど委員が言われたとおり、温浴施設やイベントスペース、そういったあらゆる施設を複合的に活用して、地域の皆様、町民が訪れやすい駅前とする、そのようなことを目指したいと思っております。

地域住民がにぎわって集まってくるところに、観光客とかもどういった場所なんだろうという興味を持たれて集まってくると思っておりますので、駅前周辺再整備のメインターゲットとしては、あくまでも地域住民が交流し、立ち寄ってにぎわいを創出することを中心に考えていきたいと思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 岡田社会教育課長。

◎**岡田徳彦社会教育課長** 菊地委員のご質問にお答えいたします。

歴史の伝承ということの部分でございますけれども、ふるさとの歴史の伝承につきましては、社会教育の面でも重点施策の1つとして、例年、力を入れているところではございますが、なかなかやはり歴史に精通している職員ばかりではございませんので、そのあたりにつきましては、郷土研究会の皆様方にいろんな面でご協力をいただいているところでございます。

上佐幌に設置しております旧上佐幌小学校の建物を活用した郷土資料収蔵庫でございますけれども、整理が進んでいないという部分につきましては、進んでいないといえますか、内部では常時進めておまして、郷土研究会と協力いたしながら、最終段階にもう一歩かなというふうには思っているところなんですけれども。

先ほど委員おっしゃいました学芸員の配置ということでございますけれども、どこまでそこを活用していくかという部分について、学芸員の配置までは今、教育委員会としては考えてはいないんですけれども、かねてから郷土研究会からも要望はございますし、郷土資料館の設置の要望もずっと引き続き出されているわけでもございます。

上佐幌の収蔵庫が最終地点ではないかなというふうにわれわれは思っております。できれば、本来であればもっと身近なところに、そういう郷土資料を気軽に見られる場所があればいいのかなというふうにも思っておりますし、今、上佐幌の収蔵庫で学芸員を配置して、整理はできるかもしれませんが、それを有効に活用できるかというところがわれわれも勉強不足で、まだこれから調べていかなければならないかなと思っております。

いずれにしましても、専門家という部分につきましては、必要性がないわけではないかなというふうには思っておりますので、これから今、いただいたご意見を参考にしながら、必要性を含めて勉強させていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 東川地域戦略室長。

◎**東川恭一地域戦略室長** 菊地委員のご質問にお答えします。

今、社会教育課長のほうから答弁がありましたように、地域おこし協力隊の活用については、社会教育課と連携しながら考えていきたいと思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** 菊地委員。

◎**菊地康雄委員** 民地にまで広げるとするのは、次の段階でもあるんですけれども、今、

身近な民地が空きそうになっているときに、それを今、構想の中に入れていないで、後からそれについてと考えるのはいかがなものかという声もあるものですから、この基本構想の中で、その辺の余地も少し残しておくべきかなという気がいたします。

ただ、当面、町有地でということは、議会そのものも皆さん理解していることでありますので、それをあえて民地まで広げてということは今はいきませんが、むしろ今、コンセプトと言われたにぎわいづくり、町民を中心に集まってもらってということは、当然、春夏秋冬で冬もあるわけです。冬なんかにも集まってもらうためにはやはり建物の中ではなくてはならないし、ひとつひとつのものが、別々にあってはなかなかつながりもできないので。

それで、例えばということで図書館を利用するというようなほかの町の例を出したんですけれども、新得町の図書館、昭和52年か3年なので、まだあと20年ぐらいは耐用年数があるのでしょうか。図書館が移るのはその後だと言われてしまえばそれまでなんですけれども、商工会が計画の中に言っていた冬も使えるアトリウムという部分が、その図書館の一部にでもあれば、子どもが集まれば親も集まる、ついでに買い物をしていくという、そういう集客にはもってこいの施設だなとなんていう気持ちがありながら、ぜひにぎわいづくりの核になるものは何かということを考えていただければと思います。

今までの話、いろいろ聞いていても、総花的というか、総論だけというか、言葉悪くすれば薄っぺらいというか、もう少し具体的ににぎわいづくりの核があったらなど。町民の中には当然鉄道博物館でしょうという話もありますけれども、そんなことも含めながら、その核になるものとは何かというのを少し具体的に、基本計画を出している中で示していただければ乗りやすいかなという気もしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊なんですけれども、今、課長のほうからあそこはあくまでも収蔵庫だと、もっと近いところにいいものがほしいと、近々実現するのかなんていう思いもしながら、あの施設が町の中にあれば言うことありません。にぎわいづくりの場所にもなるだろうし。すぐにそれを求めることができるのかどうなのか。

ただ、整理の仕方というのは役場の職員だけでは無理だと思うし、郷土研究会も専門家がいるわけではない、ただ歴史が好きだというだけの集まりなので、やはり専門的に整理するにはどうするか、それは今後にも必ず伝わっていくと思うので、せつかく地域おこし協力隊といういい政策があるのだから、それを利用しない手はないと常々、付き合いもの同士で話し合いしているんです。ぜひ前向きに検討をしていただいて、それを一緒にやることによって、教育委員会の職員にもそのノウハウというのが伝わると思うんですよね。

そんなことも含めて、例えばもう1つ、縄文時代の中期に出てきた土器が釧路の博物館から返ってきて、今、新得町にあって、芸能芸術祭やなんかでも展示もしているんですけれども、ただ、それについて考古学となると、詳しい人、全くいない。宝なんだと言いながら、ただそれを展示して終わりという、もったいないことになっているので、ぜひそういうことを深める意味でも、歴史の重みを具現化する意味でも、必要なことじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただければと思います。

◎**長野章副委員長** 福原地域戦略室長補佐。

◎**福原浩之地域戦略室長補佐** お答えさせていただきます。駅前周辺再整備、今年度、

基本構想のほう策定させていただきまして、来年、基本計画の策定という形に進んでいこうと思っております。

当然、委員から提案のありました図書館まではいかないと思うんですけども、いろいろな先進事例を見ますと、子どもを連れてくる親御さん、そういった世帯の方が集客するには、やはりそういう本が置いてあるスペースがあると来やすい。当然、オープンカフェとかそういったものを検討しておりますので、その中にどういった委員からの提案が受け入れられるか、今後、検討していきたいと思っております。

確かに、恵庭市とか集客のあるところを見ると、図書館ではないんですけども、図書を置いて貸し出しをしない。ただ、そこには本がいろいろ、絵本やら雑誌やらがあるので人が来ているということも、われわれ検討委員の中ではそういった話も出てきておりますので、図書館自体は委員の言われるとおり、今、建物が建っていて、なかなか駅前ということ難しいですけども、そういった機能をいろいろ検討させて、基本計画のほうを策定していきたいと思っております。

基本計画では、具体的に配置等が明示されると思っておりますので、メインとなる、柱となる施設がこういったものだとすることを皆さんにお示しできることになると思います。以上です。

◎**長野章副委員長** 岡田社会教育課長。

◎**岡田徳彦社会教育課長** 菊地委員のご質問ですけども、委員のおっしゃること十分に理解いたすところであります。

ただ、あそこの上佐幌の施設をどのレベルまでの施設とするかということにつきましては、今後、関係する方々のご意見も参考にさせていただきたいというふうに思っています。

例えば、ただ見るだけか、それを活用して、そこで何か事業をするかとか、それによっていろいろ考え方があのかなというふうに思っているんですけども。いずれにしても、どのレベルまでの施設に位置付けるかということによって、その専門的な方が必要か必要じゃないかということも変わってくるかなと思っております。その点については、関係する方々のご相談させていただきたいというふうに思っております。

また、今収蔵されているものが十分に活用されていないということでありましたら、帯広百年記念館にも学芸員専門の方がいらっしゃるの、その方々にお問い合わせ、例えば説明をしていただくとか、授業を簡単に、教室とか開いていただくとかということも、もしかしたらできるかなというふうに思っていますので、その辺についても考えていきたいというふうに思っています。以上です。

◎**長野章副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**長野章副委員長** 次に進みます。

---

◎**一般会計 歳出 第2款 総務費 (第2項 徴税费、第3項 戸籍住民基本台帳費、第4項 選挙費、第5項 統計調査費、第6項 監査委員費)**

◎**長野章副委員長** 引き続き、総務費の審査を行います。95ページ中段から101ページまでの、第2項、徴税费、第3項、戸籍住民基本台帳費、第4項、選挙費、第5項、統計調査費、第6項、監査委員費についてご発言ください。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 99ページの選挙費用の関係なんですけれども、2年度は選挙がないと

ということでゼロになっているんですけども、令和元年は選挙がありました。知事選、町議、それから参議もありました。その関係で関連あるので、ここで質問させてもらいますけれども、選挙の前に選挙整理票というのですが、それぞれ各町民の皆さん方に届けられると思うんですけども、これが都会のほうではそれが届かないというのが相当あるようでございますけれども、新得町にそういう例があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

---

◎長野章副委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時59分)

◎長野章副委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時00分)

---

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。投票のときの入場券の発送は、新得町の場合は個人、個人の名称ではがき、個人に1枚ということで、郵送をしているという形を取っております。

その上で、戻ってきているものとはということなんですけれども、割合については押さえてはいないんですけども、本人のところに結果的に届かないということで、選挙管理委員会のほうに戻っているものもございます。

◎長野章副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 それはどれくらいの件数があるのかと、いわゆる選挙のそういうあれがないと、その先、住民票を抹消されるというのか、そういうことでいろんな健康保険だとか、そういうものも受けられないというような例があるということを知ったところでございますけれども、そういうものに発展していくのかどうか。新得町、そういうものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎長野章副委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 まず、発送して戻ってきた件数なんですけれども、件数としては押さえてはおりません。それぞれの方から届いていないんだけれどもという問い合わせがあったりすることたまにあるんですよ。

まず、住民票がある方に投票権があるということで発送しています。その上で、届いていない方については確認して、すぐ再発行という行為ができますので、再発行により投票していただいているという形を取っております。

もう1つ、住民票の抹消とかにつながっているというようなお話しでしたけれども、入場券が届かないということをもって住民ではないという、住民票を抹消するというようなことはないということになります。

◎長野章副委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 新得町ではそういうことがないということであればそれでいいのですけれども。先日のテレビで、これは東京での例なんですけれども、入場券が送られて来なくて選挙にも行かなかった。ところがいつの間にか、住民票までもが抹消されていて、いわゆる健康保険だとか、そういうものを受けられない状況になって、要するに住民ではないと。極端な話で言うと、国民ではないような形になってしまって、非常に大変だということで裁判を起こして、最終的には住民権を取り戻したという、そういうテレビ

番組があったものですから、気になって質問いたしました。新得町ではないということであればそれでいいのですけれども。答弁はいりません。

---

◎**長野章副委員長** 暫時休憩いたします。2時15分まで休憩といたします。  
(宣告 14時04分)

◎**長野章副委員長** 休憩を解き再開いたします。  
(宣告 14時15分)

---

◎**長野章副委員長** ほかに。吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 誰も発言しないものですから、私の苦手なものでございますけれども、お聞きしたいと思います。97ページの住民基本台帳のところで、パソコンのことについてお聞きしたいなと思っています。

去年12月に神奈川県で、住民データが入ったハードディスクドライブが外部に流出したと。大変な問題になりまして、データを扱う自覚があるのかと、一斉攻撃されたのが、去年12月後半に神奈川県でありました。

新得町でございますが、今、セブンからテンに切り替えていって、ウイルスに対しての防止と、それからデータの消却等は新得町は全部どのようになっているのか。また、新得町の場合は、愛町購買もありまして、地域の商店で入札が行われていると思うんです。そのときに、メーカーがどのメーカーになるのか、基本的には新得町はこのメーカーだと決まっているのか決まっていないのか。

それから、管理を任せている会社とメーカーとの間で、日常使っているの不具合ですとか、故障ですとか、そういうときにどのような形で直そうとしているのか。データの流出なんていうのはもってのほかでございますけれども、神奈川県で起きたのだけは確かなんです。

ですから、今、新得町ではどのようにされているかお聞きしたいと、そのように思っております。よろしく。

◎**長野章副委員長** 佐々木総務課長補佐。

◎**佐々木孝之総務課長補佐** お答えいたします。今現在使われている庁舎のパソコンが、だいたい年間20台ぐらい入れ替わっている状況にあります。当然、そのパソコンにつきましても、廃棄処分という形を取らせていただいておりますけれども、特にハードディスクにつきましても、専門業者さんに送って、ハードディスクに穴を空けて使えないものにして処分するという形を取っております。それにつきましても、処分後、写真で確認して、廃棄の確認をしている状況にあります。

また、入札につきましても、メーカー指定というより、こういうものが必要という、仕様の中での入札を依頼しております。ただ、たまたま見積もり聴取時点に参考としている機種がありますので、それはこういうものを見積もり聴取時に参考にしていきますという書き方はするのですけれども、それに見合ったものであれば、町内のコンピューター関係の入札業者さんがいれば、それにあったものを納入していただくという形になります。

あと、管理会社の関係ですけれども、総務費のほうで保守点検を含めて、協議会に入っております。そこの中でそういういろんなシステムの管理だとか、セキュリティー関係を管理している形となっております。以上でございます。

◎**長野章副委員長** 吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 故障したりなんかしてちょっと直すとき、管理会社を呼ぶんですか、メーカーを呼ぶんですか。

今、入札は新得町の場合は1つのメーカーでそれを継続して入札する、私はそれでいいと思うんですけども、日常使っているときに不具合が出たときは管理会社に消去は分かりました。どういうふうに復元するのか、普段の話でございます。

私どもは、ウイルスバスターというのですか、2年に1回、入れてはいるんですけども、行政はどうされているかなど。やはり個人で来て直してくれと、こんな話にはならないと思いますから、どういう場合でもきちんとこの会社というふうになるんじゃないかなと思うけれども、そういう問題はいかがかなと思います。もう1回だけ、答弁お願いします。

◎**長野章副委員長** 佐々木総務課長補佐。

◎**佐々木孝之総務課長補佐** お答えいたします。修理につきましては、基本的にパソコンを修理会社を送ったりということはしません。ですから、修理会社のほうから来ていただいて修理するという形を取っております。

コンピューターウイルスの撃退ソフトの関係ですけれども、それにつきましても、併せて協議会に加入していません運営委員会といいますか、そちらのほうで自治体共有システムという協議会に入っていて、そちらで一括管理しております、そういうウイルス対策に対してもそちらで全て行っております。

◎**長野章副委員長** 吉川委員。

◎**吉川幸一委員** 簡単なんですけれども、そういう場合は、新得町が特定の会社で、十勝が入っているその業者に全て任せるといえることですか。もう1回。

◎**長野章副委員長** 佐々木総務課長補佐。

◎**佐々木孝之総務課長補佐** 十勝というより、全道で41市町村と1団体で協議会をつくっております、そちらに新得町も加入しております、そちらで保守点検、その他を含めて委託しております。

(発言の訂正)

◎**長野章副委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎**長野章副委員長** これをもって、第2款、総務費を終わります。

---

### ◎一般会計 歳出 第3款 民生費(第1項 社会福祉費)

◎**長野章副委員長** 予算書の102ページをお開きください。

第3款、民生費の審査を行います。102ページから116ページ上段までの、第1項、社会福祉費についてご発言ください。村田委員。

◎**村田博委員** 社会福祉費の104ページですけれども、屋内ゲートボール場の運営費ですが、新得町、室内ゲートボール場は3件ほどだと思っておりますけれども、今現在、ゲートボールは下火になっているんですけれども、どのようなスタイルでやっているのかと、あと、運営は誰に委託させているのか、それをお聞きしたいと思います。

◎**長野章副委員長** 大山保健福祉課長補佐。

◎**大山康幸保健福祉課長補佐** お答えします。屋内ゲートボール場ですけれども、新得市街地区に1カ所、屈足農村地区に1カ所、屈足市街地区に1カ所、計3カ所ございま

す。

その運営の状況なんですけれども、屈足市街地区については現在使用はございません。

新得市街地区ですけれども、夏場はゲートボール場として、冬場はパークゴルフ場として使用しております。使用の頻度ですけれども、1週間に一度の活動で、だいたい一度に10名ぐらいの利用があるかなというふうに思っております。

屈足農村地区ですけれども、回数は少ないんですけれども、月に一度ぐらいの活動というふうに聞いておまして、年間でだいたい延べ100名程度の利用という形になっております。

運営については、それぞれ地区で協議会をつくっていただいて、新得市街地区でしたら、使用する団体の方で協議会をつくっていただいているのと、屈足農村地区については、地域の方で協議会をつくっていただいて、そこに運営をお願いして、運営の補助金を出しているところです。以上です。

◎長野章副委員長 村田委員。

◎村田博委員 屈足の町のスタイルが聞き取れなかったんですけれども。これはたまたま町民の意見を聞く会を屈足で開催したときに、ゲートボール場、冬使っていないし、使いたいという話があって、たまたまそこでそういう話を聞いたら、ストーブが壊れているんですよとか言いながら、使用料も取られるとかとあるから、今、せっかく何十年前にゲートボール場を造って、冬期間も少し利用してくれれば、せっかく建てたゲートボール場の意味をなすのではないかと思って、そこら辺を聞いたかったんですけれども。

屈足はキャッチボールをやりたいとか、そういう人がいたけれども、やれなかった。今、鍵がどこにあるとか、どうだこうだと屈足では言っていたんですけれども、今、何かあまりやっていないよだから、そこら辺を役場のほうで地域の人と密着して、冬もこんなことをやったらいいとか、テニスコートでも作ったらいいとか、そういう発想をつくったらどうでしょうかという意見でございます。

◎長野章副委員長 大山保健福祉課長補佐。

◎大山康幸保健福祉課長補佐 屈足市街地区のゲートボール場につきましては、利用者の減少により、ここ数年、実際使われていない状況です。その後、最近、特にそこを使ってゲートボールをしたいという話とか、私どものところまで聞いておりませんでしたので、もし、そういう話があれば、そのストーブの故障ということも分からなかったところでもありますので、そういう利用したいという話があれば、別途相談させていただきたいと思います。以上です。

◎長野章副委員長 村田委員。

◎村田博委員 答弁ありがとうございます。今後、屈足とか、職員がいろいろな人と交流して、冬の間、運動できればいいかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。

◎長野章副委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 なければ、次に進みます。

---

### ◎一般会計 歳出 第3款 民生費(第2項 児童福祉費)

◎長野章副委員長 引き続き、民生費の審査を行います。116ページ中段から128ページ

までの、第2項、児童福祉費についてご発言ください。菊地委員。

◎菊地康雄委員 121ページ、屈足保育園の清掃委託料で、暖房システム、地中熱ヒートポンプのメンテナンス清掃ということで、これ、新得町、初めての設備だと思うんですけども、最初からどの程度の、燃料費の節約にもなるという話もしながらですけども、実際につけてみて、今後のこともありますので、つけた感想をお聞かせ願えればと思います。

◎長野章副委員長 桂田児童保育課長。

◎桂田聡児童保育課長 お答えいたします。今、委員おっしゃったとおり、地中熱ヒートポンプシステムの今回の清掃委託につきましても、システム全体のフィルターの清掃となっております。2年に一度ペースで清掃が必要になってくるということで、現在、押さえております。

実際、つけた後の使用の感想ということなのですが、園児含めて職員も今、はだして保育をしております、非常に快適に過ごさせてもらっているところでもあります。燃料費につきましても、若干落ちているという程度で、ものからいくとやはり二酸化炭素を減らすというのが主な目的になっておりますので、そこにつきましても、設置後3年間、毎年状況を継続しての検査という形になってございますので、そちらを見極めて、今後、ほかの町内の施設、もし造る場合があれば、参考としていけるようにすればいいかなというふうに考えてございます。以上であります。

◎長野章副委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 健康上たいへんいいという話ですので、私もこういう新しい設備を取り入れていくというのが大好きなものですから、今後とも、町のさまざまな設備の中で、いろいろ積極的にチャレンジしていただくことをお願いして終わります。

◎長野章副委員長 桂田児童保育課長。

◎桂田聡児童保育課長 1点だけ追加だったのですが、燃料費のほうは減っているんですけども、その分電気代が掛かっているというような状況もございますので、そのほうも勘案して、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎長野章副委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 これをもって、第3款、民生費を終わります。

---

#### ◎一般会計 歳出 第4款 衛生費 (第1項 保健衛生費)

◎長野章副委員長 予算書の129ページをお開きください。第4款、衛生費の審査を行います。129ページから141ページ上段までの、第1項、保健衛生費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 次に進みます。

---

#### ◎一般会計 歳出 第4款 衛生費 (第2項 清掃費)

◎長野章副委員長 引き続き、衛生費の審査を行います。141ページ上段から148ページまでの、第2項、清掃費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 これをもって、第4款、衛生費を終わります。

---

**◎一般会計 歳出 第5款 労働費全般**

**◎長野章副委員長** 予算書の149ページをお開きください。第5款、労働費の審査を行います。149ページから150ページまでの、第5款、労働費全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

**◎長野章副委員長** これをもって、第5款、労働費を終わります。

---

**◎一般会計 歳出 第6款 農林水産業費(第1項 農業費)**

**◎長野章副委員長** 予算書の151ページをお開きください。第6款、農林水産業費の審査を行います。151ページから163ページ中段までの、第1項、農業費についてご発言ください。柴田委員。

**◎柴田信昭委員** 156ページの環境保全型農業直接支援対策事業補助金、1,220万円でございますが、予算書の説明の中でいいますと、化学肥料および化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農への支援をするということになっているのですが、この支援の基準だとか、農薬だとか肥料の低減、どのように低減になったのかということを確認する方法というのはどういうふうにされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**◎長野章副委員長** 大宮産業課長補佐。

**◎大宮将利産業課長補佐** お答えいたします。環境保全型農業直接支援交付金で国の事業にはなるんですけども、こちら、委員がおっしゃったとおり、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと併せて行う地球温暖化防止生物多様性保全等に効果の高い営農活動に支援するものになってございます。

この支援の交付単価なんですけれども、有機農業ですとか、カバークロップ、緑肥の植え付け、堆肥の施用とか、何項目か分かれて単価のほうも違うんですけども、令和2年につきましては、有機農業のほうにつきましては、10アール当たり1万4,000円、カバークロップにつきましては、10アール当たり6,000円、堆肥の施用につきましては、10アール当たり4,400円というような形になって、単価のほうは設定されております。

どのように確認しているんですかということなんですけれども、職員が現地に行って、作付状況を確認したり、堆肥の施用の伝票関係の確認などをさせていただいて、支出しているような状況にございます。以上です。

**◎長野章副委員長** 柴田委員。

**◎柴田信昭委員** 今話を聞きますと、要するに化学肥料を使わない有機農法とか、化学合成農薬を使わない無農薬農家に対する支援と、こういうことで、説明が、肥料だとか、化学農薬の低減となっていたものですから、低減というのはどういうことかなということ疑問を持ったものですから質問したんですけども、無農薬、いわゆる有機農法、これに対する助成という捉え方でよろしいでしょうか。

**◎長野章副委員長** 大宮産業課長補佐。

**◎大宮将利産業課長補佐** お答えいたします。委員がおっしゃる有機農業とかが対象というわけではなくて、原則、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減して、プラス緑肥の作付けですとか、堆肥の施用というものを組み合わせたものに対して、支援をするというふうになっております。以上です。

**◎長野章副委員長** 柴田委員。

**◎柴田信昭委員** 5割という数字が出てきたんですけども、この5割というものの根

拠というのはどういうことなんでしょうか。

◎**長野章副委員長** 河津産業課長。

◎**河津祐二産業課長** いわゆる慣行農業の、いっている部分のいわゆる今の標準的な慣行的にやっている農業、これの5割を削減するという、そういう形の中でのものがございます。基本ベースの部分がありまして、それから5割減らすということです。

今、一般的にやられている部分から5割を減らすという、これを基準としてやっているということです。

標準的な農業の、これをやっているこの部分からの5割という、そういうことがございます。

いわゆる標準的に10アール当たりなんぼとかという基準がございます。その基準に対して5割という、慣行農法と言っております、これの5割ということがございます。

◎**長野章副委員長** ほかに。村田委員。

◎**村田博委員** 155ページ、レディースファームスクールのことですがけれども、先日、森本委員が一般質問したんですけれども、取りあえず今年1年間は1名で、あと外国人が入って来るというスタイルで、6人ぐらい来るんですけれども、それも7月いっぱいまで終わりというスタイルで来ているんですけれども。

もう24年たっているのに、同じようなスタイルのピーアールをやっているのか、集まりが少ないなという、今町長もわれわれも人材不足というのは分かっているけれども、1年間1名しかいない。やはり管理費、ちゃんと1人一千何百万円も掛かっているのに、1名しか入って来れないという、ピーアールの仕方が悪いのか、予算が少し足りないのか、そこら辺をお聞きします。

◎**長野章副委員長** 大宮産業課長補佐。

◎**大宮将利産業課長** お答えいたします。先日の一般質問でもあったんですけれども、委員ご指摘のとおり、1名ということで結果としては非常に心苦しい状況にはなっているんですけれども。

今、1名のほかに、6名、外国人の研修生を4月から7月まで4カ月間、短期研修で受け入れるということになっていまして、その外国人を派遣していただける人材派遣会社のほうとも今、相談させてもらっていまして、その会社も年に2、3回、新たに外国人人材を採用しているということですので、今、話を聞きますと、7月頃にもう一度採用したいということのお話を聞いておりまして、うまくそこで7月に採用できたら、引き続き8月から次の研修生を受け入れたいということで、今、ご相談をさせていただいております。

基本的な研修生の募集なんですけれども、オープンキャンパスというのも29年度からやってきまして、この中から募集も来ていて、先日、もっと応募率が高くなるような努力が必要ではというお話しもいただきました。今、オープンキャンパスに来ていただいた参加者にも、体験を終わって帰るときに、直接職員が面談して、体験した感想なり、レディースファームスクールのいいところ、悪いところなどを聞いたり、学生においては卒業後の進路をどのように考えているのかということで、一応、意見交換というか、感想を聞いたりもしています。

今後は、その中でもアフターフォローという点で、いろいろ町の魅力発信ですとか、そのような点もしていきたいと思っておりますし、また、一番今、若い人に聞きますと、やはりSNS、インターネットで見る人が多いということですので、その辺の取り組

みも強化して、今後研修生の確保に努めていきたいと思っております。

また、実際の体験につきましても、研修生を受け入れていただいている受け入れ農家さんの協議会のほうとも、二十何年経過してきて、もっと見直せるところはもっと見直す方法がないだろうかということでご相談もさせてもらっていますので、その辺で研修生の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

◎**長野章副委員長** 村田委員。

◎**村田博委員** 今、テレビだとかそういうのが、レディースファームスクールのあれが出ていないのがあるのと、取りあえずピーアールが足りないのか、やはりOGの人の声を聞いて、その声の、森本委員も一般質問で言った「ミルクネット」でも出してもいいのか、OGが現実の声を文章で出して、それを高校だとかどこかに出すとか、またOGがそっちに行って自分が声を出すとか、何かそんな方法だとか、もう二十何年たって同じスタイルでやはりあちこちでも同じことをやっているから、もう24年たったら、やはりちょっと変わったことをやっていかないと人が集まらないかなというスタイルがありますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎**長野章副委員長** 大宮産業課長補佐。

◎**大宮将利産業課長補佐** お答えいたします。「ミルクネットの会」のほうも活動が止まったりという状況もあるんですけども、昨年はスクールのOGに対して、今、研修生確保に苦慮しているということ、ざっくばらんに協力してほしいということで、文書依頼とかもしております。

その中で、何件か問い合わせがあって、母校にパンフレットとかを置いて、紹介してあげるといふ声もあったので、その辺、委員のご意見も参考にしながら、研修生の確保に努めていきたいと思っております。以上です。

◎**長野章副委員長** ほかに。菊地委員。

◎**菊地康雄委員** 157ページ、農道離着陸場なんですけれども、今回、離着陸場回りの緑地帯の整備ということの予算計上で、ここ数年、同じような形になっていると思うんですけども、最近の利用の状況、それから、このまま、例えば路面の整備もしないままで緑地だけでいくのか、今後の在り方みたいなものも、もし持っていれば教えていただきたいと思っております。

◎**長野章副委員長** 大宮産業課長補佐。

◎**大宮将利産業課長補佐** お答えいたします。農道離着陸場なんですけれども、芝生の緑地帯の管理ということは、今までやってきているとおりになっております。

利用実績なんですけれども、令和元年度2月末現在になるんですけども、農業利用が4件、多目的利用が51件、その他利用ということが5件で、合計60回の離着陸場の利用となっております。

あそこに格納庫がございまして、格納庫のほうには軽飛行機が3機、あと、農業機械が格納されているような状況になってございます。

今後の方向性ということなんですけれども、今の段階でこういうふうな形に変えていこうというものは持ち合わせておりません。今のよう状況の活用にとどまってしまうという状況となっております。

農道離着陸場につきましては、新得を含めまして道内に4カ所設置してございます。この中の4町村と北海道庁が加わって協議会というのが設置されていまして、年1回にはなるんですけども、そこで各市町村の担当者が集まって、今後、多目的利用という

ことで意見交換などをして、いい形で活用できればということで、協議はさせてもらっている状況になっております。以上です。

◎長野章副委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 年間、六十数回の利用ということなので、びっくりなんですけれども、ちなみに利用に対して、町にはどのくらいの収入が見込めているのでしょうか。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えします。歳入のほうには67万1,000円ということで、農道離着陸場の使用料を計上させていただいております。このうち、主なものは格納庫の利用料という形になっております。

滑走路の舗装につきましては、今の段階ではまだ使えるような状況にはありますので、数年後に手を掛けるような予定はしておりません。以上です。

◎長野章副委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 次に進みます。

---

#### ◎一般会計 歳出 第6款 農林水産業費(第2項 林業費、第3項 水産業費)

◎長野章副委員長 引き続き、農林水産業費の審査を行います。163ページ中段から169ページまでの、第2項、林業費、第3項、水産業費についてご発言ください。村田委員。

◎村田博委員 農林業の165ページです。有害駆除の頭数というか、1年間でどれくらい捕れたか、お聞きします。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。有害駆除の駆除実績でございますけれども、令和元年度2月末現在ですけれども、エゾシカが368頭、ヒグマが10頭、キツネが6頭、アライグマが77頭、カラスが887羽、ドバトが7羽となっております。

ちなみに平成30年度につきましては、エゾシカが356頭、ヒグマが3頭、キツネが26頭、アライグマが33頭、カラスが955羽、ドバトが0羽という形になっております。以上です。

◎長野章副委員長 村田委員。

◎村田博委員 そのほかにアライグマの新しいわな、去年からやっていると思いますけれども、その新しいわなに対して、専門にアライグマが何頭捕れたか、教えてください。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。アライグマ専用のわななんですけれども、3基設置しております。正確な数字は押さえていないんですけれども、1頭か2頭はアライグマ専用で捕獲したというふうに聞いております。以上です。

◎長野章副委員長 村田委員。

◎村田博委員 専門のアライグマを捕るものは、えらい高いのは知っているんですけれども、その代わりアライグマしか入らないというスタイルなんです。ネコとかキツネとか入らないんですけれども、うちも一応新しいものをつけてみたんですけれども、1頭は入った。その1頭しかいないのかなとか、本当にアライグマしかかからないわななんですけれども、アライグマだけだったらキツネもほしいとか、いろんなものがあるから、それも大事だけれども、隣近所聞いていると、「トウモロコシを食べたいから食べようと思ったら、やられました」といったら、全部キツネではなくてアライグマだったとい

うことで、去年は結構アライグマが捕れているなど。これはやはりもうぜひ毎年やってほしいと思っています。終わります。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。委員のおっしゃるように、通常のはなはキツネ、アライグマ、共用のはなになっていて、実際はそこに野良猫がかかったり、キツネがかかったりということで、今回、アライグマ専用のはなを購入して導入して試しているところなので、今年も同じように設置して、効果がいいようでありましたら、設置台数の増加というのでも検討していきたいと思っております。以上です。

◎長野章副委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 今、村田委員がご質問した有害鳥獣駆除でございますけれども、今、シカですとかクマですとか、捕られたものはお金になるのかならないのか。

それと、巡回等の委託料は何名の方がいらっしゃるのか。そして、この巡回をされている方は毎年同じ人なのか。それとも猟友会と相談して、人が変わっていくのか。そこから辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。食材に回されているのか回されていないのかということですが、回されている部分もありますし、回されていない部分、そのシカの捕れた状況によって変わっている状況がございます。

それから、駆除の巡回のほうなんですけれども、猟友会でやってもらっている部分もありますし、カラス、アライグマのはなの巡回などについては、事業団のほうに委託してやっているんですけれども、こちらは固定の担当者のほうで巡回して処理してもらっているような状況で、猟友会はメンバーの方が捕って処理しているというような状況です。以上です。

◎長野章副委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 ものが捕れますよね。部分、部分で、売れるものがあつたら、615万1,000円プラス自分の懐に入るという仕組みなのか。それとも、猟友会は猟友会でいくら、事業団は事業団でいくらという分け方をこの金額の中で、毎年若干金額が違うんですよ。そこはどうなっているんでしょうか。

◎長野章副委員長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。食用として売れているのはエゾシカになると思うんですけれども、エゾシカで食用に売れている部分については、秋に捕れた太ったエゾシカが対象となりますので、数的には少ないかなと思うんですけれども、そちらは食肉業者に卸して、肉の利用料というのでも発生しております、町からは駆除に対する委託料ということで、エゾシカですと1頭5,000円ということで委託料を払っているような状況です。以上です。

◎長野章副委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 ちょっとかみ合っていない。615万円はこの巡回の人にお金をあげるわけですよ。巡回の方は捕ったものは自分の懐に入るわけですよ。そうしたら、事業団と猟友会とどういうふうな配分にするとか、懐に入るのは個人、入らないのか。

---

◎長野章副委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 14時59分)

◎長野章副委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時02分)

◎長野章副委員長 もう一度、大宮産業課長補佐から答弁をいただきたいと思います。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えいたします。エゾシカの場合ですと、捕ってこの委託料のほうから1頭当たり5,000円、食用になるものは食肉業者のほうに入れていただいて、それは捕ったハンターのほうに入るお金というふうになります。以上です。

◎長野章副委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎長野章副委員長 これをもって、第6款、農林水産業費を終わります。

### ◎一般会計 歳出 第7款 商工費全般

◎長野章副委員長 予算書の170ページをお開きください。第7款、商工費の審査を行います。170ページから179ページまでの、第7款、商工費全般についてご発言ください。森本委員。

◎森本洋子委員 177ページにあります国民宿舎等整備基金費というところになります。今回のコロナウイルスの影響、国民宿舎のほうはどの程度受けているかというのは数字で出ていますでしょうか。その辺が心配だったので、お聞きしたいんですけども。

◎長野章副委員長 河津産業課長。

◎河津祐二産業課長 3月上旬までの部分でありますけれども、700万円ぐらい予定を組んでおりますけれども、10日、11日ですか、上旬で100万円ほどということで、例のコロナウイルスの発症、それから北海道の緊急事態宣言の影響を受けて、連日、キャンセルが来ているという状況になってございまして、今、今後の部分についてどうするかというような感じになっております。以上です。

◎長野章副委員長 森本委員。

◎森本洋子委員 本当に大変なことになっていると思っております。ほかの旅館やホテル、うちの町ということだけではないんですけども、いろんなキャンペーンを張って、例えば半額にしたりとか、素泊まりにしてみたりとか、そういうようないろんなことで考えているところが、新聞やテレビなどでよく見るんですけども。

ここで、私も一町民として、ちょっとした提案というか、トムラウシ温泉に限っては、新得町の税金が随分入っているのは事実です。この病気が出てきたことによって、町民もかなり疲弊をしてきているのも事実です。一層のこと思い切ったことで、入湯税だけを取って、あとは町民は無料にして、福利厚生として何か有効に使っていただいて、できればそこで宿泊もしてもらえればいいですし、ジュースの1本でも、食事、そば1杯でも食べてもらえればというような形でお金を落としていっていただきたいというような感じで、私は東大雪荘をそういった意味で町民の福利として、今回のコロナに対する対策という意味でも、利用してみたらどうかなというのがひとつありました。

それから、もう1つ聞きたかったのは、国民宿舎のバスを今回、購入、新車なのか、中古か、分かりませんが、700万円ぐらい掛けて取り換えるということでありまして、バスの件に関して稼働率というのですか、その辺、どのように普段利用されているのかというのが、私、分からなくて、パートさんたちの送迎とか、そういうことにも使われているのかどうか。このバス自体、町のほかの行事にも使うことが可能な

のかどうか。というのは、町のほうでバスを使いたいけれども、実は空きがないという声も実際聞いたりもするので、トムラウシ温泉のこの29人乗りのバスというと、結構人が乗れるほうではないかと思うんですけれども、旅館への送迎以外の、そういったイベントや何かにも普段使わせていただけるのかというのを確認したかったので、質問です。

◎**長野章副委員長** 桑野産業課長補佐。

◎**桑野恒雄産業課長補佐** まず、バスの利用のほうから先に説明させていただきます。

バスですけれども、毎日1日1回、駅前までの送迎を行っております。人数が少ないときにはエスティマというワゴンがありまして、そちらのほうでも送迎をしております。

それから、バスの利用方法ということで、高齢者などを中心に、例えば湯治時期等は誘客ということで十勝圏全体に対して、長期間、1回でいくとどうしても収支が合わないものですから、そういった客を中心に送迎を実施し、集客のほうに努めております。

それから、29人乗りバスをその他で利用ということなんですけれども、現在はトムラウシ温泉の送迎というのがだいたい10時ぐらいに出まして、そして次のお客さんを乗せて2時、3時となりますので、時間的には朝も9時台から3時台ぐらいまで使いますので、そういったその他の利用という方法では使ってはおりません。

それから、誘客ということなんですけれども、トムラウシ温泉に限らず、今回のコロナの対策ということでは、町内全体の宿泊が落ちている。観光業全体が落ちているという状況ですので、いつかというタイミングは難しいんですけれども、何らかの手だてというのはもう必要だというふうに感じております。その辺、コロナウイルスの終息ということもあるんですけれども、恐らく国のほう、または道もキャンペーンを打つのではないかということをおっしゃるので、その辺、足並みをそろえて、そこで不足する分を足すのか、さらに乗せるのかとか、いろいろ方向はあると思いますので、それはそれでまた検討したいと思います。以上です。

◎**長野章副委員長** ほかに。柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 単純な質問、2件ほどさせていただきます。

172ページの中段、商工業活性化事業補助金1,921万6,000円ですけれども、これは説明によりますと、新規開店の支援、空き店舗活用支援、商工業後継者支援、既存店舗機能向上整備事業等となっているんですけれども、それぞれの支援内容によっての件数と金額、どの程度見込んでいるのか、お知らせいただきたいと思っております。

それから、174ページの中段からちょっと下なんですけど、滞在型観光促進事業補助金400万円、これについては、令和元年の利用実態、どのようになっているか、お知らせいただきたいと思っております。

◎**長野章副委員長** 桑野産業課長補佐。

◎**桑野恒雄産業課長補佐** まず1点目の商工業活性化事業になりますが、来年度予算、1,921万6,000円の積算ですけれども、新規開店支援事業で2件、900万円ほどを見込んでおります。それから、家賃補助で2件、これは新規開店支援の中の家賃補助という項目があるんですけれども、そちらで120万円を見ております。

それから、固定資産税の補助、固定資産税相当額の補助というのを1件見込んでおります。これが新規開店と商工業後継と支援事業の3つの項目の合体の数字になります。

それから、既存店舗機能向上整備事業というのを新たに設けておりまして、こちらのほうを3件で900万円を見込んでおります。

滞在型観光、昨年の実績になりますが、冬季、サホロリゾートから新得市街地までの

バスを運行しております。それから、夏場にも同様に行っておりまして、そのバス代という形になります。

利用実績になりますけれども、今年に関しては夏場が令和元年7月13日から8月17日までの土日、それからお盆の期間で17日間稼働しておりまして、236名の利用がございました。それから、冬季に関してですが、1月13日から3月31日までということですので、まだ数字はまとまっていないのですが、事業計画としては900名程度というふうに見込んでおりましたが、現時点では昨年より利用実績は落ちている状況となっております。以上です。

◎**長野章副委員長** 柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 説明の内容で、いろいろ後継者の支援だとか、既存店舗機能向上整備事業となっている部分についての今、答弁がなかったんですけれども、これはここには書いてあるけれども、新年度はないということでもいいのでしょうか。

それから、滞在型観光促進事業補助金、私が想像したよりは利用が結構あったのかなというふうに思っておりますから、いろいろともっとそういうニーズがあるとすれば、積極的にピーアールしながら、進めてもらいたいなというふうに思います。

◎**長野章副委員長** 桑野産業課長補佐。

◎**桑野恒雄産業課長補佐** 私、ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、後継者支援事業においても、店舗改修等の費用の対象にするということで、4月から制度を変えさせていただいております。そのために店舗改修等の補助事業のほうの積算で合わせて説明をさせていただきました。説明が悪くて申し訳ありませんでした。

積算では、補助メニューごとに積算をしないで、例えば店舗取得補助金とか、商工業活性化の中にもこれとこれが該当とか、うまく言えないんですけれども、店舗を取得したときに、改修費であったり、土地の取得費であったりとか、補助対象メニューがあるんです。その対象メニュー単位で積算をさせていただいているということです。A事業で何万円ではなく、店舗を取得したときの取得費なんぼ、改修費なんぼという内容で積算させていただいたので、その説明をしてしまったということです。申し訳ありませんでした。

◎**長野章副委員長** 柴田委員。

◎**柴田信昭委員** 私、実は金額のほうは、いろいろ空き店舗の改修だとかそういったものは、買い取った金額だとか工事費によって、その費用は1人当たりなんぼというのは変わると言うんです。限度額というのがあると思いますけれども。積算をするときに、何件ぐらい見込んでいるかなというのが知りたかったんですけれども、それがあまり明確ではないなと思っております。

---

◎**長野章副委員長** 暫時休憩いたします。

(宣告 15時15分)

◎**長野章副委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時18分)

---

◎**長野章副委員長** 桑野産業課長補佐。

◎**桑野恒雄産業課長補佐** 新規開店や商工業支援や後継者、3つの事業を合わせまして、改修費等で2件、それから家賃補助で2件、固定資産税補助で1件を見ております。そ

のほかに既存店舗機能改修向上で3件を見ております。以上です。

---

◎**長野章副委員長** 暫時休憩いたします。3時30分まで休憩といたします。委員長席を若杉委員長と交代します。

(宣告 15時18分)

◎**若杉政敏委員長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時30分)

---

◎**若杉政敏委員長** 引き続き、商工費の審査を行います。青柳委員。

◎**青柳茂行委員** 冒頭、170ページなんですけれども、商工費全体の予算が昨年比約9,700万円ほど、減っているわけですね。その要因を教えてくださいなというふうに思います。

それともう1つは、先ほど柴田委員も質問したんですけれども、狩勝高原の計画の進捗(しんちやく)状況を確認したいなと思います。

平成24年のたぶん3月だったかなと思うんですけれども、高野ランドスケーププランニング株式会社で計画、構想を練って、その説明を受けたことがあるんですけれども、そのときに内容とすればいわゆる庭園だとか、ミニ鉄道とか、あるいは水力発電所の設置とか、そのような中身があったと思うんですよね。

そのときの高野プランニングが計画した当時の最終的な目標といいますか、それに比べて、先ほど植栽とかいろいろやっているというふうに聞いたんですけれども、どの程度まで進んでいるのか。この間、駐車場とかあるいはトイレとか、そういうのを設置しているのはだいたい分かるんですけれども、当時の計画に比べて、どの程度の進捗(しんちやく)状況なのか、確認したいなと思います。

◎**若杉政敏委員長** 桑野産業課長補佐。

◎**桑野恒雄産業課長補佐** まず、予算全般の関係でご説明いたします。

昨年度と比較して落ちている要因としましては、トムラウシ温泉東大雪荘の改修工事、狩勝峠展望台のトイレ改修工事、この2つで8,000万円以上使っていますので、この辺で額が大きく変わっている要因となっております。

それから、狩勝園地の進捗(しんちやく)というふうには、計画どおり進んでいないので、比較というのは難しいかもしれませんが、当時、平成27年度のときは、駐車場、トイレのほかに、庭園を全て整備すること、有料ゾーンを設けること、食事やお店のショップをつくること、有料のミニ鉄道を走らせること、水車を設置すること等、狩勝エリア全体の活用計画となっております。

その後、計画というのが、先ほど説明したとおり、持続という面では非常に困難だということで、昨年6月より、ボランティアの力を借りまして、植栽を始めたという形になっております。

計画の比較というのは先ほど難しいと言ったのですが、庭園という面でいうと、植栽をしようとしていた面積に対しては、ほとんど手をつけてない状況となっております。ただし、狩勝高原エリアというのは、観光の入口といいますか、町の入口であるというのは、この間、皆さんに意見をいただいた中では共通の意見となっております。ですので、今回、この整備計画はかなり大きなもので持続という面で問題があったとしても、やはり植栽事業や魅力づくりというのは必要だというのが、皆さんの共通の回答

でした。

その中で昨年は、園地の中に全部を植栽しなくても、例えばSNS等で映えるように部分的に植えたり、宿根草や多年草を植えて、維持管理を軽減した中での魅力づくりはできないかという意見もいただきました。そういったことを基本に今、庭園整備をどのようにできるかというのを試験的にやっている段階です。

進捗（しんちよく）状況という形で、申し訳ないですけれども、比較はできない状況となっています。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 全体予算が昨年に比べて減った要因は何となく分かったんですけれども、実は昨日の国会のニュースを見たら、自民党の議員が消費税を減らしたほうがいいんじゃないかということで、安倍首相に進言していた場面があったんですよね。それほど今、日本の景気は相当冷え込んでいるという1つの現れだと思うんですけれども。

今日、ここで、何を具体的に商工関係で支援をなさいということは、私は申し上げられませんけれども、やはり今後、そういう場面がたぶん出てくるのかなというふうに予想もされます。そのときは、町としてもやはり何らかの対策を取らなくてはならないのかなと思うんですけれども、それについての答弁はよろしいです。

あと、狩勝高原の今の答弁、先ほどの柴田委員への答弁を聞いても同じような答弁で、ほとんど進んでいないと。先ほどの答弁でいきますと、植栽、45種類ぐらいしか植えていないということで、ピーアールもしているということなんですけれども。

179ページのほうに、狩勝高原園地魅力発信事業補助金というのが110万円ほどついております。これがピーアールに使う費用なのかなと、予想もできるんですけれども。いずれにしても、あの地域は私もエコトロッコの関係で数年前まで携わったことがあるのですが、最盛期でトロッコだけで1万人ぐらい乗降客がいたということもあって、あの辺は環境も非常によく、黙っていても人が集まってくるように見えるようなところだったんですよね。

ですから、そういう人たちの出入りも力にしながら、やはりあの地域が話題性のあるものでないと、人がたぶん来ないと思うんです。現状として、植栽止まりぐらいではそこまではいかないんじゃないかなと思うんです。やはり話題性のあるものを、先ほど労働力の不足とか、さまざまな困難もあるというふうに伺っていますけれども、このままいきますと、いつになったら当初描いていた構想どおりになるのかなと。まだまだ何年も掛かるのかなというような気がしますので、どこかでやはり思い切ったことをやらないといけないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど町長もやめれということかなということなんですけれども、決してそういうことではなくて、やはり目に見えた形のあるもの、だから、今言ったように、自然に人が集まってくるような場所でもあるかなと思いますので、なんとかそういう人たちの力も借りるといいますか、利用しながらつくることができればいいんじゃないかなと思うんですけれども、いま一度確認したいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** 狩勝園地が新得町の入口、やはり観光の入口ということでは、人が集まってくるというのは、委員ご指摘のとおりだと思っております。

そこで、話題性や集約ということでは、やはり花を植えて育てるのは相当な年数が掛かるというのは、私も昨年初めてやってみて感じたところです。ボランティアの中の活

動の中では、当初は2年間、植栽を中心に行って、樹種を選択しようというのがメインでした。

ところが、やはり活動を通して、町民の理解を促進する、または少しでも動いているというのを見せる、それからやっていったという成果をつくっていくという形では、植栽も同時に進めていったらという意見はありました。先ほどその点で説明をさせていただきましたが、少しではありますけれども、アジサイを80メートルほど植えたりとか、そういったことで活動をやっております。

それから、今植えている植栽なんですけれども、当初は2年間で結果が出るかなと、私、甘い考えを持っていたのですけれども、植えてみた結果では、途中でも相当な被害が出るということで、やはり複数年掛かるのかなと思っています。

ただ、それをやらないで植栽をしてしまっても、やはり魅力づくりにはつながらないので、何年までとかという言い方はできないのは申し訳ないんですけれども、着実に少しずつでもやはり手はつけたいというのが私の考えです。

それから、話題性ということなんですけれども、今年、観光協会の仕事になるんですけれども、「なつぞら」ロケ地を狩勝園地に移しまして、ロケセットを公開しようと考えております。時期については5月の連休に間に合わせたいと思いますけれども、なにぶんロケセット、ハードの整備ですので、なるべく早くに準備して、春先からの誘客に遅れないように取り組みたいというふうに思っております。以上です。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。菊地委員。

**◎菊地康雄委員** 今回の狩勝園地の話の延長にもなるんですけれども、梅園の管理棟の改修の工事ということで、あそこも花を植えて整備するというのは、本当に人手も掛かるし、地道にぼちらぼちらと広げていくよりしょうがない、たいへん時間の掛かるものだと思うんですけれども、あそこにある旧道の左右に広がっているカラマツに絡みついているツルアジサイは、ほかのところにはない狩勝高原の宝だと思うんですよね。結構、花の時期も長いですし。

それと、その先にある梅園ですよね。梅園もあれだけの本数、今、全部で何本あるのか、植えたときは1,500本でしたか、今、何本ぐらい残っていて、今回、梅園の管理小屋を修理するという事は、梅の手入れにもいよいよ本腰を入れてかかるのかなという気がするんです。それで、その1,500本のうち、どのくらいを生かして整理しようとするのか。実を取ろうとしたら、当然剪定(せんてい)もしなくてはならないでしょうし、花を見せても、早くに霜が降れば花は咲かないし、実はならないしというたいへん難しい問題がある中で、やはりツルアジサイと梅というのは、あそこの2本柱であることには間違いないので、気長にしっかり整備していただきたいなと思うんですけれども、今、梅園の整備というのはどういう体制でやられているのか。それから、今後なんぼぐらい残して整備しようしているのかというのが1点。

それと、昨年度、お聞きするところによると、湯浅議長のところ、それから若杉委員の北広牧場、両方から液肥だとか堆肥だとかということで、梅園回りにまいたという話を聞いているんですけれども、あそこ、ちょっと雨が降ると土砂が流れて、相当根が出ているという、梅園を管理する人からの話も聞くんです。ただ土のない中に肥料をやっても、肥料が流れてしまうんじゃないかという話もあって、全てということではない、残す梅だけでも、根元の部分からしっかりした管理が必要なのかなとも思うんですけれども、その辺について、梅そのものを今後どのように生かそうとしているのか、2点目

にお聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 予算にあります梅園管理棟ですが、今、梅園管理人が2名おりまして、3月10日から11月中旬まで、毎年2人で梅園の管理をしていただいております。その管理棟が雨漏りするというので、修繕をさせていただきます。

梅園につきましては、委員ご指摘のとおり、今後についても活用を考えております。これは高野ランドスケープの計画の中でも、こぢんまりした庭園ではなく、皆さんが歩いて、全体が自然と調和した庭園ということで、梅園についての活用も検討しております。

現在ですけれども、1,500本の植栽をして、800本程度が活着している状況です。ただ、見どころになるのが日の当たる場所ということで、それについては600本程度かなと思っています。

今後においても、梅園については残していきたいというふうに考えているのですが、委員ご指摘のとおり、根っこの回りの土というのが非常に固いといいますか、そして土壌が浅い状況なんです。そこで、完熟堆肥を昨年、10本ぐらい、ご協力をいただきまして、何センチメートルかの厚さでまいています。それが土になるということと、根を守るということと、そういったことで効果が出るのかということと、昨年より実験をしております。それと合わせまして、液肥なんですけれども、これは即効性があるということで、どちらが効くのかということで、比較の試験をしております。成果については、今年、来年になったら少しずつ出てくるのかなと思っています。

それから、梅園の剪定（せんてい）という面でも、新しい芽を伸ばす、強剪定（せんてい）という方法があるらしいんですけれども、それを取り入れて、今、元気のない梅を再度元気のある梅にできないかという取り組みも試験的に始めたいと思っています。

いずれにしても、狩勝園地全般の中で、梅園、またツルアジサイも利用した、全体の景観での園地形成というのは必要だと思っていますので、なんとかして梅園をまた元気にさせていきたいなと思っています。以上です。

◎若杉政敏委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 先ほど花部会というのをつくっていろいろチャレンジをしている、試験をしているという話でしたけれども、花部会に限らず、例えば肥料をまいたりとか、土をまいたりとか、車の入らないところでもあるだろうし、結構人手がいらいますよね。広く町民の方にも呼び掛けて、何かやるときには参加していただいて、何かの関わりを持ってもらうほうが、町民の公園だということか、観光客というよりも、町民が楽しむ公園ということでの意識付けをもっと積極的にやられてもいいのかなというふうに思っていましたので、提案して、質問を終わります。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 以前ですけれども、魅力発信事業の中で、植栽事業というのを町民参加でやったことがありますので、ある程度植える樹種やデザインというのが決まったときには、そういったことも、町民、町民だけではなく観光客も含めてできると私も面白いなと思いますので、今年に限ってはまだできないと思うんですけれども、ある程度樹種が選択できて、デザインができたときには考えたいと思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 172ページ中段より下になります。チャレンジショップなんですけれ

ども、現状と令和2年度、どういうふうな形になっていきそうかということをお伺いします。

それと、174ページになりますでしょうか、予算ということではないんですけれども、町の観光情報の発信の仕方、こちら、令和2年度はどういうふうに担っていくのか、お伺いします。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 チャレンジショップの状況ですけれども、昨年11月より、ノウザンコケッコーさんが入店しまして、プリン等のスイーツの提供を現在、行っております。

事業目的としては、現在、季節的にオープンしている店をまちなか等で通年営業はできないかという試験としてチャレンジをしております。本事業については、3月いっぱいをもって、事業は終えるというふうに聞いております。

その後ですけれども、引き続き、チャレンジショップの要綱に沿って公募をかけたいというふうに考えております。

それから、観光協会の情報発信ですけれども、通年の事業としては、観光協会のホームページ、駅前のデジタルサイレージの活用、それからパンフレットですけれども、従前の日本語に加えて、英語と中国語を作成し、広く海外まで情報発信を行っています。また、去年は駅前の鳥瞰（ちょうかん）図の差し替えを行っています。

そのほかに、イベントの際には、各種の雑誌等を活用して、情報発信を行っているところであります。以上です。

◎若杉政敏委員長 湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 チャレンジショップなんですけれども、3月いっぱい退店されて、その後まだ募集中ということなんですけれども、この募集のかけ方、町内だけにかけていらっしゃるのか、それとも町外にもおかけになられているのか、お伺いします。

それと、情報発信の在り方なんですけれども、以前に貴戸委員がダムですとか、そういういい観光資源があるので、そういったものも随時SNSなんかでも発信したらどうだというような提案があったのですが、私もSNSを見ているんですけれども、なかなか少ないのかなと思います。もう少し、SNSなんかでも充実させてもいいのかなと思いますけれども、その辺、どうお考えになりますでしょうか。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 募集ですけれども、広報等は町内だけとなっております。

それから、ダムの観光情報ですけれども、昨年、貴重な意見をいただきまして、私の勉強不足で申し訳なかったんですけれども、ダムの人気があるということで、質問後数日でホームページのほうを整備させていただきました。

その後、例えばダムカレーとかのイベントや、ダムカードという、その場所に行ったときにもらえるカードなんですけれども、その記念カードの発信情報等を行っています。

いずれもホームページ上で行っておりまして、確かにSNSのほうは随時更新はしていない状況です。SNSはどちらかというと、イベント等の際の現場での情報発信なので、情報発信の仕方としてSNS、ホームページ以外の方法も面白いと思いますので、研究させていただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 湯浅真希委員。

◎湯浅真希委員 チャレンジショップ、一般質問でも言いましたけれども、駅前でたいへん場所がいいところです。ずっと閉まっているということがないように、もし可能なのであれば、町内だけではなく、外にもかけていくような方向性でも考えてみてはいかがかないというふうに思います。

それと、観光協会の情報発信の在り方なんですけれども、SNS、Facebookも私も拝見させていただいていますが、景色なんかを載せたときに、たいへんアクセス数が伸びるんじゃないのかなというふうに見ています。景色を撮るだけであれだけ反応があるわけですから、どういふものを載せたときにどういふ反応があるかというのは、Facebookなんかは分かると思いますので、そういったところもよく研究して、積極的に情報発信をお願いしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 チャレンジショップ、それから観光情報も含めて、情報発信についてはご意見をいただきましたので、参考にさせていただいて、勉強させていただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。長野委員。

◎長野章委員 1点だけ、お伺いしたいと思います。

171ページの地場産品奨励というか、ふるさと納税の関係なんですけれども、補正予算のときもお聞きしたんですけれども、返礼品の開発関係なんですけれども、どういふふうに取り入れていくというか、開発をお願いするというか、そういうのはどういふ形になっているのかなということをお聞きしたいんですよね。

前年度でしたら1億円も納税があったということですから、今後、少なくなるのかどうか分かりませんが、そういった中で、せっかく納税していただいて、やはり魅力のある返礼品というのは、どんどん開発していかないと行かないのではないのかなというふうに思いますので、たぶん今は町内の方だけなのかなというふうに思うんですけれども、新得の地場産品を使って開発していただけるのだったら、私は町外の人でもいいのかなというふうに思うわけですね。

そういった中で、やはりいろんなことをやっていながら、せっかくの制度ですから、ぜひ伸ばしていただきたいと思いますというふうに思います。

取りあえずはこの間もお伺いしたんですけれども、肉とそばとチーズというのが新得の返礼品の主なものなのかなというふうに思いますので、今度はまたチーズ工場がオープンするみたいですし、チーズをやる人は共働学舎さんと同じような感じというのもの、話だけでしか聞いておりませんが、そうであれば同じなのかなというふうに。もし、そういったところで違うものが制作というか、製造されるようであれば、またそういったほうでも使って伸ばしていくというのでも1つの方法かなというふうに思いますので、今、どんな状況で、開発すると言ってから、たぶん予算を取って、そこにあれなのかどうなのか、その辺も含めて、お聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 返礼品の開発基準といいますか、まず返礼品の基準について、説明させていただきますけれども。

返礼品は地域に根ざしたといいますか、地場産品ルールというのが総務省より示されております。その辺、町内で生産された物品または提供される役務というふうになっており、それに準ずるもののみとなります。

それから、返礼品に関する費用ルールというのがありまして、1つが3割ルールというのがありまして、寄付額の3割以内に返礼品を抑えることとなっています。それと、5割ルールというのもありまして、返礼品のほかに送料や広告、それから、システム使用料、振込手数料、全てを入れて5割以内というルールがあります。

町が今行っていることは、地場産品ルールと3割、5割のルールを企業に集まっていたら、説明会を実施しております。その中で、このルールにあった品物で対応をお願いいたしますということで、企業の方をお願いしているということになります。従って、品物自体の開発は業者が主体というふうになっております。

それから、魅力ある品物開発ということで、私たちも町内企業だけに頼るというのも、やはり限界があるのかなということで、今、庁舎内で意見を集めるという取り組みを始めております。

その後、例えば商工会等も含めまして、これはまだ打診はしていませんけれども、一緒に町内、庁舎内、庁舎外も含めまして、魅力ある返礼品づくりができないかということ、今年は進めていきたいなというふうに思っております。

それから、チーズ工場の話ですけれども、4月から動くこととなりますけれども、生産のほう落ち着いてきたときには、ぜひ返礼品に加えていただきたいなと思いますけれども、取りあえずはまだ工場が稼働していないので、安定してきたときにまたお願いしたいというふうに思います。

**◎若杉政敏委員長** 長野委員。

**◎長野章委員** 答弁をいただきました。協議会の中で、広く意見を聞いてやっているということで、私はそれがいいかなというふうに思います。

どのくらいというか、年に何回かなのか、年に1回とかということなのか、その辺でもう少し話し合っ、いろいろなものを開発してもらえればなというふうに思いますし、お聞きすると、庁舎内でもそういう検討会をやっているということですから、幅広く、町民の方も含めて、新得の特産品になるようなものを集めてといたら変ですけれども、そういった考えがあるような人に集まってもらって、そしてあれするというのが1つの方法かなと思いますし、そういう中では、ある程度検討しながらやっているということで一安心しましたので、せっかくのあれですから、伸ばしていくような、いろいろなものがあることによって、納税していただく方も新得町を選んでもらえるというのがあるかというふうに思いますので、ぜひその辺、頑張ってくださいなというふうに思って、終わります。

**◎若杉政敏委員長** 河津産業課長。

**◎河津祐二産業課長** いろんなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

町長の執行方針の中にも書いたとおり、この返礼品は全国に新得町をピーアールする絶好の機会であると、こういうふうにおれわれも思っておりますので、商工業の方との連携、それから、今年度やった取り組みなんですけれども、これは私どもの提案ですけれども、新得町そのものも売り込むと、こういう姿勢でもって、例えば今年、新得町で植林をします。その植林の部分に対する寄付ということを掲げました。これは例ですけれども、植林で、0.8ヘクタールぐらいでしたか、ほんの少しの面積ですけれども、2万円の寄付に対して、町が持っている、毎年町では植林をしてございます。その植林に対して、例えばということで、寄付してくれた方の名前、冠を付けて、何々さんの森づくりという看板をつくって、植林をして、その看板を寄付してくれた方に贈ると。そし

て4年後、下草刈りなりしますから、成長をもって贈るということで、価値そのものに寄付をしていただくということで、こういう取り組みも今年から始めてございます。

そういうことも含めまして、商品開発はもとより、新得町の持っている魅力、自然、こういうものを含めて、ふるさとのそういうものを返礼品にしていって、価値を高めていきたいと、こんなふうに思っております、そういうことも含めて、町内業者、われわれ役場職員、それから今、ご提案あったように、町の方々からもいろんなご意見をいただきながら、新得町そのものをピーアールし、やっていきたいと思っております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第7款、商工費を終わります。

---

### ◎延 会

◎若杉政敏委員長 お諮りいたします。

本日の審査はここまでとし、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

なお、18日は午前10時より、引き続き予算特別委員会を開きます。

(宣告 16時04分)

---

# 第 3 日

予 算 特 別 委 員 会  
令和2年3月18日(水)第3号

○付託議案名

議案第11号	財産の減額及び無償貸付について
議案第12号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	令和2年度新得町一般会計予算
議案第18号	令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計予算
議案第19号	令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号	令和2年度新得町介護保険特別会計予算
議案第21号	令和2年度新得町公共下水道事業特別会計予算
議案第22号	令和2年度新得町水道事業会計予算

○出席委員(11人)

委員長	若杉政敏	副委員長	長野章
委員	森本洋子	委員	青柳茂行
委員	大澤一文	委員	湯浅真希
委員	村田博	委員	貴戸愛三
委員	柴田信昭	委員	菊地康雄
委員	吉川幸一		

○欠席委員(なし)

○委員外(1人)

議長 湯浅佳春

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜田正利
教	育	長 武田芳秋

監 査 委 員 下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	中 村 勝 志
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	初 山 一 也
産 業 課 長	河 津 祐 二
児 童 保 育 課 長	桂 田 聡
税 務 出 納 課 長	佐 々 木 隼 人
屈 足 支 所 長	中 村 吉 克
消 防 署 長	増 田 和 彦
総 務 課 長 補 佐	安 達 貴 広
総 務 課 長 補 佐	佐 々 木 孝 之
地 域 戦 略 室 長 補 佐	福 原 浩 之
保 健 福 祉 課 長 補 佐	大 山 康 幸
産 業 課 長 補 佐	大 桑 野 恒 雄
産 業 課 長 補 佐	大 宮 将 利
児 童 保 育 課 長 補 佐	長 濱 清
庶 務 防 災 係 長	目 黒 達 哉
財 政 係 長	本 郷 潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	岡 村 力 蔵
---------	---------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋 場 め ぐ み
書 記	花 房 充 己

---

◎若杉政敏委員長 本日は、全員の出席でございます。  
昨日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

(宣告 10時00分)

---

◎一般会計 歳出 第8款 土木費(第1項 道路橋りょう費、第2項 河川費)

◎若杉政敏委員長 予算書の180ページをお開きください。第8款、土木費の審査を行います。180ページから186ページ下段までの、第1項、道路橋りょう費、第2項、河川費についてご発言ください。長野委員。

◎長野章委員 3点ほど、お伺いをしたいと思います。

まず、184ページなんですけれども、町道新得山線実施設計ということで、事業内容をお知らせ願いたいというふうに思います。

下から上までというか、上の第2展望台ぐらまで整備していただけるのかなというふうに思ったんですけれども、ちょっとそれには距離が足りないのかなというふうに思いますので、どの辺まで、どのようなまず整備を考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

次に185ページなんですけれども、ここの上段のほうにあるんですけれども、市街地舗装補修工事の中に、藤越道路のグルーピングといいますか、藤越線の舗装補修ということで、1,400万円ほど予算を見ていると思うんですけれども、私は2017年12月に交通安全の対策ということで、藤越道路の路線を変更してくれという話をしたわけなんですけれども、それがやっと実施になるのかなということで非常に喜んでおりますし、ご協力いただいたなということで今、思っているわけなんですけれども、どういうふうになるのか。

あのときいろんな話をしたわけなんですけれども、大型のトレーラーが滑って上りに向かって回れないというようなこと、その間もいろいろ調査するというお話をいただいていましたし、前、冬にはすごく気を遣っていただいて、塩カルを振っていただいたりしていたので、そんなに不自由がなかったのかなというふうに思っていたんですけれども、やはりどうしても線形がきついというか、下へ向かっていくのであれば大丈夫なのかなというふうに思いますけれども、どうしてもあそこでいったん止まらないとならないということから、止まって上に向かうのは非常にきついというようなお話もあって、要望してきたわけなんですけれども、なんとか実を結んだかなというふうに思いますので、その辺について、ご説明をお願いしたい。

もう1点、186ページの上段のほうに、中新得川の改修調査設計委託ということで、中新得川については道河川というようなお話もあったわけなんですけれども、その後、どういうふうに進んでおられるのか。それはダメで、結局本町の河川として整備していくのか。

それから、これ、30メートルほどの予算ですから、たぶんどこか災害で崩れたところの補修かなというふうに思いますけれども、現状として中新得川、今の状況どんなふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

この3点についてお願いします。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 長野委員にお答えいたします。

まずは新得山線の関係であります、現在砂利になっているというか、カーブのどこ

ろから浄水場に上がるところまでの関係の道路と、排水の整備をするための測量調査をしたいと考えております。

やはり雨が降ると、沢水から来る水が道路のほうに来ているような状況が確認されましたので、排水も併せて、道路の路盤もどのような形で整備ができるか検討するための調査設計となっております。

続きまして、市街地の舗装の関係であります。この市街地舗装の中では、長野委員から言われた藤越の関係と、南2丁目アンダーの関係と、2条の交差点も含めた形で予算を組んでおります。

今回、藤越に関しましては、長野委員からも一般質問された部分も含めて、どうしても冬になると雪でスリップして、大型車が上れないというようなお話も聞いて、狩勝産業のほうにもお話しを聞いたら、やはりそういうような状況になっているということもありまして、あそこに砂箱は置いてあるのですが、なかなか大変なのかなということで、新年度の予算計上の中には、滑り止めのグルーピングという形で舗装に水を入れて、スリップ防止の対策を一度試してみ、また様子を見ていきたいなというふうに考えて計上しております。

あと、中新得川の関係でございますが、中新得川につきましては、令和元年度も北海道と昇格に向けての協議は進めております。令和2年度につきましては、昇格に向けての本申請をするために、委託、技術的な面とかもろもろ高度な申請書になるものですから、委託経費を計上しております。

あと、まだ若干老朽化しているブロックだったり、河床が痛んでいるところもありますので、その調査も併せて実施するような形になっております。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 長野委員。

**◎長野章委員** ご答弁いただきました。ありがとうございます。

神社のほうは分かりました。できれば、長期的な計画になるかもしれませんが、なんとか最低でも第1展望台ぐらいまでは整備してほしいなというふうに思っていますし、結構、水が出ると、排水もそうですけれども、道路に水が走ってしまっ、掘れてしまうというのもあるので、どういう方向がいいのか、調査・研究をしていただいて、ぜひ浄水場のところまでではなく、それから上も検討していただければと思います。

それから、藤越のグルーピング、よく分かりました。砂箱を置いていただいて、巡回も多くしていただいて、非常に気を遣っていただいているなというのは、私も十分承知はしていますけれども、なかなか回りきれないというのが今の現状かなと思いますので、今回これをやってみてということですから、これでどのくらいの効果があるか見せていただいて、またお話しをさせていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、中新得川、よく分かりました。道との協議中ということですから、ぜひ協議していただいて、一刻も早く、なかなかそうはならないと思いますけれども、道にお願ひする立場ですから、きちっとお願ひしていただいて、ぜひ道河川になるように頑張っただけければなということで、よろしくお願ひします。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 初山施設課長。

**◎初山一也施設課長** お答えいたします。新得山については、今、言ったような形で、当初は浄水場の入口ということですが、予算計上をしておりませんので、その辺も含め状況、現地に入りますので、その上のほうもどういうふうになっているかというのは、

併せて検討してまいりたいなと思っております。

あと、藤越については、今年、そういうような状況で施工させていただいて、令和2年度の冬場、どういような状況になっているかも確認しながら、進めていきたいと思っております。

あと、中新得もうちらのほうも早く進めたいと思っはいるんですが、北海道との協議、相手がある話ですので、なるべく地元が急いでいるということも含めて、打ち合わせを続けていきたいと思っております。以上です。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 土木全体に関わることかなと思うんですけども、今、全国的にインフラの老朽化というのが、加速的に進んでいるということもありまして、国の予算が前年に比べて1.4倍ほど、増やしているわけですよ。それに関して、この新得町にとっても、国の予算に照らして、波及効果というものがあつたのか、あるいは活用されているのかどうなのかということをもまず聞きたいと思ひます。

それからもう1つは、16年だつたと思うんですけども、8月の台風被害によって、道路、河川、橋りょう、かなり痛んだわけですけども、その復旧工事というのがもうほぼ完了していると思うんですけども、どの程度まで完了しているのか。まだ残っているのがあれば、教えていただきたいと思ひます。

もう1つ、今、長野委員も触れましたけれども、中新得川ですよ。道との協議ということもありますけれども、数年後にはこの役場の新庁舎の建設も予定されているわけですけども、前回の台風によって、役場近辺が全部水浸しになってしまうといふようなことがあつたわけですが、中新得川が当時のように氾濫させないための策というのが、今回の中新得川の進めているものによって何か講じられているのかどうなのかということをも聞きたいと思ひます。

最後ですけども、前回の説明の中で、本通橋が来年度に完了がずれ込んでしまうといふ話だつたと思うんですけども、それはなぜなのかということをお聞きしたいと思ひます。

**◎若杉政敏委員長** 初山施設課長。

**◎初山一也施設課長** お答えいたします。インフラの関係なんですけども、うちのほうも、国のほうではある程度多くなつているといふ、数字的にはなつているんですが、なかなか隅までは現実的にない部分も若干ござひます。

今やつている補助事業も、補助事業に乗れて、補助金の要求もしてはいますが、現実、満度につかない場合もありますので、引き続き補助事業で満度につくよふな形で、道のほうにも要請しながら進めていきたいなと思っております。

あと、災害の関係です。町の関係はほとんど全部終わつております。あと、水道、下水道に関しても、水道の取水口については災害復旧事業なりで、事業に乗せていただいて全部やつておりますので、災害復旧事業で補助金でやつている部分については全部終わつております。あと、維持的なものも含めて、ある程度、町分についてはほとんど全部終わつているよふな状況です。

ただ、先ほど本通橋のお話しがあつました。北海道がやつているパンケ新得川の絡みで、本通橋が若干残つております。それに関する水道、下水道管が、まだうち部分が残つてはいます。

実際に何が残つているかといふと、今の旧河川敷をこれから埋める形になつていきま

す。そのところに水道管と下水道管を入れる形の仕事が若干残っております。本通橋は完成しておりますので、本通橋に添架している水道管、下水道管は元年度中に全部終わってはおります。今、これから埋めていく旧河川敷の部分が若干残っているのかなと思っております。

あと、本通橋の完成の関係です。建設管理部のほうに問い合わせをしても、一応、令和2年12月を目指して今、頑張っていると。今まで、何で遅れているのかというと、パンケ新得川の全体の工事、災害復旧の工事の中で、やはり入札が応札者がいなくて、次の月になったとか、そういうようなこともあったというふうには聞いているような状況であります。以上です。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 るる説明をいただいたわけですがけれども、中新得川の氾濫の関係、もう1回、お願いしたいと思うんですね。

今、課長が答弁されたように、本通橋ですよ。橋はもう完全にできあがっているんですよ。誰が見ても、旧河川ですか、あそこを埋めれば、もう完全に道路が通れると思うんですが、今の課長の説明にあったように、当然、地域に住んでいる方々もそうですけれども、川のこっち側に住んでいる皆さんですよ。やはりあそこの橋がないと不便なんですよ。北新得に行くときは1回、1回外周しなければなりませんので。

それで、来年度まで、本当は今年度中にできあがるような話もあったようなんですが、地域に住んでいる方々が言えば、何で遅れているのかという理由があまり説明がなされていないということも聞いていますので、少なくとも地域に住んでいる方々には、やはり地域的に説明といいますか、文書で回すとか、いろんなことを講じる必要があるのではないかなというふうに思います。以上です。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えします。中新得川について答弁漏れしまして、申し訳ございません。

昨年度から北海道と協議をしております。現在も協議中であります。それと、昇格に向けて、技術的なうちの町の要望も含めて協議をしております。

うちの町として今、要望しているのは、あくまでも、市街地が安心できるように、今、青柳委員が言ったように、やはり同じような規模のものが来ると、また今の断面では飲み込めない部分もあるのかなという不安も皆さんあるのかなと思っております。

うちからの要望としては、なんとか市街地以外の上流で、放水路なりいろんな技術的な工法がありますので、そのような形も含めて考えていただけないかということはおっしゃっております。

最終的に北海道が管理する河川になった場合、どのような工法になるかは今の段階、はっきりとは申し上げておりませんが、今の協議の中で、そういうような技術的なこともあるんじゃないだろうかということについては、北海道のほうにも要望的な形でお話しをしております。

あと、本通の関係です。建設管理部さんのほうに何回も問い合わせをしていますが、令和2年12月までにはというお話しをしてくるしか、今のところ、回答をもらっていません。ただ、うちらとしても、早く旧河川を新しい河川のほうに切り替えていただいて、早く埋め戻しを完了してほしいというお話しはしております。

その中で、できれば本通の道路の部分だけでも早めに盛り土を完了させて、道路だけ

でもいいから早くということも言いながら、協議をさせていただいていることもあります。北海道の考えもあると思うので、それは引き続き、町民の皆さんが早く通りたいという思いがあるということは伝えてまいりたいなど。

それと、住民の方々への周知についても、北海道にも要望もいたしまして、北海道から何か発信できないか、できないのであれば、町からも何か発信できないか、確実な完了が見えてこない、なかなか何回もいついつできますという話にもならないので、ある程度確定した完成が見えてきたら、そのようなことを建設管理部と相談しながら、住民周知もしていきたいと思っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほか。柴田委員。

◎柴田信昭委員 184ページですが、南2丁目のガード実施設計委託料、2,000万円なんですけれども、これ、電気設備の設計ということになっているんですけれども、これの内容、どういうことなのか、お知らせいただきたいと思えます。

それから、その下にあります町道新得山線の関係ですが、長野委員から今、質問ありまして、回答をいただいたんですけれども。私、心配しているところが、なんとかならないのかなという感じがしているのは、あそこ、上り坂の神社のほうのトイレに行くところの道路から急に上りになって、特に冬なんかは車が上れないんですよ。ですから、あれをなんとか少し緩やかにする方法がないのかなと思ったりもするんですけれども、私の頭ではなかなか難しいと思いながら、こういうことで改良するわけですから、専門家の人たちで考えれば何か知恵があるのかななんて思いながら、質問したところでございます。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えいたします。南2丁目アンダーの電気の関係は、ロードヒーティングの電気の関係とか、あそこに雨水の排水をするためのポンプなりもいろいろあるものですから、その辺を全体的に調査して、ロードヒーティングの整備も新年度、見込んでおりますので、その辺の電気の関係を詳細に調査するということになっております。

あと、新得山神社の関係です。私たちも去年、現地を見させていただいて、やはり勾配がきついかないという思いはあります。それで、先ほど沢水の排水、道路の改良というお話しをさせていただきましたけれども、その中に線形なり勾配も検討するような形で考えております。

今、舞台があるところがありまして、あの辺も利用すれば、勾配修正、少しはできるかなとか、現地で見た感じで担当者と一緒に協議していますけれども、詳細な測量、新年度しますので、そのときには委員が言われたようなことも含めて、全体的にどういふふうなことができるかということについて、検討してまいりたいと思えます。以上です。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 南2丁目のガード、今、ロードヒーティングだとか、そういうところのあれですけれども、その設備が耐用年数なり、古くなって、改修するということなのか、何か状況が変わるということなのでしょう。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えします。老朽化もあります。それと、ロードヒーティングの面積を今より若干広げたいなという考えがあります。新得寺のほうの歩道が前のものがロードヒーティングが途中で終わっていて、その後が雪があつて滑るとか、そういう

ご要望もいただいていたので、要は、面積が増えることによって、電気の容量的なものも含めて変えなくてはならないのかなと思っていますので、その辺、老朽化も含め、そういうふうに拡幅というのですか、拡大する部分も含めて電気の検討をするような予定にしております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 180ページの欄でお話しさせていただきます。

今年も道路に関しては改良、補修、たくさんやっていただいているんですけども、町内を走っていると、結構道路が痛んでいるところが至るところにあります。この至るところにある道路を、補修、改良という判断は、どういうときにこれは直さないといけない、早急にやる、まだ町民の人に我慢してもらおうという判断というのは、町民の声で早まるのか。職員の、これは直さないといけないという感覚で早まるのか。そこら辺、課長の判断で結構でございますから、ご答弁願いたい。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えいたします。道路の関係なんですけれども、やはり私個人的にも、ここ2、3年雪が少ないものですから、今までしばれ上がっていないところがしばれ上がったという部分も見受けられます。

基本的には、現地を確認した中で、計画的に少しずつはやっているのですが、やはり中には、町民からの情報も入ってくる場合があります。それも現地を確認した中で、今予定している部分と比較してどうなのかと。やはり道路に穴が空いて、タイヤがすっぽりはまってしまうとか、パンクしそうだとかというものについては、通常の維持の中でやっておりますので、その辺は優先的にはやっております。

全部が全部、皆さんからの情報、できればいいのですけれども、やはり限られた予算の中で、優劣を付けながらやっているということになるのかなと思っています。

やはり車道については、車に支障が出るようなことでは大変かなという思いがありまして、そういうような形の考え方で、あくまでも現地を確認し、大変なことにならないような形で施工しているというような状況でございます。以上です。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 判断は非常に難しいと思いますけれども、痛んでいるところはたくさんあります。

1つ聞かせてもらいたいのは、凍結で道路に舗装がむくれて穴が空くと。左側ばかりなんだけれども、何で真ん中と左側、どういう関係で左側のほうに穴が空くのか。課長、分かっていたら教えてください。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 お答えいたします。なかなか難しいところかなと。しばれ上がるということは、土自体だったり、そういうものに水分が多いからかなと思います。粘土質なものがあれば、どうしてもしばれます。

あと、よく言われるのは、センターについての割れは、アスファルトの舗装を補設するとき片側ずつ施工したと。いっぺんにはできないので、アスファルトのフィニッシャーというもので引くのですが、右側と左側を分けてやりますので、どうしてもつなぎ目というのは割れやすいのかなと思います。

あと、よく見ると、路肩側がどうしても砂利の入っている路盤の入っているところがすぐ土に近いところがありますので、やはり自重的に持たないところもあるのかなと。

あとは地下水の絡みとかいろいろあるので、一概にこれだというのはなかなか、開けて見ないと分からないときもありますので、そういうような状況かなと判断しております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 次に進みます。

---

◎一般会計 歳出 第8款 土木費 (第3項 都市計画費、第4項 住宅費)

◎若杉政敏委員長 引き続き、土木費の審査を行います。186ページ下段から192ページまでの、第3項、都市計画費、第4項、住宅費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第8款、土木費を終わります。

---

◎一般会計 歳出 第9款 消防費全般

◎若杉政敏委員長 次に、予算書の193ページをお開きください。第9款、消防費の審査を行います。193ページから199ページまでの、第9款、消防費全般についてご発言ください。青柳委員。

◎青柳茂行委員 先だって消防関係の説明も受けたんですけども、1つは消防職員の定数と、それから団員の充足率と、もう1つは車両の充足率がどのくらいあるのか、まず、聞かせていただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 お答えします。まず1点目の職員の定数ということでございますけれども、定数につきましては今、十勝全体の消防局のほうで適正な人員配置の考え方ということで検討しておりまして、現在のところ新得消防署としては22名ということで判断しているところでございまして、今後、地域実情だとか、そういうことでまた調整する部分もあるかと思っておりますけれども、現時点では22名ということで考えております。

それと、2点目の団員の充足率といいますか、現在の状況ですけれども、新得消防団につきましては、1月1日現在でございまして、定員60名に対して、現在53名でございまして、それと、屈足消防団につきましては、定員45名に対して、実在が34名、そのほかに、機能別消防団ということで、6名が在籍しております。

それと、車両の関係、車両につきましては、現在新得消防団で4台、屈足消防団で3台の車両、新得消防署で1台の消防車を持っていますので、充足率でいいますと、100パーセント以上充足しているということが言えると思います。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 定員については、新得町全体で22名ということで職員、22名の定数は満たしているということなのかなと思うんですけども、団員数が新得で言えば7名、屈足で言えば11名足りないわけですね。ですから、充足率はだいたい屈足は70パーセント台、新得は80パーセント台になりますか。十勝はどこの町も大抵100パーセント充足しているところはほとんどないわけですね。かなり厳しいのかなと思うんですけども。

いずれにしても、これは災害とか火事が起きれば、団員が多ければいいというものではないし、また少なければいいというものでもないわけですね。しっかり100パーセ

ントに満たすということがたぶん原則だと思いますので、なかなか大変だと思うんですけども、満たしていただくということにはなるのかなと思います。

それから、車両は100パーセント配置されているというわけなんだけれども、広域化によって、例えば新得の救急車にしても、消防車にしても、隣の町、清水とか鹿追とか、そういうところに走ることもあるのかなと。そういう実例があれば、教えていただきたいのと、またその逆もあるのかなと。実質今、救急車がたぶん1台だけだったと思うんですけども、この広い新得町の中で、仮に1台だとすればなかなかやり繰りが大変ではないかなと思うんですけども、その辺は心配ないのかどうなのか、確認したいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 増田消防署長。

**◎増田和彦消防署長** お答えします。職員の充足率、22名と申しましたけれども、現在、正職員といえますか、正規の職員で21名、それと、臨時職員1名を採用していますので、それで22名を確保している状況です。

また、団員の充足率の関係ですが、委員ご指摘のとおり、どこの町もやはり100パーセントの充足というのは、だんだん難しくなっている状況でございます。また新得においても例外ではなく少なくなっている。また、若い働き盛りといえますか、若い年代の消防団員が少ないということと、また今まで長く務めていただいた消防団員の方におきましても、一応定年ということで、やはり体力の限界ということで、退団される方が年々いるということで、それに変わって入ってもらえる方がなかなか少ないということです。

それで、団員の充足につきましては、団員幹部だとか、ロコミ関係で誘っていただいて入ってもらっている状況でございますが、なかなか100パーセントまではできない状況でございます。

また、広域化に伴いまして、隣町、救急、火災については、広域化になりまして、やはり署所から一番近いところに出動するという態勢になっていまして、新得におきましても、今までは清水町の区域だったものも新得でカバーするというような出動態勢を取っていまして、住民サービスの向上にはつながっているかなと思いますが、逆に清水からも来てもらう場合もあります。それは、そのときどきの災害の状況によりまして、広域的に活動できるような態勢は取っております。

また、救急車の出動態勢につきましても、新得は1台でございますけれども、新得で別件で出動している際には、情報指令課のほうで清水の救急なり、鹿追の救急なりを即座に出動させる態勢もできてはおりますので、その点は、今までよりは時間短縮にはつながっているかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。柴田委員。

**◎柴田信昭委員** 199ページの車両購入費なんですけど、これも購入することはあれなんですけれども、現在ある車両、これの取り扱いというか、処分方法というか、廃車になってしまうのか、あるいは、特殊な車両でございますから、下取りなんていうのはないのだろうとは思いますが、何か活用方法というのはないのかどうか。その辺、どういう形で処分するのか、お話ししたいと思っております。

**◎若杉政敏委員長** 増田消防署長。

**◎増田和彦消防署長** お答えいたします。今までも消防車の車両の処分については、一応新得としましては、鉄くずといえますか、そういう処分の方法をしてきております。

今回についても再利用ということではなくて、専門業者による鉄くず処分ということで考えております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。森本委員。

◎森本洋子委員 今、ふと思ったんですけれども、どこの項目ということではないんですけれども、救急ヘリというのですか、ヘリの出動というのは新得町で、前、トムラウシ山での遭難のときにはあったと思うんですけれども、最近、そういったものの出動というのがあるのかどうかというのと、どういうときにそういう出動を考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんですけれども。

◎若杉政敏委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 お答えいたします。今のドクターヘリの関係だと思っておりますが、ドクターヘリにつきましては、新得でも去年、1、2回、来ている状況がございます。

この出動の可否については、帯広の情報指令課のほうで119番を受けた時点で、遠距離だとか、搬送に時間が掛かるだとか、医師をそのまま現場まで投入する必要がある場合に要請して、飛んできていただいています。

新得の場合は、旭川のドクターヘリと釧路のドクターヘリ、どちらも呼べるのですが、新得の場合は旭川のほうが近いということで、旭川から来ることが多いです。同じ要請をしましても、天候状況によりましては飛べない状況もございますので、そういうことも考慮しながら、1秒でも早く患者さんの救命にあたるような出動態勢を取ってっております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 消防のことに関しては、増田署長、今回退職されるということで、長年、職員の方々を引っ張り、署長になったら、休日でも出動を常に頭の中にあって、大変な日々を署長時代は生活されていたなど、本当にご苦労さまでございます。

今回は、消防の幹部、小関さんと西田さんが同時に退職されるとお聞きしております。今、職員22名というお話しがありましたけれども、理想の人数はあるのでしょうかけれども、今現在、この3人の方々が退職したら、人数は新得の消防で大丈夫なのか大丈夫ではないのか。署長の答弁をお願いしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 お答えいたします。人員配置の基本的な考え方ということで、火災の場合、消防ポンプ車と水槽車の2台のペア運用、また、特異な救急事例におきましては、消防ポンプ車と救急車の同時出動ということを考えますと、新得消防署で最低5名の出動人員を確保したいということで考えているところでございまして、これで5名当直を考えていきますと、新得は5名当直の2交代としますと、計算上16名が必要と。また、屈足分遣所につきましては、1名当直の3交代ということを考えますと、3名が必要ということで、そのほかに署長を含めた庶務要員、また予防専門要員ということを考えますと、3名が必要ということで、22名という計算をしているところでございます。

今回、私を含め3名、退職ということで、それに伴いまして、前もって新規の職員を採用してきておりますけれども、今後、再任用も含めて、この22名にできるだけ近づけて、災害出動の低下を招かないように、また今後、適正配置ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 消防は生命、財産、町民を守る役目でございますので、長年、再三言

いましたけれども、ご苦労さまでございました。答弁いりませんので。

◎若杉政敏委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 吉川委員の気持ちをつなげて、最後の議場になるでしょうから、質問したいと思うんですけれども。

今、十勝では新型コロナも落ち着いている状況なんですけれども、まだ患者数としては国内一番ということで、今後、気を緩めることなく対処していかなければならない、一人ひとりの問題だと思うんですけれども、もし、熱の出た患者で救急要請があったときに、新得の場合はコロナ対策というのはどういうふうになっているのか、参考までにお聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 お答えいたします。コロナ対策、コロナ疑いの救急出動のことだと思いますけれども、これは十勝消防局で作成しております出動態勢の行動計画がありますので、それに沿った形で出動するようになっております。

また、そのような状態で要請があったということで119番が入った場合、通信指令のほうで、そのような疑いがあるということで、帯広の保健所のほうと連携を取りながら、どのような病院に搬送するとかは決まっております。

また、救急隊員につきましては、最前線で触れる活動をするわけですので、感染防御についても、万全を期すように装備とまた被傷したときの消毒態勢についても、マニュアルに沿って実施してほかに感染を広げない、このような取り組みで進めております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 マニュアルがあるということですから、職員としてはそのマニュアルに沿ってということなんでしょうけれども、要するに一般的には37.5度、4日続いた人は乗せないということですね。

それから、お年寄りと重篤患者は2日ということで、乗せられないときには、あくまでも自分の車で行ってください、あるいは個人的に対応してくださいということに、新得でもなるということでしょうか。

◎若杉政敏委員長 増田消防署長。

◎増田和彦消防署長 お答えします。救急要請があった場合、救急車で運ばないということはまずないのかなというふうに考えていまして、その前段階として保健所のほうと協議しながら、保健所で運べるのであれば保健所のほうで運ぶとは思いますが、十勝一円となると、なかなか保健所でも手が回らないということで、最終的には救急車で運ぶことになるのかなというふうには想定しておりますので、その場合に対応できるように、やはり感染防御、これを徹底しながら活動していくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第9款、消防費を終わります。

---

◎一般会計 歳出 第10款 教育費(第1項 教育総務費、第2項 小学校費、第3項 中学校費)

◎若杉政敏委員長 次に、予算書の200ページをお開きください。第10款、教育費の審

査を行います。200ページから224ページ中段までの、第1項、教育総務費、第2項、小学校費、第3項、中学校費についてご発言ください。吉川委員。

**◎吉川幸一委員** ページ数が4つに分かれるんですけども、同じパソコン借上料なものですから、210ページと214ページと218ページと221ページの4つに、パソコン借上料があります。これは小学校の管理費と中学校の管理費、小学校の振興費と中学校の振興費の4項目みたいでございまして、今回、1,399万9,000円、タブレットPCを122台導入が1,300万円の大きい金額になっておりますが、去年はどなたかが質問したときに、「パソコンの更新何台ですか」と言ったら、40台という答えを委員会を出していた。

私、小学校のパソコンは買われたほうが、今、1台だいたい入札したらどのくらいになるか分かりませんが、一番高いのでも20万円、安いのだったら10万円ぐらいで入るだろうと思うんです。これ、結構なものなんです。小学校270万円、中学校160万円、振興費で792万円、今回のタブレットPCで1,399万9,000円、1,399万円は今回ですけども、これは700万円ぐらい毎年金額が掛かっています。

児童数が少なくなっていますから、これは借上料ですからリースだと思うんですけども、買って持ってしまふ。あとは、いろいろあるでしょうけれども、買われたほうが安いんじゃないかなと思うんです。どんなお考えでしょう。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。まず、予算書の中で4項目にわたってパソコンの借上があるのは、学校の管理費では、教職員が使うパソコンの借上料でございます。それから振興費は、子どもたちが授業で使うパソコンなんですけど、去年からタブレットを新たに導入いたしまして、屈足南小学校で30台、新得中学校で10台、新年度は新得小学校に122台というふうに予定はしております。

パソコンから新たにタブレットを導入するにあたって、借上料、金額が増えているということもあります。

それで、委員おっしゃる購入したほうがというところなんですけど、全体を一括すると、結構な金額になります。その上で、予算の平準化というところで、リースという方法を取っております。一気に何千万円とかというのではなくて、5年掛けて均等して払っていきこうというところで選択をしているところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**◎若杉政敏委員長** 吉川委員。

**◎吉川幸一委員** 通常、ものの考え方では、やはりリースと買い取ってしまつて、それを5年、10年と使うのとでは、買い取ったほうが絶対に長い目で見たら安くなる、これはどんなものでも買い取りのほうが安くなると思うんです。

今、児童数がだいたい1学年40人前後、新得小学校も40人前後、120台でしたら、4学級使われるのかなと思うんですけども、もしか、児童が落として壊した。それから、壊れたときは修理は可能だと思うんですけども、そういうときは、これはどのような感じで教育委員会はすぐ買ってあげるんですか。そこら辺、子どもが壊した、誰かで壊れていた、そういう場合にどういうふうな感じでパソコンを修理するのか、教えてもらいたい。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** 児童が使って壊したということ、可能性はありますけれども、機械が不具合を起こした場合は、その原因を確かめて修理するということにはなりますが、

台数がそれによって足りなくなるかということかなというふうに思いますけれども、各学校に配備しているパソコンの数がだいたい子どもたちの数の6割か7割程度に今、しております。

その上で、全部がそれを一気にある時間に使うということはずないだろうということで、足りないということはなかなかないかなと思いますが、もし、そういう事態が生じれば、業者と連絡を取って、応急対応をしてもらおうというふうには思っております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 昔、パソコン購入のときに、菊地委員が、学校教育のパソコン導入のときに Windows のことで、随分、「新しいのを入れろ」と言ったのに、古いのを入れたのがあります。

これも、もしか地震が来て、子どもたちが触っていて、慌てて避難したときに、1台、2台、3台と全部下に落ちたりなんかも、もう10台以上だったら教育委員会も諦めて買うかもしれないですけども、子どもたちに注意するかしらないか。もう1回、そこら辺、答えてもらいたい。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。非常時のときにそういうパソコンなりタブレットなりというもの、それを守るために学校の中にいるということは、避難はするなということなんですね。何かあった場合に、子どもたちにどうかというのは、そこはないかなというふうには思います。

災害等で何かあった場合というのは、その状況に応じて、そのパソコンなりタブレットなりというのを直していくしかないかなというふうには思いますし、場合によっては更新をする。1台、2台なのか、10台なのか分かりませんが、状況に応じて対応していくということになるかなと思います。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。長野委員。

◎長野章委員 3点ほど、お伺いしたいと思います。

まず、予算書で探しきれなくて、たいへん申し訳なかったんですけども、執行方針の中の26ページに、民間活力による教員住宅の整備というふうにあったと思うんですけども、予算書でどこなのかなと、だいぶ探したんですけども探しきれなかったの、内容的には前にもお伺いしたんですけども、まだやっていただくところが決まっていないのかなということで、たぶん予算もひょっとしたら見ていないのかななんていうふうに思ったんですけども、その辺、教えていただきたい。

これは民間活力ですから、民間の人に造ってもらってというふうになるんですけども、先生方は、今回は管理職の方というふうに伺っているんですけども、住宅料というか、そういうのは、今の職員住宅というか、教員住宅に入っているような値段で入れるのかどうなのか。新しいですから、たぶん設置者が決めた住宅料で、それで住宅手当を申請するのか、その辺、教えていただきたい。

それによって、道職員ですから、本町が何らかのあれがあるのかどうなのか。建てる時の補助制度というか、それはたぶん町の持ち出しだというふうに思うんですけども、その辺、例えば道から少し町に対してお金が来るということはあるのかどうなのかも含めて、道の補助があるかどうかということも含めて、お聞きしたいなというふうに思います。

207ページの高校の通学の補助なんですけれども、拡大というか、充実されたのかなというふうに思って、説明、前に伺ったんですけれども、もう一度、補助内容というか、私が聞いたのは、十勝管内一円というか、どこの高校に行っても、例えば新得から上士幌に行ったとしたら、直ではありませんから、帯広に行って、上士幌というふうに、そういうときはどうなのか。上限設定されて、もうそれで終わりということなのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

それからもう1点、さっき吉川委員からもありましたけれども、タブレットの関係なんですけれども、国も含めてタブレットを導入するということですから、前にたぶん廣山さんがいるときに質問があったんじゃないかなと思うんですけれども、子どもたちの影響というか、そういうのはどういうふうに。今だんだん機械もよくなって、そういう影響はないと。われわれが考えられるのは、例えば視力の低下だとか、ドライアイみたいなのが、たぶんそれは使用する時間を短くして、そういうのはないということだと思うんですけれども、個人というか、いろんな人がやはりいると思うんですよね。短くてもそういうふうにかかる場合もあるでしょうし、そういったときの対応というか、どういふふうに教育委員会として考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。まず、教員住宅の関係ですけれども、民間活力で新しく起こしていきたいという方針を持っております。できれば、そういう形でということなんです、場合によっては町でということも考えられるのかなというふうに思います。

今回、予算にないのは、要綱を4月から改正して、その上で公募をかけてから、もし手を挙げてくれるところがあればやりたいなというふうには思っております。管理職のほか、一般職用の住宅も含めて、事業者が見つければやりたいなという感じがしております。その際には、補正予算で対応していきたいというふうに思っております。

それから、料金の関係なんですけれども、あくまでもその事業者は民間の方ということで、その方が設定した家賃というふうになります。その家賃に応じて、道の住宅手当が出ますので、それで対応してもらおうということになっています。

それから、町の支援ということなんですけれども、建設に係るのは補助ということでありまして、入居に係るというところでは、今のところ支援というのは考えておりません。建設に係る道からの補助はございません。あくまでも町単独の施策でということでもあります。

それから、高校通学費の関係ですけれども、これまで経済的に厳しい世帯を応援するというので、新得高校が募集停止になった平成29年度から、その方々を対象に、掛かる経費の2分の1で、月1万5,000円を限度、年間18万円を限度という制度でやってきました。この間のいろんなご意見も伺いまして、新年度からそれを一般の世帯に拡充をしています。ただ、支援水準は経済的に厳しい方とのバランス等も考えまして、4分の1ということにしております。上限5,000円ということにしております。

対象、百数名いるかなと思いますけれども、4月に入ってから該当者に通知というか、お知らせをして、申請いただくということで今、準備を進めているところでございます。管内、どの高校も対象にしたいと思いますが、あくまでも上限は5,000円というふうにしております。

それから、タブレットに関しての子どもたちの影響ということなんですけれども、例えば

ドライアイだとかという影響はどうかとあるんですけれども、時間はそんなに、1時間の中で、授業の中で、ずっとタブレットを見ているということはありません。先生の指導の中でこうなさい、あるいは周りの人たちと相談してこうなさいというときに使って、それを画面上に写して授業を進めるといったやり方であります。

あとは、外に持ち出して写真を撮ったりということがあるんですけれども、ドライアイを心配するほどの時間、ずっと画面を見ているということはないのかなというふうに思いますし、今まで運用してきた中で、何かしら体調的に不都合があったという話も聞いておりませんので、大丈夫かなというふうには思っております。以上でございます。

---

◎若杉政敏委員長 暫時休憩いたします。11時20分まで休憩といたします。  
(宣告 11時07分)

◎若杉政敏委員長 休憩を解き再開いたします。  
(宣告 11時20分)

---

◎若杉政敏委員長 長野委員の発言を許します。

◎長野章委員 休憩を取ってしまったので、何を言おうとしたかちょっと。

まず、民間活力による、さっきの教員住宅の関係だったのですけれども、道からの補助はないということで分かりました。

今もそうなのかどうなのか、私の勉強不足かなと思うんですけれども、今の教員住宅を建てたときというのは全部町費なのか、全く補助みたいのがないのかどうなのかも、お聞かせ願いたいと思います。

家賃は、民間が造るから民間が決めるということですから、それはやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、管理職の皆さんはいいにしても、一般教員の皆さんの負担がどうなのかなと。屈足にもたぶんあると思うので、そういう人たちの声というのは聞いているのかどうなのか。「いや、新しいからあそこ従来より高くてもいい」と。それと、たぶん住宅手当もそれなりにもらえるからいいということなのか。いいことづくしなのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

それから通学費、一般ですと5,000円ということですから、それから困難な人は1万5,000円ということですから、それはいいですけれども、もうちょっと一般の人も十勝管内というふうになれば、今、初めて制度を入れるわけですから、これから徐々に考えていくんでしょうけれども、ぜひそういうことも考えて、5,000円出したらもういいということではなく、ちょっと考えていただいて、それと、寮というか、新得に高校がなくて、そういうところに行っている方のお話しなどを聞いて、考えていただければなというふうに思います。

あと、タブレットなんですけれども、タブレット、たぶん文科省で奨励というか、国の事業でやるのではなかったかなと思うんですけれども、そういった国からの現物支給とか、補助とかというのはないのかどうなのか、その辺。それと、国であれするのであれば、国の仕様基準というか、子どもに対して、文科省としてこういう基準を持っているということがないのかどうなのか。それはあくまでも学校側にお任せしますということなのか、その辺も含めてお聞かせ願いたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。今のある古い教員住宅なんですけれども、

昭和40年代から建っているところなんです、当時は国の補助金をいただきながら建てたというのがほとんどでございます。補助金以外の部分は町費か、または起債とかを活用して建てたのだらうというふうには思います。

それから、家賃の関係なんです、当然、新しくなる住宅ですから、それなりの家賃になるのかなということ、家賃の約半分ぐらいは住宅手当が出るのかなと。その残りの金額と住宅の状況で、高いか安いということになるんですけれども、聞ける方については快適でいいということは聞いていますが、一人ひとり詳細にどうですかというのは聞いておりません。

ただ、都会にいても、住宅がないところはどこか民間の家を借りるということになると思いますので、そこでもそれなりの負担はあるのかなというふうには思っております。

それから、高校通学費の関係なんですけれども、一般に拡充するというので今回、5,000円を限度にということで制度設計をさせていただきました。どこがいいのかというのは、全額という声もありましたから、全額いけばいいのしょうけれども、やはり子育て支援の全体像の中での支援、それから単年度ではなくて、これから将来的にわたって負担をしなくてはいけないということで、そのあたり、限度もあるのかなというところで考えてきました。

あと、先ほども申しあげました、経済的困難世帯とのバランスというところもあって、なかなか全額というところまでは、頭にありながらも制度設計する際は、やはり今の5,000円という水準がまず導入部分では適当かなというところで行ったものであります。

今後ということでもありますけれども、状況の推移を見ながら、どこかで見直しはしなくてはならないかなというふうには思っておりますけれども、当面、下宿費は5年間の道の措置が33年度でなくなりますと、結構負担が増えると思いますので、その辺も頭に入れながら、状況に応じて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、タブレットの関係なんですけれども、新学習指導要領の中で、ICTスキルの育成という中で、タブレットを活用した授業というのが出てきました。これまで、特にどういう基準のものを整備しなさいというものはないのですが、今回、補正予算、GIGAスクール構想という中では、相当スペックの高い仕様基準というものが示されて、それがその補助対象になるということで、補助を使ってくれということをおっしゃっていただきました。

国の仕様基準は、かなりスペックが高いところで、今、子どもの数が少ない学校では、そこまでいらぬのかなというところもありながら、しかし、今後予想されるタブレットを使ったさまざまな事業展開というところを見据えて、適当な部分のスペックの仕様のものを入れようというふうに思っております。国からの仕様基準は今回のGIGAスクール構想で示されたものぐらいかなというふうには思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 長野委員。

**◎長野章委員** それぞれ最終答弁かなというふうに思います。

これからの要望みたいなものなんですけれども、教員住宅、非常にもう昭和40年から整備されてきて、相当古くなっているということは、どこを見てもここはいいなというのはあまりないかなというふうに思うので、ぜひこういう民間でやっていただく方がいければ、今後もやはりピーアールをしながらやってもらうというのは必要かなというふうにもうちょっと快適に先生方も暮らせるようなものを考えていただきたいというふう

うに思います。

高校の通学については、これから始めるところですから、あまりいっぺんに高い要望はしませんけれども、いろんなことで全額というお話もありましたけれども、そこまではなかなか難しいにしても、もう少し管内一円というか、高校のない町として、子育て支援、少子高齢化の問題もいろいろ含めて、人口問題も含めて、ぜひ考えてやってほしいなというふうに要望をしておきたいと思います。

タブレットは分かりましたので、ぜひ将来の影響のないような形で進めていただくようお願いして終わりたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 教員住宅、今、残っているところのブロック造りというのが相当数ありまして、やはりもう限界かなという気がしておりますので、なるべく早急にということですか、早く進めればいいのですけれども、木造住宅のきれいな住宅に変わっていくように努力していきたいなというふうには思っております。

それから、通学費も先ほどお答えしたように、最初からフルにということはなかなかできないということでもあります。程度と限度というところも考えて、導入部分では今の制度設計した金額でやっていきたいというふうに思いますので、この辺はご理解をいただきながら、状況を見て見直しもということ考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。柴田委員。

◎柴田信昭委員 205ページの入学資金貸付金に関連して質問したいと思います。

この入学資金の貸し付けについては、入学資金貸付条例というものがございまして、これは昭和51年に制定されているようでございます。途中で何回か、変更もあったようでございますけれども、これは大学等に進学した場合に、そういう世帯に対する入学資金の融資でございまして、1件につき50万円ということになっているわけですが、途中で改正した中には、利子は無利子にしているということもあるんですけれども、50万円という金額が相当昔からの50万円でございますから、この額についても少し考える必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、この要綱の中では、特別の理由により、貸し付けの免除をすることができるというんですけれども、この特別の理由というのはどういうことが想定されるのか、その辺、お聞かせいただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。入学資金に関しまして、委員おっしゃるとおり、この制度、昭和51年度から発足して、44年経過するかなと思っております。

目的は、一定所得以下の世帯になるんですが、子どもが大学、あるいは短大、専門学校等に入学する際に必要となる資金を貸し付けしまして、進学の支援をするということでございます。

制度当初は貸し付け限度10万円でした。それから何回か変更がありまして、今の50万円になったのが平成10年度からの改正でございます。金額、今、無利子で運用しておりますが、途中で2パーセント以内という利子の改正もしております。現状は無利子で運用でございます。

その上で、50万円ということなんですけれども、額が低いというご指摘かなということですが、この辺は平成10年からもう22年たちますので、増やすということに

については、考えてさせていただきたいなというふうには思います。

しかし、この4月から国のほうで大学などに進学する方のそれぞれの収入が一定基準以内の世帯の進学者に対しまして、入学金と授業料を免除するという制度ができました。そのほかに日本学生支援機構というところで、同じようにそういう経済的に厳しい世帯に対しまして、給付型の奨学金を交付しますという制度もありますし、従前のその貸し付けというのがあります。そういったさまざまな形の支援制度ができてきておりますので、そのあたりも加味しながら考えていきたいなというふうには思っております。

それから、要綱にあります特別の事由というのは、たぶん災害とかで償還が困難になった場合というところかなというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 柴田委員。

**◎柴田信昭委員** 今聞きますと、国だとか、その他のところでいろんな新しい制度ができたということで、その制度の内容はよく分からないわけでございますけれども。償還を一部免除するということについて、今の時代、とにかく各企業とも雇用する働き手がないということで、非常に困っているところもございますし、それと、人口対策も含めて、私、卒業した後に、例えば新得町で就職して働いてくれるという人には、この特別の理由の中に入れてもいいのではないかなというふうには感じるところでございますけれども、その辺、お聞きしたいと思います。

人口対策だとか、雇用対策のほうは、総務課なのか、地域戦略室なのか、そっちのほうの関連もあれば、そのことも含めて答弁いただきたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。委員おっしゃる、雇用対策、あるいは人口対策という視点は、たいへん重要かなというふうには思っております。

入学資金という形でなくても、他の町村で奨学金を免除するというような施策を行っているところもありますが、当方といたしまして、基本的な考えとして、本制度、資金を貸し付けするということでありまして、貸し付け後は据え置き等を経て、償還していただくというのが基本かなというふうには考えております。

それと、その人口対策、それが雇用対策に伴う支援策というのは別の視点で支援したほうが適当かなというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 東川地域戦略室長。

**◎東川恭一地域戦略室長** 柴田委員の質問にお答えいたします。

人口減少対策の1つにもなるのではないかとこのところですが、人口減少対策、基本的にはこれからの時代というのはもちろん人口減少はしていくので、人口減少対策と人口減少に対応した町づくりというのを並行していかなければならないかなというふうには思っております。

人口減少対策というのは当然、この1つの事業に取り組めば問題は解決するといったようなものではありませんから、出生数を増やす対策ですとか、生産年齢人口を増やす対策ですとか、高齢者が住み続けられる対策ですとか、あと、町外からの居住者確保、もちろん雇用対策、子育て支援、トータル的に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今、委員から提案のあった点も、意見も参考にしながら、次年度、総合計画の後期計画の見直しの年にもなりますので、トータル的な中の1つとして、参考

にさせていただきたいと思います。以上です。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 今、教育委員会と地域戦略室長に答弁をいただきましたけれども、ぜひともそういうことで検討していただけるということですので、その方向でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 タブレットの件で、先ほど課長のほうから、このタブレットはハイスペックだという話があって、時代というのは変わるものだなと。新しいのを入れろというのにそうではなかったと、先ほど話があったんですけども。これはハイスペックであればあるほど、もう使っている方は分かると思うんですけども、ただ形が小さいだけで、普通のパソコンそのものですので、何でもできますよね。

ハイスペックであればあるほど、それを使いこなそうとすればするほど、先生にかかる負担がすごく大きくなると思うんです。当然、今までの授業の準備のほかに、その使い方も覚えなくてはならないでしょうし、先生方の時間がたいへん厳しい、働き方改革にも普通の人と同じような対応ができない中で、その負担についても、たいへん心配しております。その授業に至るまでの先生方の負担がどうなっているのかというのが1点。

それから、今までも、先ほどの話ではないですけども、普通の卓上型のパソコンも準備してきましたよね。ほとんど使える内容は、タブレットのほうが手元に置いて普通の据え置き型よりはいろんなことに使えるということで、このICT対策という国の方向性が出て、日本はそれに対してはたいへん遅れているというふうに言われていますので、追いつけ追い越せという形で導入すると思うんですけども。今まで導入したコンピューター教室の中のパソコンとの絡みというのか、連携というのか、使い方の違いというのか、そういうのもあるのか。あるいは、もうコンピューターの教室が死んでしまうのか、その辺についての心配が1点。

それと今、実際にタブレットを導入している先進地の中で言われていることは、先生が使うタブレットによって、子どもたちのタブレットがきちっとコントロールできれば問題はないと思うんですけども、授業には関係のない画面を見る子どもがいるのに困っているというような話も聞きますので、その3点について、お聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。まず1点目、タブレットの導入に伴う先生の負担、先生の中でもコンピューターに詳しい方がいて、各学校によってその方を中心にして、まず研修なりをしていっています。屈足南小学校に初めて入れたんですけども、屈足南小学校にそういうスキルのある先生がいるということと、導入をして状況を見るのにいい規模の学校ということもありまして、そこからスタートいたしました。

その上で、ほかの学校の先生方も、一応研修所を通じて研修を行いながら、先生方にもタブレットの知識をまず備えてもらった上で、今年度、新得小学校を除くほかの学校に導入しました。

やはりタブレットを使いこなす先生それぞれいまして、問題なくやっているということなんですが、それを準備するための先生の負担というのは、正直どうだという状況は聞いておりません。

先生方にとっては、また新たなことでどうかなという気もしましたが、特に学校から、これを入れたからどうだという話は聞いておりませんが、いま一度、その状況

はどうかというのは確かめてみたいというふうには思います。ただ、授業では、特定の先生だけではなくて、ほかの先生も含めて、有効活用しております。

あと、子どもたちも、休憩時間にタブレットでいろいろ勉強したりということも見られるというふう聞いております。

それから、パソコン教室との絡みなんですけれども、当然、パソコン、タブレット、どちらかというところ、タブレットのほうがいろんな機能を付加しておりますので、授業に使うのはタブレットが今度中心になってくるのかなというふうには思います。

今時点で、PC教室はどうかというところは判断できないんですけれども、当面併用しながらという形になるのかなというふうには思っております。

それから、授業中のコントロールなんですけれども、指導する先生方が持つタブレットには、子どもたちの持つ画面がきちっと見れるようになっておりますし、たぶんほかのところに飛ぶというところはないのかなというふうには思いますし、先生が見て、変なところを見ていたら、たぶんすぐ注意するというようなシステムになっておりますので、そこは大丈夫かなと思いますし、子どもたちも授業中に全然違う画面を見るということはそうないかなというふうには思っておりますので、そういった事例があるかどうか、今後、聞いてみたいというふうには思っております。

**◎若杉政敏委員長** 菊地委員。

**◎菊地康雄委員** 先生方は本当に大変だと思うんですね。今までと違って英語は教えなくてはないだろうし、そういった限られた時間の中でやるのがだんだん増えていくと、本来の日本語というか、国語に対する先生方の取る時間も少なくなるだろうし、結果的に子どもたちが正しい国語、日本語を覚えていく機会がだんだんなくなっていくという危惧をする声も聞こえておりますので、その辺も十分、そうならないように注意をしながら、教育行政を担っていただければたいへんありがたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** 子どもたちを教える学習指導要領の中では、きちんとういうことを指導しなさいということになっております。

タブレットを使用するから正しい日本語がというところは、そんなに心配はないかなというふうには思いますけれども、委員おっしゃるところでは、留意しながら、先生方もコンセンサスを取って、状況を聞いてみたいというふうには思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 今、菊地委員も触れましたけれども、いわゆる新学習指導要領、20年度から小学校の3年生、4年生です。5年、6年生で教科化されるということなんですけれども、それにあたって、英語の専科指導教員、これを増やす方向はあるようなんですけれども、なかなかままならない状態もあるというふう聞いております。

そういう点で、もし確保されなかったら、担任が対応せざるを得ないのではないかという話もあるんですけれども、新得町の場合は専門の指導教員というのが配置されるのかどうなのか。されるとすれば何人ぐらいの先生が課外されるのか、その点、お伺いしたい思います。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。おっしゃるとおり、新学習指導要領がこの4月から本格施行されまして、3年生、4年生が外国語活動、5、6年生が英語科と

ということで、外国語を今後の社会を見据えて早いうちから親しんでもらうとか、身につけてもらうというような方向性で、指導されるというふうになっております。

その上で、英語の導入に伴いまして、数年前から外国語活動ということで準備を進めてきまして、AET、外国語指導助手を通じて、基本的に担任の先生が外国語を指導するということをございますので、その指導の仕方なり、指導内容なり、AETと協議しながらやってきております。

その上で、今年度、昨年4月から、管内の中学校の教員なんですけれども、英語教員が巡回指導という形で各小学校を回っております。それは英語指導を育成するという観点で回っているのございますけれども、その中でその教科の指導の仕方ということを各先生方に教えてきているということでもあります。

本格施行する中で、基本的には担任が英語を教える。補助でAETが入ることになるかなと思います。専科という面では配置は残念ながらされておられません。専科ということに関しましては、今後、進めていきたいのは、中学校との連携で英語科の先生が小学校の授業に入るということも考えられるので、この辺はCSなども通じて、実現に向けて努力していきたいなというふうに思っているところをございます。以上ございます。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 基本的に変わらないということで、これも担任がやらざるを得ない状況のようなんですけれども、先ほどの菊地委員の話同様に、先生方の負担は大変なことになるのではないかなというふうに想像いたします。

小学校3年生、4年生、英語、外国語活動が増えることによって、年間35時間ほど、授業時間が増えると。そうするとこれは、子どもたちにとって大変な負担になるのではないかなということが言われていますけれども、実質35時間がそのまま増えてしまうのか、それともほかの教科と調整しながら、従来どおりの時間数に抑えるのか、この辺、非常に難しいところではないかなと思うんですけれども、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。教育課程上の時数なんですけれども、3、4年生、35時間増えます。ほかの時間を減らしてではなくて、純増になります。よって、その時間数確保ということで、週1になるのかどうかというのはあれなんですけれども、授業を1時間増やすとかという対応になってくるのかなというふうに思います。

5、6年生にしましても、従来35時間が70時間に増えますので、35時間増えるということになります。

この時間数が増えるというところは、もうこれまで何年か前からそれを想定して教育課程の時数の確保に取り組んできておまして、激変的に変わるということにはならないかなというふうには思います。

しかし、先生方、それから子どもの負担というのは増えていくのは確かかなというふうには思っておりますけれども、これは決められている指導要領の中の教育課程の組み方を含めて決まっておりますので、これをなんとかこなしていかななくてはならないのかなというふうには思っております。以上ございます。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 先ほどの答弁で、中学校の先生も入れるということなんだけれども、

中教審では22年度をめどにして、いわゆる小中学校で連携した教育課程、これを進めるという方向のようなんです、実際、そういうのを先取りして、例えばもう20年度からいわゆる小中学校連携のもとで進められる体制というのは、体制そのものを続けるのかどうなのかということと。

それから、決算委員会でも質問したんですけれども、聞けば聞くほど、やはり先生方の負担が多いんじゃないかということで、労働時間ですよ。これもどうなるのかなということで、またさらに心配になってきたんですけども、教員の定数の問題とか、労働時間の問題とか、その辺のことも含めていろいろ関連してくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺、お伺いしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。中学校の先生を入れる、これは乗り入れ授業と言っているんですけれども、もう富村牛ではそういう体制でやっておりますし、英語科かどうか忘れましたが、屈足でも乗り入れというのを何回かやっているかと思えます。新得のほうはまだ取り組みしていませんのでこれからということなんです、乗り入れをやるように、今これから取り組みを始めるのかなというふうに思っております。

労働時間、働き方改革ということになると思うんですけれども、やはりやるべきことはやる。その上で、時間の範囲内ということ、なかなか厳しいところがあるんですけれども、やはり時間を少しでも短くするということができれば、業務の中身を少し見直しをして、少しでも少なくなるようにということ、これまで私のほうでずっと言ってきたところなんですけれども、今年度以降もそのことについては精力的にやっていきたいなというふうに思いますし、道の働き方改革の中で、業務の見直しのマニュアルをどうやら作るような方針でありますので、それもできたら参考にして、何を残して、何をやめて、あるいは縮小してというところを仕分けしながら、少しでも業務負担が軽減するように持っていきたいなというふうには思っております。

しかし、先生方も意識を変えて、やはり業務見直しというのを積極的に取り組むということも必要でございますので、学校の体制の中でも十分検討しながら、少しでも自分たちの負担を減らすように努力というのにも必要かなと思いますので、今後とも先生方にもそういうことを求めているですし、教育委員会も場合によっては後押しをしながらやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 ほかに。貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 教員の方々の労働時間の部分について、お伺いしたい。

平成28年度に文部科学省が教員の時間外労働を調査した結果、小学校の教員では年間800時間、中学校の教員は年間1,100時間の残業時間があったと。こういうような調査結果が出た、その結果、文科省はそれをいかに減らすかという形の中で今、取り組んでいる。

まず市町村の教育委員会として、わが町で働いてくれている先生方の労働時間の管理を行っているか行っていないか。まず、これを1点、お伺いしたい

その上で、学校の先生ですから、給特法によって残業手当が発生しない労働条件で働いていますから、それは仕方ないんですけども、この労働環境を緩和するために、市町村の教育委員会として、今後どういった取り組みをしていくか、していかなくてはならないか、その辺をお伺いしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。教職員の長時間勤務に関しましては、委員おっしゃるとおり、アンケートの結果、こういう結果が出たということで、北海道を含めて、全国的に働き方改革を進めていこうという流れにあります。

本町においても、その流れを受けて、道が策定した時間外縮減に向けてのアクションプラン、その内容に準じまして、本町でも業務改善計画というのを平成30年に作ってきました。

この間、具体的な取り組みということも掲げまして、それを順次進めてきております。例えば学校を支援する体制づくり、CSを導入するということですか、部活動の休養日を設定して、それを完全実施すると。今の目標では、年間104日以上というふうにしておりまして、少しでも部活動に係る負担を減らすということをしております。

あるいは、定時退勤日を設定して、それを完全実施すると。これはなかなか完全実施まではいかないんですけれども、先生方も少し意識を変えながらお互い声を掛け合って、定時退勤をするようにという流れではあります。

一斉にというのは厳しいところもありまして、日を分散して早く帰るということを励行してきているところでございます。

それから、学校閉庁日でお盆の期間、年末年始ということで、土日を含めて、少し長く休めるようにということで設定をしています。基本的に夏は3日間、冬は6日間、9日間、それ以上というのが目標なんですけれども、集中して休める日を設定しているということです。

それから、勤務時間の管理の話もありましたけれども、ようやくICカードの勤怠管理システムというのを導入しました。2月からになってしまったのですが、それを本格的に運用しておりまして、時数の把握というのは今、行っているところでございます。

その上で、時間外が多い職員に対しましては、管理職のほうから少し指導をしてもらうというような体制を今、取ってきております。

それから、一番肝心だと私も思っているのが、やはりそれぞれの先生が抱える業務を、今、多いのはなぜかというところをまず追求しながら、その中で少しでも省ける部分がないか、そこが一番肝心のかなというふうに思っております。

教育委員会としては、学校関係の団体を令和元年度4月から、効率的にということで団体を統一したりして、少しでも会議の負担だとかというのを減らそうという取り組みをしてきました。

新年度は、今度は留守番電話ですか、夜中に一定時間を過ぎると、緊急の場合を除き、学校はもう閉庁したというアナウンスをするようなシステムを導入して、電話対応で遅くまで残るといったところを見直そうというふうにしております。

いずれにしても、業務そのものが今、どんな感じであって、それを見直すことができないのか、これが一番肝心だと思っておりますので、先ほど申し上げましたけれども、その辺、あらためて先生方とも話し合いながらやっていければというふうに思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 貴戸委員。

**◎貴戸愛三委員** 先生たちの時間管理をきっちりしないと、文部科学省が指針として月に45時間、年間で360時間、この残業時間を超えないようにという方向性を打ち出している。実はこの教育行政というのは二重行政とか、三重行政と言われて、文科省があり、

各都道府県の教育委員会があって、その下に市町村の教育委員会がある。

でも、何かあったときは、必ず市町村の教育委員会が矢面に立つんです。万が一先生が働き過ぎで何かがあったときでも、それは文科省が出るわけでもない、道の教育委員会が出るわけでもない。やはりそのときは市町村の教育委員会が矢面に立ってしまう。ですから、まず時間の管理はきっちりやりましょうと。

その上で、残業時間が発生しない給料体系でやっているわけですから、いい加減とは言わないけれども、そのくらいでもいいかなというのではなくて、やはりきっちりした時間管理をやってもらう。そして、先生たちの負担を下げるためには、例えば中学校だったら部活が一番大きいものになったり、要するに部活動をやっている間は、自分の本来の職務ができないと。従って、部活が終わってから教員室に戻って何かやると。

ところが、それで終わらないからみんな持ち帰り残業という形になる。そうすると、この部分はもう時間管理の中に入ってこないんです。そうすると、今すぐやってくれとかと言うわけじゃないんですけれども、例えば部活指導員とかといった形のものを先生以外のところで配置すると。これ、たぶん文科省も予算化に持っていくはずなんです。だから、そういったものも地方の町村の教育委員会も今後考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

やはり先生たちの労働状態というか、条件、非常に厳しいと思うので、今後ともやはり新得町で教べんを執ってもらっている先生たち、いい環境で働いていただけるように、教育委員会としても法を守るといふ部分も含めてやっていただければと、そう思います。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** お答えいたします。中学校の部活の関係もあります。今、部活動の数そのものはあまり多くないということもあまして、それぞれの部活で複数の顧問を配置しております。

私どもが言っているのは、1人の先生がずっとではなくて、複数顧問を配置しているのであれば、分散して指導するようにお願いしたいと。固まるとやはりその方がどんと時間が増えますので、それを少しでも平準化するようにお願いしたいということで、話をしております。

部活動指導員も今、中学校で陸上の関係、今、教育委員会から地域おこし協力隊で来ていらっしゃる方が指導をしているんですけれども、そういった形でほかの部活も、陸上は今、部活ということではないんですけれども、ほかの部活動の指導員がもしいけば、道のほうからも部活指導員の要望調査も来ておりますので、その辺、制度も使いながらというふうには思っております。

いずれにしても、委員おっしゃるように、先生方いい環境でということはわれわれも十分頭に入れながら取り組んでいるところでもありますけれども、なるべく時間外が多い先生を少なくするというので、学校とも相談しながら取り組みを進めていきたいというふうには思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

---

**◎若杉政敏委員長** ここで暫時休憩し、午前の部を終わらせていただきます。13時5分まで休憩といたします。

(宣告 12時06分)

◎若杉政敏委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時05分)

◎一般会計 歳出 第10款 教育費(第4項 幼稚園費、第5項 社会教育費、第6項 保健体育費)

◎若杉政敏委員長 引き続き、教育費の審査を行います。224ページ中段から257ページまでの、第4項、幼稚園費、第5項、社会教育費、第6項、保健体育費についてご発言ください。長野委員。

◎長野章委員 2点ほど、お伺いいたします。

先ほどと同じように、予算がどこにあるのか分からないのがあって、申し訳ないんですけども、執行方針の29ページの中に、町民大学の陸上教室の通年開催というところがあるんですけども、どういう体制でどういうふうにするのか。新しい競技場ができたからやるのか、それとも令和元年もやっていたのかどうか、分からないんですけども、たぶん新たに指導者を入れてやるのかなというふうに思っていますので、せっかくいい場所ができたわけですから、ぜひ、やっていただければなというふうに思います。

それから、247ページのサホロリバーサイドパークゴルフ場ですけども、いつも話をするんですけども、いつ頃からどういうふうに使えるようになるのかということ、まだ雪もあるからたぶん雪に聞いてくれというふうになるのか、分かりませんが、どのように考えているのか。管理費を見ているから、ある程度の管理をしていながらオープンということになるのかなと思いますけれども、その辺について、お伺いをしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 長野委員のご質問にお答えいたします。

まず、執行方針にも記載されております町民大学の陸上教室でございますけれども、陸上教室自体は令和元年度から開催しているところでございます。今年度、地域おこし協力隊でスポーツ普及専門員を社会体育のほうに採用しております。その方が講師となって、夏場につきましては新しい陸上競技場「ピラサ」、それから冬期間につきましては体育館のほうで開催しております、後期につきましては屈足南小学校のほうでも指導を行っているところでございます。

これについて、だいたい夏、冬通して受講する子どもたち、小学生が対象なんですけれども、30名前後の子どもたちが夏も冬も通して参加をしている状況でございます。これについて、また次年度以降も継続して、さらに充実した形で開催していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、サホロリバーサイドパークゴルフ場の関係でございますけれども、去年は復旧工事で吹き付けた芝がなかなか定着せずに、春の段階では一面雑草畑ということで、いろんな方々からご心配をいただいたところでございますけれども、その後、あらためて芝の種の吹き付けや施肥、刈り込みなどを行いまして、雪降る前にはかなり芝も育ってきたかなというふうに見ております。

現在、雪に覆われておりますので、どのような状況になっているかというのは分からないところでございますけれども、執行方針でも説明しておりますけれども、条件が整い次第ということで、オープンできるよう準備を進めていきたいというふうに思っております。今の段階では、何月からという明確なお答えはできない状況で、ご理解いた

だきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 長野委員。

◎長野章委員 陸上教室ですけれども、元年からやっているということで、30名ほどの人がいる。地域おこし協力隊の方が指導できるのは陸上のみなんでしょうか。夏は競技場、冬は体育館というふうに聞いたので、陸上だけなのか、その辺をまた。

それともう1つ、地域おこし協力隊で来ていればたぶん3年ですよ。その後、この人はどういうふうになるのかなど。引き続き、町の陸上の指導というか、そういったので指導員として残られるのかどうなのかも含めて。なぜ、そんなことを言うかといったら、やはり指導されているというか、指導を受けている人、またそれが変わってしまうというのがあるのかというふうに思いますので、その辺の取り組みというか、状況はどうなのかというふうに。

あと、パークゴルフ場はいつになるか分からないということですから、しっかり管理して、なるべく早くオープンしていただければなということ、要望しながら終わりたいと思います。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 お答えいたします。地域おこし協力隊のスポーツ普及専門員でございますけれども、本人の専門が競歩でございます、陸上競技が専門でございます。

現在、小学生の町民大学の陸上教室、それから、部活動ではないんですけれども、中学生で陸上をやりたいという子が何人かいます、その生徒たちの指導、それと、町民大学の寿教室、高齢者の元気クラブがあって、簡単な軽運動みたいな感じですが、そういう健康教室の指導も行っているところでございます。

3年後の話は、今の段階では何とも言えないんですけれども、本人は何かしらの形で、そういう陸上に携わる仕事をしたいと思っているのかなというふうには思っておりますし、何かそういう継続して指導できるような環境を整えば、われわれとしてもいてもらいたいという気持ちはあります。

それと、パークゴルフ場でございますけれども、雪が溶けてから状況を見てなんです、いずれにしても、まだ芝が生えそろっていないと思うんですよ。芝生にとっては、やはり養生期間が長ければ長いほどいいわけでございます、本当は元通りの芝に戻るには、あと何年か掛かるかなと思っています。それまで待ってもいられないと思いますので、どこかの段階で判断したいなと思いますけれども、仮にオープンできたとしても、全面を最後までやるのではなくて、部分的に半分開けて、半分休ませるというのを交互にやりながら、芝をあまり痛めないようにしていきたいなというふうには考えております。

密度が薄いときに踏み荒らされてしまうと、なかなか元に戻るのに時間が掛かるので、その辺も考えながら、芝の専門家や管理していただいている業者さん、協会などとも相談しながら、オープンの時期というのを考えていきたいというふうに考えています。以上です。

◎若杉政敏委員長 長野委員。

◎長野章委員 もう終わりにしようと思ったんですけれども、地域おこし協力隊の方のお話しをしたいと思うんですけれども。こういう職種というか、協力してもらう人は、3年終わった後、民間に行けるとかそういうものではないと思うんですよ。縁があっ

て本町に来てもらったわけですし、こういう指導がずっと続くべきだというふうに、私は思うんですね。

それで、やはりきちっとした、この人を最終的に、最終的にと言ったら変ですけども、どのような形でやってもらうかというのは、ちゃんと町にいてもらうようにしないと、本人も不安かなというふうに思いますので、その辺、3年後を考えるとということではなしに、指導の面からもやはりきちっと結論を出しながらやってもらうということが必要かというふうに思いますので、ぜひ、そういうふうに考えていただくように意見をつけて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 長野委員おっしゃっていることもごもっともかなというふうに思っておりますので、今、指導に携わっていただいている方も、子どもたちからも保護者の方からもたいへん好評でございまして、それなりに子どもたちも陸上への興味関心も高まってきて、陸上を続けたいという機運も高まってきておりますので、われわれとしてもなんとかそういうポストというのができればいいかなというふうに思っておりますけれども、今の段階でははっきりとは申し上げられませんので、ご意見を参考にしながら、今後、検討していきたいというふうに思っています。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。吉川委員。

◎吉川幸一委員 3点について、ご質問させていただきたい。242ページのスポーツの合宿の里でお話しをしよう思っている。

今年は、今、コロナウイルスの影響で合宿をする企業が来れない、どうしようか考えている、そういう企業がたくさんあるような気がしますけれども、1点は、「今年も新得町に合宿に行きます」と、そういうのは町に予約が入るのか、情報が入るのかどうか、まずお聞きしたいなど。

それから、今年は本当にスポーツ関係にとっては、もうどうしようかという難しい時期だと思っております。新得に今まで合宿に来て、そして今年来られなかったところ、行政はどのようにフォローをするのか。電話で来年、来てくださいと、今年来られなかったのはどうして来られなかったか、それから来年は来てくれるか、来るのをやめたのか、そこら辺のところまで、町長、私は職員を派遣して、やはり監督なり、その部長なりに行って、来れない企業には聞きに行く必要があるんじゃないかなと。

やはり合宿は新得町というような感じの印象を常に植え付けて来ていただくようにしておかないと、陸上なら陸上、いろんなクラブがあります。あそこの合宿所はどうだった、ここの合宿所はどうだったと、監督同士が話をしたり、クラブ同士が話して、常に新得町の、この芝の合宿も、いろんな監督が知っていると思います。

私は今回、予約入って来られる人、来られなかった場合はどのようにして来れないのか、来年は来てもらいたい、そのくらいのことは電話で話をしないで、職員を派遣して、ひとつひとつ企業の窓口で問い合わせるだけの方法を取っていただきたいなど、そのように思っておりますけれども、課長では予算付けるの大変だろうから、三役に答えていただきたい。

もう1つ、247ページのリバーサイドパークゴルフ場の時期やなんかは今、長野委員がお話しをされて、お話しが返ってきておりますのでしませんけれども、リバーサイドパークゴルフ場の管理委託料として1,200万円、これは月100万円ですけども、6カ月くらいでこの値段なのか。何の委託なのか、それを教えていただきたいなど思っております。

ます。

次は251ページ真ん中辺に、リフトの整備工事費とございます。これは今回、リフトの整備をしたら、何年持って、あと何年ぐらいはこの整備をしたらリフトはずっと通常に動かれるのか、それをお聞きしたいなと思っております。

以上3点、よろしく申し上げます。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 吉川委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、新得に合宿に来られるという情報なんですけれども、一番は、このようなチームが予約入りしましたという情報が宿のほうから寄せられるというのがまず1つ。場合によっては、直接教育委員会のほうに連絡が入るということもあります。

それから、新得に来られなかったところにどのようなフォローがあるのかというところでございますけれども、結構、今まで来ていて、来られなくなったというところの多くは、組織の人事異動というのか、監督が変わられたというところで、新得に来なくなったというのがいくつか今までもありました。

やはりその監督、監督のいろんなつながりもあるのかなというふうにも思っておりますけれども、当然、直接行ってどうでしょうかという話は今までもしておりませんが、これまで来ていたところに関しては、いろんなダイレクトメール、メッセージをその都度、その都度お送りして、ぜひ、また新得に来ていただけないかなというふうには考えておりますけれども、その辺りのアプローチというのは今後、陸上競技場もできましたので、さらに考えていかななくてはならないところかなというふうに思っております。

あと、パークゴルフ場の管理委託料でございますけれども、パークゴルフ場の管理は4月から、だいたい11月の頭にクローズしますので、11月中旬、下旬ぐらいまでの期間の委託でございます。主には芝刈りや肥料、芝の簡単な修繕などがございます。オープンの準備も含めて行っていただいて、クローズの後片付けも含めてやっていただいているところでございます。

それと、新得山スキー場のリフトの整備工事でございますけれども、今回はリフトのワイヤの交換と、通信線の交換ということでございまして、いずれも、平成元年に整備したリフトのもので、今回初めて更新するものでございますので、これまで約30年間持ったということになりますので、今回、更新すると、単純に考えれば30年近くは持つのかなというふうに考えております。以上です。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 スポーツの合宿の里のお話しでございますが、やはり課長の答弁はここまでなんだ。私は「行かせたらどうだ」と言っても、その答弁で答えにはなっていない。「必ず行かせます」とは言わない。

新得町は400メートルのグラウンドを造ったんです。企業の求めるものをやはりいろんな形で整備して、グラウンドを造りました、芝を作りました、私は合宿に来ていただけるものには悪くない環境づくり、新得町はしていると思います。

また、1億円であそこのパークゴルフ場のサイドにホテルを新しく建てていただいている、いい話もあります。やはり行かないとダメなんです。ここのクラブは監督が変わったから、監督の知っている友だちのほうに今度は環境を変えていく。かつてはうちの大学も、別海からこっちに来て1週間、合宿をしていた。確かに大学の監督は箱根駅伝

に出なかったら2年で交代させられています。そのくらい厳しい監督業ですけれども、部長はずっと教授ですから、部長はいるんです。その教授のところ「またお願いします」と行くのは、監督がいなくても言える部署はあるんです。明治大学は、前にもここで話しましたがけれども、テントウ虫が大量に発生した、クーラー付けてくれと。クーラーは付けられないと。そうしたら、次の年、来なくなった。

だから、来なくなった理由は各ところに必ず何かがあるんです。それを解消してやればいいんです。解消するのは、お金の掛かることは諦めても、ちょっと努力すれば解消できると思ったら、それはやってやることなんです。1人がいろんなところに行って、職員がよろしくというのは、私は簡単なことだと思うんです。

今年は危険極まりないコロナウイルスの、合宿はどうしようか、遠征はどうしようか、こういう危険なときに、やはり来られなかったところはフォローすべきだと、私は思うんですけれども、課長の答弁はもうあれがぎりぎりだと思うんです。副町長、町長で、考え方に賛同して、できる限りやるとか、やってみたら面白いですねぐらいの答弁はいただけないものかどうか。よろしく願いいたします。

◎若杉政敏委員長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今、委員言われたとおり、今年度4月に陸上競技場「ピラサ」がオープンして、芝生と全天候型の陸上競技場ができて、本当に素晴らしい施設でありますので、これをピーアールしなくてはならないなというふうに思っているところでありまして、今年は6団体ぐらい実業団が来まして、実業団の監督とも一緒に懇談をしながら、素晴らしい施設ということで評価を得たところでありまして、来年度の話もしまして、必ず来てくださいということで話はしておりまして、中には今年も来れるという話も聞いていますので、ただ、今、話があったコロナの関係でどうなるか分からないですけれども。

それと昨年は、9月でしたか、大阪のほうで実業団の全国の陸上競技の大会があって、そこに新得のブースを設けてもらいまして、各実業団の監督ともそれぞれピーアールして、接触しているんですよ。そこで初めて新得町のこの施設のピーアールを全体的にできたのかなと思っていますので、その効果が今年以降になるのかなと思っています。

あと、職員が行って、ピーアールをもっとすれということでもありますから、予算の許す限り、私は出て行ってやったほうがいいのかと思っはいますけれども、なかなか許す部分もありますから、その辺考えながら進めていければというふうに思っているところであります。以上であります。

◎若杉政敏委員長 吉川委員。

◎吉川幸一委員 そういう面では、陸上だけを捉えても、実業団は100チームぐらいあります。それから、大学は、箱根駅伝の予選会は80チーム以上出ます。東京大学も全部入れてですけれども。予選会に出るということは1チーム11人の選手がいるということなんです。ですから、そのくらい全国各地で陸上は盛んに行われております。少しフォローして、東京に3日も泊まっていたら、何十チーム行けるか分かりません。考えていただいて、もう教育長の私は行けるというその言葉を信じながら、よろしく願いいたします。終わります。

◎若杉政敏委員長 ほかに。大澤委員。

◎大澤一文委員 1点だけ、質問したいと思います。

まず、252ページの陸上競技場の備品の関係なんですけれども、573万2,000円という

額がでかかったので、これは人工芝の管理に使う機械と聞いています。イメージがわからないので、どんな機械なのか教えていただきたいのと、もし特別な機械であれば、特別な免許、そして人員を配置しなければいけないのか、その2点、お願いします。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 大澤委員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、陸上競技場の備品購入ということで購入するのは、人工芝のコートのメンテナンスの機械でございます。小型トラクターも併せて購入するんですけども、小型トラクターの後ろに人工芝の管理の機械をつなぎまして引っ張るという形なんですけれども、寝てしまった芝をほぐして起こしたり、芝の中に入っているごみを除去したり、ゴムチップをすり込んだりという1台3役の機械でございます。特殊な技術がいるというような機械ではございませんので、あらためてそれに対して人員を配置するという事は考えておりません。今の通常の委託業務の中の業者の方にお問い合わせできる作業だというふうに考えております。以上です。

◎若杉政敏委員長 大澤委員。

◎大澤一文委員 最後に、委託ということなんですけれども、委託業務というのは毎年1年、1年の更新だと思うんですけども、やはり500万円の機械ですから、ちょっとした技術がいるのかなと、自分が勝手に思っているんですけども、そういう業者の方に教える講習だとか、そういうものの充実も図っていただきたいと、最後に言っておきます。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 お答えいたします。当然、初めて入れる機械でございますので、使い方とか、その辺につきましては、メーカーの方に来ていただいて、最初の取り扱いについてはご指導いただく形になろうかなというふうには思っておりますし、使っていく中でいろいろと不明な点がありましたら、その都度、メーカーのほうとか、委託業者さんのほうとかと連携を取りながら解消していきたいというふうには考えております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。青柳委員。

◎青柳茂行委員 同様にリバーサイドパークゴルフ場の関係なんですけれども、今年、なんとかオープンできるということで、心待ちにしている1人でありますけれども、あそこのパークゴルフ場はこれまでも何度か雨の被害で流されているわけですね。それで、今回はまともに使えるところが1コースだけということで、3コースはほとんど全滅状態になってしまったと。

今年、整備してできあがるということなんですけれども、今後、また大雨が来て流されるのではと危惧をしているわけですね。河川敷地ということもあって、勝手にいろいろなことはできないということも聞いているんですけども、しかし、今度また大雨が来たら、流されてしまうということも十分考えられるわけですね。

それで、なんとか対策はないのかなのか。せつかく多額なお金を突っ込んであそこもやっているわけですから、そういうもったいないことはする必要はないのではないかなと思うんですけども、対策をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1つ、248ページ、レイクインのパークゴルフ場なんですけれども、ここ近年、キツネが出てきて、パークゴルフをやっている方々の玉を持っていかれてしまうということが、これも1つや2つじゃないんですよ。行くたびに持っていかれてし

もうということもあって、大変な被害に遭っているわけです。それで、もうつくづく嫌になってしまうということもあるみたいですが。

昨年、わなをかけて、引かかったものは殺傷処分していましたよね。一度、私も目の当たりにしたことがあるんですけども、わなをかけてもダメなんですよね。入ってくることに変わりはないので、入らないようにしなくてはダメだと思うんです。

恐らく20年近く前になるんですけども、そのときに1メートルぐらいの高さの金網をずっと全面に張り巡らせたことがあるんですよね。それで、しばらくたぶん出なかったと思うんですけども、そのうちシカ柵を周りにずっと張り巡らせて、それでもしばらく大丈夫だったんですけども。

ここ最近、あちこち痛んで、そのせいではないかと思うんですけども、しょっちゅう現れるということなんです。多少人がいてももう堂々と持っていくということもありますので、確かにシカ柵は張っているんですけども、よく見たら、結構あちこち破れて自由に出入りができる。特に下のほうに潜り込んで、ぱっと入ってくるということも十分可能なところが何か所かあるんですよね。

ですから、はっきり言って、従来作ったような金網を張り巡らせば、そのような被害に遭うことがないんじゃないかなと思うんですけども、あのわなだけでは全然ダメだということを言いたいと思うんですけども、いかがなものでしょうかということで、聞きたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 岡田社会教育課長。

**◎岡田徳彦社会教育課長** 青柳委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、リバーサイドパークゴルフ場でございますけれども、今回の復旧工事によりまして、佐幌川沿いを走っている作業道路を、確か最大1.5メートルぐらい、かさ上げをしております、前回の大雨ぐらいの水位が来たとしても、なんとか耐え得るような構造に改良したところでございますので、それ以上の大雨が来ると、また浸水するかなというふうに思っておりますが、それなりに対策は取っているところでございます。

それから、レイクサイドのキツネでございますけれども、昨年も担当のほうでわなを随時仕掛けて、いろいろと試行錯誤しながらやったんですけども、なかなかキツネが捕まらないということで、利用者の方からもいろいろなご意見をいただいて、餌があれがいい、これがいいということで、いろいろ試してみたんですけども、なかなか根本的な対策にはならなかったのかなというふうに思っております。

柵を張り巡らせてはということもございまして、なかなか面積も広いですし、全てに柵をとるのもなかなか難しいかなと。また、キツネは土に穴を掘って入ってくるということもありますので、地中にも若干、もし張るとしたら土の中にも入れなくてはダメなのかなというふうに考えておりますけれども、その辺り、どういう対策が一番ベターなのかというのは、またいろんな方に相談をしてみたいなというふうには思っております。

いずれにしても、利用者の方々がボールを取られて非常に怒って帰ったという話も聞いておりますので、何かしら対策は考えたいとは思っております。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 青柳議員。

**◎青柳茂行委員** 1.5メートルほどのかさ上げをしたということなんですけれども、それで大丈夫であれば本当はいいと思うんですけども。あの辺を整備している最中に、川のそばに土盛りの跡がずっとあったんですけども、あれの状態だったらずっと大丈夫

かなと。恐らく2メートルぐらいの高さがあったかなと思うんだけど、あれは今、たぶん片付けていると思うんですね。絶対大丈夫であればいいと思うんですけども、そんなもので大丈夫なのかと思うわけですね。確かめてみなくては分からないんですけども、全面的に川沿いにずっとかさ上げしてあるものなのかどうなのか、私自身も確認していないんですけども、その辺、確認していただきたいなというふうに思います。

それと、レイクインのほうです。たぶん1メートルほどですね。そのときにはほぼ全面、周りだけ、全部巡らせたんですね。今はシカ柵もありますし、全面的でなくてもたぶんいいと思うんですね。その箇所箇所、網の破れているところとか、それから、低いところとかいうふうになれば、多少はいいんじゃないかなと思うんですけども、それでも100パーセントとはいかないと思うけれども、今はもう完全に自由に出入りできますから、その辺を見てもらえればと思うんですね。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 リバーサイドパークゴルフ場でございますけれども、100パーセント大丈夫というお約束はできないかなというふうに思いますけれども、佐幌川のほうでは災害で水があふれてきたところの護岸工事も行っておりますし、計算上は前回の水位であれば恐らく大丈夫というふうなことでございます。

それから、レイクサイド、柵を張り巡らせてということでございますけれども、柵も含めて、どういう対策が一番いいかというのが、キツネの詳しい方にもご意見を聞きながら、検討してみたいと思います。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 230ページ、指定名木保護委託料ということで、指定名木ということにはなっているけれども、ほとんどが桜ですね。北新得の桜、狩勝高原の桜並木ということで、予算的には例年変わらずにということだから、保護の仕方もほとんど変わらないと思うんですけども、もう戦前からだから、だいたいもう80年ぐらいたって、寿命といえば寿命なのかもしれないけれども、ただ、寿命だけというのと、弘前にしたって、松前にしたってみんなダメになっているだろうと。

だけれども、あれはずっと保護をしながら上手に管理して、今日まで観光の名所としてその位置を継続しているんですけども、桜の町とずっと長いこと言ってきたいながら、管理の仕方というのか、何か桜の町にはもっとふさわしい保護の仕方というのか、管理の仕方があるのではないかなというふうに思うんです。

聞けば、根接ぎをすとか、いろいろ専門的な保護の仕方がないと、生き永らえさせることはできないという話も聞くんですけども、管内でも桜の町として名をはせてきた新得にあって、もう少し管理の仕方に専門的なことが入れられないかどうか。

この項目ではないですけども、狩勝高原であれば、その狩勝高原の園地整備の一角にもなっている桜で、これも園地整備の中では、確か、桜の更新をどうするかということのも大きな懸案事項にはなっていると思うんですけども、そのものだけを維持していくのか、例えば更新ということも含めて、更新になると、今度名木というものからは外れてしまうので、名木は名木の保存の仕方というのはあるんだろうけれども、もっと専門的知識を入れた整備は必要ないかどうか。そのまま枯れたら枯れたでしようがないという形になるのか、心配しているところなんですけれども、その辺についての見解、いかがでしょうか。

◎若杉政敏委員長 岡田社会教育課長。

◎岡田徳彦社会教育課長 菊地委員のご質問にお答えいたします。

教育委員会のほうで指定しているのは、町の全ての桜を指定しているわけではございませんけれども、私どもの管轄のほうでは、主に北新得の墓地にある桜、狩勝高原の桜並木、これについては、今、指定名木ということで、重点的に保護していきたいというふうに考えてはございます。

この間、造園業者さんのほうに20年以上、継続して見ていただいているので、これまでの経過なども全部記録して残っておりますので、それを踏まえたいろいろな対処方法ということでお願いはしてきております。

なので、われわれとしては専門の方というふうな位置付けで、信頼して桜の保護の管理方法というのは指導いただいているわけでございますので、今、この段階であらためて別な方にご意見を聞いたりとかということまでは、今のところは考えてはいない状況でございます。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 254ページ、最上段の検査手数料、この検査手数料の部分でいうと、食品、微生物、ノロウイルス等および放射性物質検査、間違っていたらごめんなさい、恐らく食品微生物、ノロウイルスというのは、食材を使ってできた食品を保存しておいて、もし万が一何かがあったらそれを検査に回すという判断だと思うんですけども、この放射性物質の検査というのは、どの段階で行われて、どの段階で調理する場に持ってこられるのか。

長年、この予算を見ていて、考えてみたら今までやり方を知らなかったなと思って、ぜひそれをお伺いしたい。

◎若杉政敏委員長 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 お答えいたします。放射性物質、これは給食に使う食材の放射性物質検査でございまして、東日本大震災の影響を受けて、流通する食材の放射性物質の汚染というのが危惧されたということで、平成24年から、一部なんですけれども、検査を行ってきております。

今、ご質問ありましたどの段階と申しますか、食材を発注して、その中から選定して検査をするわけなんですけれども、主に野菜関係なんですけど、それを提供する前の日に検査をしていただいて、結果をもってどうするということになります。

この間、検査も8年余りやってきたんですけども、国の基準値は100ベクレルというふうになっておりますが、それを超える結果はありませんでした。何件か、検査の結果、微量に出たという結果はあったのですが、特に問題となるような結果ではなかったかなというふうに思います。

その上で、元年度も行ったわけなんですけど、従来、毎月やっていたんですけども、この間、夏場の道内食、地元食というのが確保できる期間は除いて、本州産の食材を使う時期に、7カ月行っています。これは、学校給食と保育所給食の食材を交互に検査するというところでやっております。

従いまして、今、ご質問のある部分については、給食を提供する前の日に検査をやる。結果をホームページで公表するというような手続きで行っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 貴戸委員。

◎貴戸愛三委員 放射能の検査をやっている自治体が今、どのくらいあるかと調べてみ

ると、ものすごい減っている。

農林水産省、それを取り持つ最終的に人の口に入る食品を扱う部分で言ったら、厚生労働省が出している検査結果というのを見ると、ほとんどその基準値内に入っている。昨年か一昨年の調査で出たのが、唯一イノシシの肉から想定以上のものが出た。イノシシは野生ですからそういうことになるんだろうけれども、それ以外はほとんど出ていない。

それからもう1点、福島県をはじめ、そこにいる漁業、農業の生産者団体は涙ぐましい努力の中でこの放射能検査をやって、基準をクリアして出しているんだけど、実際、風評被害で災害以前の価格に戻らないという現状の中で、ものすごい大変な思いをしている。

本当にそこから1,000キロメートル離れた町で、放射能検査をやる必要はあるのかというのが私の、やるなどとは言わないです、最終的な安心安全を得るためにやっていますと言えばそれまでの話だから反対はしないんだけど、それだけ、農水、厚労省、県、各団体が涙ぐましい努力の中で基準をクリアして市場に出しているものをわが町で、1,000キロメートルも離れたところで、再度検査する必要があるのかどうなのか、これをお伺いしたい。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

**◎佐藤博行学校教育課長** 今、委員おっしゃるとおり、流通体制の中での検査があって、もう何年前から、結果を見るとほとんど出ていないというのが現状であります。

もしかしたら、出ていない部分が流通しているということも考えられるんですけども、影響はもうだいたい少なくなってきたかなというふうに思います。

当方で行ってきたのも、この間で基準を超えるものは出ておりませんし、最近になって、放射性物質の値が出ることももうなくなってきたかなというふうに思っております。

その上で、必要性ということなんですけれども、安心安全を考えれば、とことんというところもあるかもしれませんが、現状の流通体制なり、検査結果を見てということになれば、少し考える余地はあるのかなというふうには思っております。

今後の在り方ということに関しましては、委員の意見も十分参考にしながら、どうするかという方向性、考えていきたいというふうには思っております。

**◎若杉政敏委員長** 貴戸委員。

**◎貴戸愛三委員** 教育委員会の学校給食の部分で、最終的な自分たちの調査で子どもたちのために安心安全な食材を与えたい、こういう考え方について、反対するものではない。

けれども、ほかの団体がそこまで一生懸命検査してやったものを、本当に疑ってやる必要があるのか、その1点だけなんです。これは言うておくけれども、教育委員会だけじゃなくて、民生費の中にもこの予算は入っている。屈足保育園、新得保育所の食材調査にも入っている。金額的に言ったら、たいした額じゃないんだけど。

それがイコール、例えば今でも福島が放射能だという、そういったイメージの中で行われているとしたら、在り方を考えたほうがいいんじゃないかなという意味合いの質問なので、ぜひ、これからその辺を考えた中で予算組み、今年やるなどか、そういうわけじゃないので、やっていただければなと思います。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 佐藤学校教育課長。

◎佐藤博行学校教育課長 委員の思いというのは十分理解できますし、私もそういう面ではいろんな考えを持っております。

その上で、まず令和2年度はやって、それ以降どうするか、時間を掛けて考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第10款、教育費を終わります。次に進みます。

---

◎一般会計 歳出 第11款 公債費～第14款 災害復旧費全般

◎若杉政敏委員長 予算書の258ページをお開きください。第11款、公債費から、第14款、災害復旧費までの審査を行います。258ページから261ページまでの、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費、第14款、災害復旧費についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費、第14款、災害復旧費を終わります。

---

◎一般会計 歳出関連明細書 4 給与費明細書～6 地方債明細書

◎若杉政敏委員長 引き続き、予算書の262ページをお開きください。262ページから270ページまでの、歳出関連の各種明細書、4、給与費明細書、5、債務負担行為明細書、6、地方債明細書についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、一般会計歳出の予算質疑を終わります。

---

◎一般会計 歳入 第1款 町税全般

◎若杉政敏委員長 次に、一般会計予算の歳入の審査を行います。予算書の13ページをお開きください。第1款、町税の審査を行います。13ページから14ページまでの、第1款、町税全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第1款、町税を終わります。

---

◎若杉政敏委員長 暫時休憩いたします。2時10分まで休憩といたします。

(宣告 13時59分)

◎若杉政敏委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 14時10分)

---

◎一般会計 歳入 第2款 地方譲与税～第14款 使用料及び手数料

◎若杉政敏委員長 引き続き、予算書の15ページをお開きください。第2款、地方譲与税から、第14款、使用料及び手数料までを一括して審査を行います。15ページから30ページまでの、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、配当割交付金、第5款、株式等譲渡所得割交付金、第6款、法人事業税交付金、第7款、地方消費税交付金、第8款、ゴルフ場利用税交付金、第9款、環境性能割交付金、第10款、地方特例交付金、第11款、地方交付税、第12款、交通安全対策特別交付金、第13款、分担金及び負

担金、第14款、使用料及び手数料についてご発言ください。青柳委員。

◎青柳茂行委員 1点、確認したいんですけども、20ページの地方消費税交付金なんですけど、昨年10月に消費税が10パーセントになったということで、この交付税も少しは引き上がっているのかなと思ったのですが、昨年と全く同額なわけなんですよね。なぜ同じなのか、お聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。まず、交付金の考え方ということで、消費税が増税になって、地方消費税にも反映というか、増税にはなっているんですけども、交付金として入ってくるということにはなっております。

その結果、金額は伸びるのかなというところなんですけれども、実際、その消費の動向とかが分からないということの上で、前年と同額ということで計上させていただいております。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 国からのいわゆる各自治体に配分する税率がありますよね。8パーセントのときはたぶん1.7パーセントで、10パーセントになったら2.2パーセントになるはずなんですよね。ですから、それだけこの地方の交付金が増えるはずなんですけれども、現実には時間が経過しないと分からない性格のものなのかなと、今、聞いたんですけども、そういうものなんでしょうか。

◎若杉政敏委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 交付されるのは一定の期によって、期をまとめて交付という形になるんですけども、その消費の動向が見えないということで、金額としては同額ということで、予算の整理の仕方としてさせていただいております。

◎若杉政敏委員長 ほかに。長野委員。

◎長野章委員 私も1点だけ、森林環境譲与税の関係でお聞きしたいんですけども。

執行方針の中で、2,000万円から令和6年には3,000万円になるという、そういうふうにならわっているんですけども、この譲与税の使い方はどういうふうになるのか。例えば森林の整備にだけ使うのでしたら、基金に入れるとか、新たな基金を設けてそこに積んでいて森林整備するとかということとはできないのか。たぶんこのままでいくと、一般収入に入れて森林を整備しますということになるのかなと思う。その辺、お聞かせください。

◎若杉政敏委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 まず、予算の流れということで。譲与税が入ってきましたら、一度、基金に積みます。その後、それぞれ執行に応じて、基金を崩しながら予算を計上して執行していくという形を取っております。

◎若杉政敏委員長 ほかに。柴田委員。

◎柴田信昭委員 極めて単純な質問をするわけですが、いわゆるこの予算書を見て、去年と比較的多く増減のあったところを見たところですが、その中で、28ページ中段の町営住宅の使用料なんですけれども、これが前年度と比較しますと、20パーセント近く減少しているのですが、今、公営住宅の件数が何件あるのか、そのうちのどのくらいの人が入っているのか、空き家がどれくらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、29ページの一番下段でございまして、清掃手数料の中で直接搬入す

る一般廃棄物処理手数料が、前年が860万円で、今回が1,300万円ぐらいで、500万円ぐらい増額になっているんですけども、この増えた内容をお聞かせいただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 町営住宅の入居の関係についてお答えしたいと思います。

現在、町が管理している件数は670戸になっております。そのうち、老朽化でこれから用途廃止する部分がありますので、実際に入居可能な戸数は555戸になっております。そのうち、現在入居されているのは487戸となっております。以上です。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 柴田委員にお答えします。

直接搬入する一般廃棄物処理手数料が増額になっている部分なんですけど、今年4月から、直接持ち込みしてもらおうごみの処理量、10キログラム100円を170円にする関係で、その分で金額が増えております。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第2款、地方譲与税から、第14款、使用料及び手数料までを終わります。

---

#### ◎一般会計 歳入 第15款 国庫支出金～第16款 道支出金

◎若杉政敏委員長 引き続き、予算書の31ページをお開きください。第15款、国庫支出金から、第16款、道支出金までを一括して審査を行います。31ページから38ページまでの、第15款、国庫支出金、第16款、道支出金までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第15款、国庫支出金、第16款、道支出金までを終わります。

---

#### ◎議案第11号 財産の減額及び無償貸付について

◎若杉政敏委員長 次に、議案の審査を行います。議案第11号、財産の減額及び無償貸付についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第11号、財産の減額及び無償貸付についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を減額及び無償で貸付するものであります。

1. 財産の表示であります。土地は、所在地、新得町西2条南7丁目3番3。地目、宅地。面積、2,074平方メートルのうち、1,342.01平方メートル。

建物は、所在地、新得町西2条南7丁目3番地3。種別、就労支援事業所。構造、鉄骨造、平屋建。面積、539.82平方メートルのうち、302.89平方メートルであります。

2. 貸付の目的でございますが、就労継続支援事業所に継続して貸し付けるためであります。

2ページ目を御覧ください。

3. 貸付の期間及び貸付料でございますが、貸付期間は令和2年4月1日から令和7

年3月31日までの5年間であります。

貸付料ですが、年額42万6,600円、月額3万5,550円であります。

4. 貸付の相手方は、上川郡新得町西2条南7丁目3番地3、株式会社ピークス、代表取締役 土井智子であります。

参考として、財産貸付料の算出表を記載させていただきました。

算出表の内容について、説明をさせていただきます。

土地および建物の既設分につきましては無償とし、建物の改修分は、事業所開設に伴い改修に要した経費853万2,000円を年額換算し、商工業活性化事業の補助率2分の1に準じまして減額し、貸付料を42万6,600円としているところであります。

次のページからは、資料といたしまして、3ページ目には、土地の使用箇所を網掛け、4ページ目には、建物の使用箇所を太枠で表示しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

**◎若杉政敏委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。柴田委員。

**◎柴田信昭委員** この株式会社ピークスでありますけれども、設立は確か5年ほど前だったというふうに思うんですが、このときの代表取締役は土井雅史さんということでしたけれども、智子さんに変わっているんですけれども、変わったのはどういうことなのかなというふうに思います。

それと、いろいろ周りから聞いたり見たりしていますと、就労している人があまりいないのではないかと、あるいはそこに従事していた職員というのか、社員というのか、そういう人たちもほとんど入れ替わったとかということで、その運営状況がどうなっているのかなということで、たいへん心配するところがございますけれども。

われわれ議会としましても、所管調査でいろいろ話を聞きたいなということで、申し入れしたこともございますけれども、なかなか日程が合わなかったということなのか、受け入れしてもらえなかったということもございます。その辺で、町のほうで運営状況をどのように把握しているのか、お聞きしたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 大山保健福祉課長補佐。

**◎大山康幸保健福祉課長補佐** お答えします。代表取締役の変更の関係ですけれども、平成30年に元の代表の土井雅史氏から土井智子氏に変わっております。

変更の理由ですけれども、事業所の運営上の問題なんですけれども、代表取締役がそのスタッフとして仕事をした場合に、国のほうから助成金といいますか、加算金の対象にならないということで、その分収入が減ってしまうということだったんですよね。それで代表取締役を変えて、土井雅史氏がスタッフとして働いた場合も、助成金か、加算金か、名称が分からないんですけれども、対象にさせるために代表取締役を変更したというふうに聞いております。

それと、運営の状況なんですけれども、確かに今、新得の事務所はほとんど使われていない状況になります。

1月の時点なんですけれども、今、株式会社ピークス、A型とB型、両方の事業を行っております。新得のA型ですけれども、新得の町民の方の利用は1名、そのほか常時稼働している方が6名いて、A型のほうは全体では常時7名の稼働ということで伺っております。

その就労先なんですけれども、町内ではカンキョウさんですとか、植村土建さんのほうで受け入れをいただいているということと、あとは帯広のホテルですとか、バス会社、建設会社、板金会社等で就労している状況で、帯広での利用が多くなっています。

それと、B型のほうも、1月時点では登録5名ということになっておりまして、それぞれ帯広の飲食店のほうで就労されています。

どうしても、今、帯広の事業所が多くメインでしているものですから、どうしても新得のあそこの場所で何かをするという、そういう状況にはなっていないというふうに聞いています。

ただ、今後、新得での利用者、もちろん増やしていきたいという思いも向こうもお持ちで、こちらもそれを望んでいるんですけれども、そうなってくればあそこの事業所をまた起点として、それぞれ事業所としての活動をされていくというふうには聞いております。以上です。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 今聞きますと、いろいろな国の助成の関係だとか、補助の関係だとか、そういうことで社長が変わったということでございますし、ただ、いろいろと周りの話なんかも聞いてみたりしていますと、先ほど言ったような状況もございますから、町のほうでもよく運営状況というのは確認というのですか、そういったものはやはりしておく必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、貸付金もあります。これは確か今は据え置き期間かなというふうに思っているんですけれども、これから先、償還時期に入ってくるわけでございますけれども、そういったことがありますから、一定期間ごとに運営状況というのをやはり注視していただきたいなというふうに思っているところでございます。

◎若杉政敏委員長 大山保健福祉課長補佐。

◎大山康幸保健福祉課長補佐 運営の状況なんですけれども、今回もそうだったのですけれども、それぞれの期の決算報告書を提出いただいて、内容を確認させていただいているところです。

それと、今後もその貸付金のこともありまして、貸付金の償還は来年10月が第1回目の償還になっております。令和3年10月です。ですから、まだ期間はありますので、今回、聞き取りをしたときにはあまり突っ込んでそのことについてはこちらも触れなかったんですけれども、一応、3年10月から償還がありますのでということは伝えておりますので、しっかり今後も向こうと連絡を取り合いながら、事業をうまく進めていけるように調整していきたいと思っております。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

---

### ◎一般会計 歳入 第17款 財産収入～第22款 町債

◎若杉政敏委員長 引き続き、予算書の39ページをお開きください。第17款、財産収入から、第22款、町債までを一括して審査を行います。39ページから54ページまでの、第17款、財産収入、第18款、寄附金、第19款、繰入金、第20款、繰越金、第21款、諸収入、第22款、町債についてご発言ください。柴田委員。

◎柴田信昭委員 また単純な質問でございますけれども、まず、39ページの土地建物貸

付収入の関係ですが、職員住宅の貸付料が、大幅とは言いませんけれども、少し減少しているんですね。今、職員の貸付住宅というのは何戸あって、何戸利用しているのか、その辺、お聞かせいただきたいと思います。

それから、40ページの関係なんですけど、物品貸付収入というのが今年、ないんですね。去年まではあったのですが、説明の中で、前年は教習車の貸付料ということで133万2,000円ございました。たぶんモータースクールの関係かなというふうに思っているんですけども、今年はその貸付料の収入がないということは、もう貸し付けした車のいわゆる償還というのですか、そういったものが全部終わっているのかどうか。終わっているとすれば、終わった段階の処理というのですか、そういったものがどういうふうになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 柴田委員のご質問にお答えいたします。

物品貸付収入については、ご指摘のとおり、教習車の貸し付けが終わったことによります。

教習車ですけれども、平成23年に教習車8台を購入しまして、毎年9年間の貸し付けをし、分割して支払いをしていただきました。

昨年、9年目の貸し付けが終わりまして、今年10年目は残額を売却して所有をモータースクールに移すという形になっております。

ですので、この後のページの17款の車両売却収入のほうに売り払い額を計上させていただいています。以上です。

◎若杉政敏委員長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。職員住宅の管理戸数が14戸になります。そのうち利用が10戸になります。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、第17款、財産収入から、第22款、町債までを終わります。

---

### ◎一般会計予算～歳入歳出予算事項別明細書

◎若杉政敏委員長 引き続き、予算書の1ページをお開きください。令和2年度新得町一般会計予算から、歳入歳出予算事項別明細書までの審査を行います。1ページから12ページまでの、令和2年度新得町一般会計予算から第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債歳入歳出予算事項別明細書までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、令和2年度新得町一般会計予算から歳入歳出予算事項別明細書までを終わります。

---

### ◎議案第12号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎若杉政敏委員長 次に、条例の審査を行います。議案第12号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐々木税務出納課長。

[佐々木隼人税務出納課長 登壇]

**◎佐々木隼人税務出納課長** 議案第12号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

中段でございます提案理由ですが、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、北海道が示した保険料等の基準に合わせた、被保険者にかかる所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の保険料等に改正する必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。1点目として、国民健康保険税の課税額の見直しであります。条例の第3条に係る基礎課税分の所得割については、税率を「7.16パーセント」から「7.65パーセント」に改め、第5条では、基礎課税分の被保険者均等割額を「2万6,800円」から「3万1,600円」に改め、同条の2第1号では、世帯別平等割額を「1万8,600円」から「2万3,300円」に改め、同条第2号では、後期高齢者医療制度へ移行した世帯主等がいて、国民健康保険加入者が1人だけの世帯を5年間軽減する特定世帯については、「9,300円」を「1万1,650円」に、同じく第3号では、前号の特定世帯についてさらに3年間軽減を行う特定継続世帯については、「1万3,950円」を「1万7,470円」に改めるものであります。

第6条では、後期高齢者支援金等課税分の所得割について税率を「2.42パーセント」から「2.5パーセント」に改め、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税分の被保険者均等割額を「9,200円」から「9,300円」に改め、第7条の3では、後期高齢者支援金等課税分の世帯別平等割額を規定しています。同条第1号の世帯については、「6,300円」から「6,800円」に改め、4ページにいきまして、第2号の特定世帯については、「3,150円」を「3,400円」に、第3号の特定継続世帯については、「4,720円」を「5,100円」に改めるものです。

第8条では、介護給付金課税分の所得割について税率を「1.82パーセント」から「1.52パーセント」に改め、第9条の2では、介護給付金課税分の被保険者均等割額を「9,300円」から「8,700円」に改め、第9条の3では、介護給付金課税分の世帯別平等割額を「4,800円」を「4,500円」に改めるものです。

2点目として、国民健康保険税の課税額の軽減の見直しであります。

第23条では、国民健康保険税の税額を規定しています。第23条第1号にかかる7割軽減については、(1)の「ア」から「カ」の軽減額を、同条第2号にかかる5割軽減については、(2)の「ア」から「カ」の軽減額を、5ページになります同条第3号にかかる2割軽減については、(3)の「ア」から「カ」の軽減額に改めるものであります。

3ページ目に戻っていただきまして、附則として、第1条では、施行期日といたしまして、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2条では、適用区分として、改正後の規定は、令和2年度以後の国民健康保険税について適用するものであり、平成31年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によるものであります。

条例本文につきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議、お願いいたします。

[佐々木隼人税務出納課長 降壇]

**◎若杉政敏委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 国保税の条例改正ということで、引き上げ案が出されたわけでありませけれども、この国保税に関しては、2018年度に都道府県化されたわけですよ。それによって、標準保険料率というのが示されまして、北海道170市町村ですか、はっきり言えば統一の方向で全て引き上げられるという形、今、現状としてなっています。

そこで、お伺いしたいのは、道のほうにいわゆる納付金というのを納めるんですけども、この納付金は各自治体の所得、医療費、市町村によってばらばらということもあって、向こう5年間、令和5年までですか、激変緩和措置というのが行われておりますけれども。

1つは、新得町の場合は、18年度になると思うんですけども、医療費、所得、これは高いところは納付金も高くなると。低いところは低いというふうに設定されているようなんですけども、新得町の場合は所得、医療費、北海道全体と比べてどの辺ぐらいだったのか、高いのか、低かったのかなというのをお聞きしたいなと思います。

それからもう1つ、前回の説明の中で国保世帯の加入数、新得町は約900世帯というふうに伺っておりますけれども、18歳未満の子どもさんがいる世帯数、これは900世帯のうち何世帯ぐらいあるのかなという点をお伺いしたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 中村町民課長。

**◎中村勝志町民課長** 青柳委員にお答えいたします。

18年度、北海道でどのくらいの位置に医療費があるかということかなと思うんですが、すいません、何位かとかというのは今、ここで資料がないものですから言えないんですけども、何位というのが今、戻っても分かるかどうか心配なところなんですけれども、一応、全道的には中くらいの位置にあるというのだけは、頭に入っているんですけども。

あと、18歳未満の世帯数なんですけど、これも帰って、後で答えたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 何世帯あるかというのは私、特に重要視しているわけではないんですけども、要するところ、均等割というのは、ほかの保険、例えば中小企業が入っている保険とか、大企業が入っている組合保険とかにはない性格のものなんです。つまり、所得が同じであっても均等割の場合は、例えば子どもさんが3人、4人いる場合は、そこに均等割としてその分だけ引き上げられるという形ですよ。

先ほどの説明の中で、均等割が比較4,800円上がりますということなんですけれども、これ、1人だったら4,800円なんですけれども、2人いたら9,600円ですよ。3人になったらその3倍ということで、均等割は子どもさんがたくさんいるところはそれだけ、所得が同じであっても増えるという性格のものなんです。

これは、よく公平感と言いますが、ほかの保険の種類と比べても、国保の場合は、所得が低いけれども保険料は高いという性格のものなんです。ですから、全国知事会でも、国に対して1兆円出ささいという要望もしているわけなんですけれども、そういう性格から、例えばこの均等割を廃止する、あるいは税率を引き下げる、今の時点ではそのことはたぶん考えていないんじゃないかと思うんですけども、ぜひそのことも検討していただきたいなと思います。以上です。

**◎若杉政敏委員長** 中村町民課長。

**◎中村勝志町民課長** お答えいたします。均等割、今度1人当たり4,800円引き上げすることになるんですけど、私自身も誠に心苦しいところなんですけど、制度的に新得町だけ

なくすとかというのにはできないものですから、その点だけ、ご理解いただきたいなと思っております。以上です。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 新得町だけでなくすというわけにはいかないということなんだけれども、これ、なくしている自治体もあるんですよ。

その前に先ほどほかの保険ということを行いましたけれども、18年度の資料を見ているんですけども、国保の世帯で、新得町の場合も確認すればよかったですけれども、例えば札幌市の場合は、4人世帯で給与年収400万円の方、これは一応国保税が41万3,500円が掛かっているんです。例えば中小企業の方々が入っている協会けんぽの場合は、その半分の20万5,000円なんですよ。

ですから、ほかの職種と比べて、国保に入っている方々というのはその倍以上を払っているというのが現状なんですよ。今回の条例改正案は、これをさらに引き上げていくということなんです。だから、せめて、18歳未満の子どもさんのいる方々ですよ。全部とはなかなかいきなりいかないと思うんですけども、その辺を考えてもらえないのかなということをお尋ねしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 お答えいたします。先ほど41万三千なにがしの話もあったかなと思うんですが、どうしても協会けんぽというか、社会保険であると、半分は事業主負担とかというのものもありますから、その分、少し社会保険のほうが安くなっているのかなというふうに思っております。

それと、今、2年目、事業が北海道1つになってやっているところなんですけど、2020年度代に北海道どこに行っても同じ所得であれば保険料を同じにしようというふうに今、進めておりますので、新得だけ特例なことができればいいのですけれども、そういうのはだんだん難しくなるのかなと思っています。一応、意見としてお聞きしておきたいなと思っています。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第18号 令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計予算

◎若杉政敏委員長 引き続き、特別会計の審査を行います。予算書の271ページをお開きください。議案第18号、令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行います。271ページから297ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第19号 令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計予算

◎若杉政敏委員長 予算書の298ページをお開きください。議案第19号、令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。298ページから309ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

---

**◎議案第20号 令和2年度新得町介護保険特別会計予算**

**◎若杉政敏委員長** 予算書の310ページをお開きください。議案第20号、令和2年度新得町介護保険特別会計予算の審査を行います。310ページから340ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

**◎若杉政敏委員長** これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

---

**◎議案第21号 令和2年度新得町公共下水道事業特別会計予算**

**◎若杉政敏委員長** 予算書の341ページをお開きください。議案第21号、令和2年度新得町公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。341ページから368ページまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

**◎若杉政敏委員長** これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

---

**◎議案第13号 特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について**

**◎若杉政敏委員長** 次に、条例の審査を行います。議案第13号、特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

**◎渡辺裕之総務課長** 議案第13号、特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、簡易水道事業が水道事業へ統合されることに伴い、設置条例から簡易水道事業の項目を削る必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項では、経過措置といたしまして、簡易水道特別会計の歳入および歳出は、3月31日の出納の閉鎖日までは簡易水道特別会計によるものとし、4月1日以降につきましては、水道事業会計に引き継ぐこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

**◎若杉政敏委員長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

**◎若杉政敏委員長** これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

---

**◎議案第14号 新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**◎若杉政敏委員長** 次に、条例の審査を行います。議案第14号、新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。初山施設課長。

[初山一也施設課長 登壇]

◎初山一也施設課長 議案第14号、新得町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

下段にあります提案理由でございますが、簡易水道事業が水道事業へ統合されることに伴い本条例の中に簡易水道事業条例の区域、給水人口、1日最大給水量を加える改正を行うものであります。

今回の改正により簡易水道事業条例は廃止されますが、引き続き水道事業給水条例の適用を受けるものであります。

内容につきましては、議案に記載のとおり、元の簡易水道給水区域を追記、また給水人口および1日の最大給水量を記載のとおりに改めるものであります。

条例本文等の朗読は省略いたします。

附則といたしまして、第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。第2項、簡易水道事業条例は廃止する。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議、お願い申し上げます。

[初山一也施設課長 降壇]

◎若杉政敏委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

---

**◎議案第15号 布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

◎若杉政敏委員長 次に、条例の審査を行います。議案第15号、布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。初山施設課長。

[初山一也施設課長 登壇]

◎初山一也施設課長 議案第15号、布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

2ページ上段にあります提案理由でございますが、簡易水道事業の水道事業への統合に伴い関係する条文を削り、水道法施行規則の一部改正に伴い布設工事監督者の資格要件となる基準の見直しを行うものであります。

改正内容につきましては、第3条第1項第8号中の「又は水道環境」の文言を削り、同条の第2項も削ることとなります。また、第4条の第2項を削ることとなります。

条例本文等の朗読は省略いたします。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議、お願い申し上げます。

[初山一也施設課長 降壇]

◎若杉政敏委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

---

**◎議案第16号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**

◎若杉政敏委員長 次に、条例の審査を行います。議案第16号、水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。初山施設課長。

[初山一也施設課長 登壇]

◎初山一也施設課長 議案第16号、水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お聞きいただいております、1ページ下段にあります提案理由でございますが、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入されたため、水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第6条1項中の「した者（」の次に「水道法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。」の文言を加えるものであります。

また、別表の第2の中「事業者を指定」の次に「又は更新」の文言を加えるものであります。

条例本文の朗読は省略をさせていただきます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議、お願い申し上げます。

[初山一也施設課長 降壇]

◎若杉政敏委員長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

---

**◎議案第22号 令和2年度新得町水道事業会計予算**

◎若杉政敏委員長 次に、別冊になっております、議案第22号、令和2年度新得町水道事業会計予算の審査を行います。収入、支出、一括してご発言ください。吉川委員。

◎吉川幸一委員 最後、水道事業で、3年間、課長、本当に苦情の多いというか、天候に左右されて、常に水が濁った、水が濁る、冬は除雪どうのこうの、ここの部署にいたら、体重は10キログラム痩せるんじゃないかと言われるぐらい、大変な部署、今度、退職されるということで、非常にご苦労さまでございました。

1つ、私のほうで、簡易水道と水道事業が統合されて、だんだん高齢化と家の件数が少なくなっていって、水道の料金が今後どうなっていくかという心配があります。

最後に、この水道料金、課長、上げないでやめるのは大丈夫か大丈夫でないか、質問したいと思います。よろしく申し上げます。

◎若杉政敏委員長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 吉川委員にお答えしたいと思います。

現在の水道料金につきましては、平成27年12月から、審議会の答申に基づきまして上げて、現在に至っていると思います。

その答申の中に、将来的に水道料金をどのようにするかという項目もありまして、だ

いたい5年ぐらいを目安に、いろいろまた協議をしたらいんじゃないかという文言も加わっております。

今後の水道の考え方でありますけれども、答申にある5年となりますと、ちょうど32年、33年ぐらいかなと思っております。

29年度から実施の新得浄水場の改築も、元年度である程度完成を見て、令和2年度4月からは供用開始になっていくのかなと。また、それに伴う償還も、34年ぐらいから始まっていくような状況にもなっております。

また、屈足の農村部と北新得に給水をしております屈足浄水場も、道営事業のほうで今後、整備が進んでいくというようなことも事業採択を受けております。

新年度、令和2年から水道事業、簡易水道、大きな器の中で経営をしていくわけですが、それによって出てくるメリットもありますし、いろんなことが生じてくるのかなと思っております。とにかく今、内部では固定経費をどれだけ削れるものなのかと。

新しい浄水場が新年度稼働しますので、ある程度今、試算している維持管理費は本当にそうなのかということも含めて、また令和2年度からは水道メーターの取り換えもやる方法を変えながら、経費を節減できないかという形の検討もしております。

このような令和2年度のある程度の実績を水道審議会のほうに説明いたしまして、今後の在り方については、審議会の中でもいろいろ議論をいただいた中で、方向性を見いだしていきたいと考えております。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

### ◎全般の補足質疑

◎若杉政敏委員長 以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、議案第11号から議案第22号までの全議案に対する質疑はひととおり終わりますが、もし、全般を通じて質疑漏れがありましたら、この際、全般の補足質疑をお受けします。柴田委員。

◎柴田信昭委員 58ページの下段のほうにあります会計年度任用職員制度が、今度新たにできたところをごさいますて、予算が1,738万4,000円見ているわけをごさいますけれども、この人数、何名なのか、お知らせいただきたいと思えます。

それともう1点、134ページですが、中段にあります人工透析患者送迎事業委託、340万円ということで、現在、社会福祉協議会のほうに日赤までの送迎を委託しているところをごさいますけれども、現在、何名の人がこの送り迎えを通じて透析をされているのかということをお聞きしたい。

聞くとところによりますと、当時、清水日赤で送り迎えしていた人の分だけは送迎するけれども、新たな人については送迎できないということで、社会福祉協議会のほうから送迎を断られたという話を聞いているところをごさいますけれども、その辺の内容はどういうふうになっているのか。いろんな条件もあるのかなと思ったりしているんですけども、その辺のことをお伺いしたいと思えます。

◎若杉政敏委員長 柴田委員、いいですか。最初の会計年度任用職員のページ数、もう一度。

◎柴田信昭委員 58ページ。

◎若杉政敏委員長 58ページですね。渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 58ページにある会計年度任用職員ということなんですけれども、たぶん委員お聞きになりたいのは、会計年度任用職員全体の人数という意味でよろしいでしょうか。

会計年度任用職員の科目の中では、今までのように臨時職員の方がそれぞれの科目ごとで予算を組んでいまして、会計年度任用職員も同じようにそれぞれの科目で組んでいるというのが、まず予算の組み方になります。

その上で、会計年度任用職員全体の人数ということでお話しさせていただきます。会計年度任用職員につきましては、全部で一般会計につきましては249名になります。ちなみに、特別会計も含めると251名ということになります。以上です。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。人工透析患者送迎事業委託の関係でございしますが、現在、社会福祉協議会に委託をして実施しておりますが、現在、町民の患者さんで12名の方、利用されている状況であります。

対象者でございますが、実施要項の中に、昨年、平成31年3月31日付で清水赤十字病院の透析を受けている患者さんが対象ということと、併せて特に必要と認める患者さんがいれば、それも対象にしていくというような要項になっております。

その中で、特に必要と認める方の解釈なんですけど、通常は医療機関に通院する場合は、本来は自分の足というわけじゃないけれども、いろんな公共交通機関を使ったり、家族の送迎というのが基本的にあるのですが、そういうことができなくて、どうしても足の確保ができない方については、生死に関わる部分がございますので、社協さんと協議をしながら対象にするかどうかというのは判断させていただいている状況になります。

基本は、家族の送迎もしくはJR、バス等を使って病院を受診していただきたいというのがまず大原則にあるという状況になっております。

委員おっしゃった社協のほうから断られた理由なんですけど、推測なんですけど、当初の4月の出来事なのかなと思うところなんですけど、もしかしたらその方の要件を聞いたときに、例えばJRで通えるとか、家族の送迎が可能な方であるとか、場合によっては自分で運転できる方なのか、その要項の対象者に合致しなかったもので、申し訳ないけれども、送迎のサービスの対象にはならないという回答を社協のほうでしたと思われまして、以上です。

◎若杉政敏委員長 柴田委員。

◎柴田信昭委員 会計年度任用職員のことには分かりました。

今の透析の関係の送り迎えでございますけれども、その内容は私も分かりませんが、いずれにいたしましても、透析というのは週2回とか3回とかありますし、例えば家族で送り迎えできるときだとかできないときだとか、いろいろあると思うんですよね。

ですから、この方も、今後一切受け入れしないということではなくて、いわゆるそういうものを利用しながらとか、送り迎えできる条件にある人は断ってもやむを得ないかなという感じはしますけれども、ときどきこういうことで今回は送り迎えをしてほしいと言ったときには対象になるのかどうか、その辺、お聞きしたいと思っております。

◎若杉政敏委員長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。要項の対象者は先ほどお話しさせていただいたとおりなんですけど、その方の事情というのが当然でございますので、その事情が変

化して、どうしても医療機関にかかれない状況があれば、それは個別に判断させていただいて、社協の送迎サービスを使うということもあり得るかなというふうに考えています。

現在、清水赤十字病院の透析を利用されているうちの町民の方が23名いらっしゃいます。そのうちの12名が足の確保ができないので、送迎サービスに関わっているというようなところがございます。まだまだキャパとして非常に不安定なところがございますので、十分その方の足の確保を協議させていただいて、対象にするかどうか、判断させていただきたいと思います。以上です。

◎若杉政敏委員長 ほかに。菊地委員。

◎菊地康雄委員 2点、補足質疑をさせていただきたいんですけれども、この文言が出てこないの補足にしたんですけれども。

児童保育課で、この間も総務厚生常任委員会の町内所管事務調査の中で、病児保育に関して、サホロクリニックのほうからも前向きな回答があったというお話し、確かしたはずなんですけれども、その後、令和2年度に向けて、この病児保育に取り組んでいけるような道筋というのか、話し合いというのか、それが見えたのかどうなのか。今後、どのような取り扱いが予想されるのか、1点、お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、先ほど桜並木の管理の質問をしたんですけれども、狩勝高原の旧国道の中の桜の管理は、名木ということで社会教育の管理ということなんですけれども、同時にあそこ、狩勝高原の園地の中でもあって、園地整備の中でも当然花を中心とした園地ですので、桜並木というのもその園地の見どころの1つにはなるんですけれども、桜の並木を社会教育と産業課のほうでどのような分担で管理をされるのか、その辺の関係について、お聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 桂田児童保育課長。

◎桂田聡児童保育課長 お答えいたします。病児保育についてでございますが、サホロクリニックさんから所管事務調査で前向きな回答をいただけたということで、私も聞いてはございます。

その辺につきましては、病院を含めた、こちらにいる保健福祉課長とも、今後どのような形で進めていくか、また、病児保育のほかに、いろいろな医療の問題というのもございますので、その辺を精査して、順番立てて行く必要があるのかなと。

その中でも、病児保育についても検討はしていく必要は十分認識しておりますので、今すぐにとすることは難しいかなと思いますが、検討のほうは令和2年度にかけて行っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎若杉政敏委員長 桑野産業課長補佐。

◎桑野恒雄産業課長補佐 桜並木の保存のことでお答えいたします。

確かに、観光の魅力発信の中で、毎年、桜の情報発信というのをしており、園地の誘客の1つとして利用をさせていただいております。

今後の管理についてですけれども、1カ所で委託をかけていますので、そういった管理の効率性や予算の効率性という観点でも検討はしてみたいと思います。現時点ではまだ話し合いは行っていませんけれども、今後、詰めてみたいと思います。

◎若杉政敏委員長 菊地委員。

◎菊地康雄委員 この病児保育については、ずっと課題でもあるし、町内で行われていないときには、帯広、音更のほうでも十分対応しているとは言いながら、遠くて利用で

きないと。結果的に手を挙げる人がいないなんていう現実もあったものですから、ぜひ町内にとということで、ハードルはとて高いと思うんです。人的な部分も確保しなくてはならないし、その中で前向きに考えてくれている方もいらっしゃる中で、半歩でもいいですので、新年度に向けて光の見えるような道をぜひ探っていただきたいというふうに思います。

それから、園地なんですけれども、社会教育での桜は、現状の桜をどのように維持するかということがもうメインになると思うんですけれども、長い目で見ての狩勝の桜並木だと、現状の維持にプラスして、更新をどうするかということも当然視野の中に入ってくると思うんですよね。

その辺の維持をしながら、あるいは、産業課の場合は、更新に向けて別な視点も必要だと思うんですけれども、その点、今後に向けてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** 桂田児童保育課長。

**◎桂田聡児童保育課長** お答えいたします。病児保育につきましては、現在、病児保育として行っているのは音更町のみで、民間の先生がやっっているのが十勝で唯一かなというふうに押さえてございます。

委員おっしゃるとおり、人の配置の問題、看護師または保育士等の配置というのが必要になってきますので、その辺も総合的に判断させていただきながら、解決に向けて考えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**◎若杉政敏委員長** 桑野産業課長補佐。

**◎桑野恒雄産業課長補佐** 名木という視点では、一度枯れてしまうと終わりというふうになってしまうと思います。

今後も魅力づくりをするという意味では、狩勝園地全体の中での魅力づくりということになると思いますので、狩勝園地整備、植生も含めて梅園もありますけれども、全体の中で検討してみたいと思います。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。森本委員。

**◎森本洋子委員** コロナウイルスの関係なんですけれども、先日、青柳委員のほうで、町内の企業で困っている方がいないのかと、そういう調査をしていないのかということ質問されたときに、3月9日の時点で商工会のほうで調査をしていただいて、166社に出していて、そのうちの31業者が返事が返ってきて、困っているのが1社という、河津課長のお返事だったので、けれども。

商工会に入っていない小さな企業もたぶんいらっしゃると思うんですけれども、今後、そういった方たちの調査というか、そういうのを数の中に対象として入っていくのかどうか。そういうこともまた私は必要ではないかなと。全体的な、総体的な、今回のコロナウイルスにおける皆さんの状況というのですか、そういうのを町のほうで把握するためにも、商工会だけで調査するというのではなくて、観光協会とかほかも含めて調査していただけるのかどうか、そういうことも聞いてみたいなと思ったんですけれども。

**◎若杉政敏委員長** 河津産業課長。

**◎河津祐二産業課長** お答えいたします。今、おっしゃった森本委員の考えは、困っている方に対する、例えば融資とか、結果的にはそういう部分での周知になるといいますか、そういうことだろうかというふうに思っております。

まず、困っている人にどういう手だてが必要かということになるかなと思っていま

す。

基本的には商工会なりを通る、またいろんな団体等々からのお話を聞きながら、われわれとしての施策なり、何なり手を打っていく形になろうかと思っております。

今現在、持っている部分につきましては、資金繰りという部分が非常に重要になってくるかなと思っておりますので、町が行っている企業融資、利子の補給の関係がございまして。これの部分のさらなる軽減を含めながら、また、そういうことに対して、今現在困っている方、この辺が整えば広報等々も含めまして、こういう形で施策という形を打ちながら、必要とする方にそういう情報がいって、そういう方々がこれを受けられるような、そんな仕組みにしていきたいと、こんなふうに思っております。

調査の部分につきましては、そういう情報を流しながら、事業所、個人事業主の方々の状況を聞くという、そんな形になろうかなと思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** 森本委員。

**◎森本洋子委員** 融資の件とかそういうのは、今後国のほうからもいろいろ示されてくることもあるかとは思いますが、新聞やなんかで最近、他町村が観光協会とか商工会と合わせて飲食店をもっと活用してもらえようようなキャンペーンみたいなものを今、どんどん出してきている自治体が出てきておりますので、あまり飲食店の数はほかの町に比べると多くはないとは思いますが、ぜひとも新得町も、その辺、いろいろ考えていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**◎若杉政敏委員長** 河津産業課長。

**◎河津祐二産業課長** お答えいたします。もうすでに商工会とも打ち合わせをしております。他町村ではテイクアウトだとか、そういうような形の情報も流れている部分もあります。商工会、飲食店組合含めまして、どのようなことができるかということと打ち合わせて進めてございますので、そんな形で町のにぎわいを取り戻すという、そういうことを含めまして考えていきたいと思っておりますし、近々また商工会とも相談、これまでもさせていただいておりますけれども、またさせていただきまして、そういうような発信に努めていきたい、そう思っております。

また、われわれ職員も、正しくコロナウイルスのことを理解しながら、町に出掛けるような形にしていきたいと、こんなふうに思っております。以上でございます。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。青柳委員。

**◎青柳茂行委員** 先ほど質問回数を勘違いしてしまった点なんですけれども、国保税の改善点について、町単独ではなかなか判断できないという答弁だったと思うんですけれども。

つい最近ですけれども赤平市、去年のたぶん秋頃の議会ではなかったかと思うんですけれども、18歳未満の方がいる家庭について、均等割を全て廃止しております。

これの理由は、道のほうから示された標準保険料率、これと赤平の実態と合わせてあまりにもかけ離れて、住民の負担がもう非常に大きくなるという判断のもとで、こういう措置をしたということ聞いております。

ですから、絶対できないということではなくて、その点について、ぜひ研究していただきたいなと思います。

新得町においても、相当前に資産割も廃止しておりますので、ぜひ研究を進めていただきたいなと思います。この点については、3回質問しておりますので、答弁はおりません。

あと、高齢者の運転免許証を返納するということが最近、非常に多くなっていると思

うんですよね。つまりその後の足の確保ですよね。非常に外に出て行くには本当に不便な状態になっているんじゃないかなと思うんですけれども、その点についての対策、どのようなものがあるのか、その点だけ、お聞きしたいと思います。

◎若杉政敏委員長 中村町民課長。

◎中村勝志町民課長 青柳委員にお答えいたします。自主返納の申請の件数だけ、私のほうからお答えさせていただきます。

令和元年度ですが、新得市街の方が28名、屈足市街の方が11名、農村部の方が4名で、43名となっています。これは、2月末現在です。

参考までに、警察署のほうに聞いたところ、平成29年度は全部まとめてですけれども20件、平成30年度は23件ですから、去年、特に本州で高齢者が大きな事故を起こした関係もあったのかもしれませんが、ほぼ倍ぐらいの数になっております。以上です。

◎若杉政敏委員長 東川地域戦略室長。

◎東川恭一地域戦略室長 青柳委員の質問にお答えします。

先般の一般質問で長野委員の質問の中でも答えたんですけれども、まずコミュニティバスの運行と、公共交通ということでバスの運賃助成をしていますので、その利用です。

それから、福祉交通費助成のタクシーチケットを拡充していきまして、免許証の自主返納をした方については、確か2年間、倍のチケットの配布というふうになっております。

それと併せて、デマンド交通の在り方についても、調査・研究をしていきたいと考えております。以上です。

◎若杉政敏委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 その点については理解したんですが、この件について、新得町のホームページを見たんですけれども、今日、持参するのを忘れてしまったんですけども、電動カーというのか、電動の車がありますよね。その写真を見たら、一般的に車いすと同じようなものが多いんですけども、それを見ると、最新型といいますか、非常に形のいいスマートな感じの写真が載っていたんですけども、ああいうものは町で普及しているものなのかどうなのか。新得町で引っ張って見たんですけども、そういうのはあるのかどうなのか。それがあれば、だいぶ活用されるんじゃないかなと思ったんですけども、確認したいと思います。

◎若杉政敏委員長 東川地域戦略室長。

◎東川恭一地域戦略室長 青柳委員の質問にお答えいたします。

今、いただいた意見について、詳細を確認して、どういったことができるか、関係課を含めて調査・研究していきたいと思っております。以上であります。

◎若杉政敏委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎若杉政敏委員長 これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

---

## ◎討 論 ・ 採 決

◎若杉政敏委員長 それでは討論を行います。討論はございませんか。

(挙手あり)

◎若杉政敏委員長 まず、議案第11号から議案第22号までに対する反対討論の発言を許します。青柳委員。

◎青柳茂行委員 先ほど話した国保税の条例に対して、反対の立場で討論をしたいと思

います。

本来、国保税はあまりにも高く、国民の負担も大きいということで、全国知事会も国に対して国庫負担金1兆円の投入を要請している性格のものであります。

2018年度、国保の運営が都道府県化したことによって、国保税の統一化に向け、標準保険料率が設定され、これによって各市町村の国保税が激変緩和措置が取られているというものの、実質上、上昇するという仕組みが作られております。

国保税については、他の保険と比較して、中小企業が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業が加入している組合健保の1.7倍も高いもので、もともと公平感の欠くものになっています。

子どもさんの多い家庭ほど負担が増えるという均等割の設定は、少子化対策に逆行するものと考えます。

年金暮らしの高齢者にとっても、実質の所得が下がっているという現状もあります。

町におかれては、少しでも利用者の負担を減らす方向で考えていただくことを要望して、反対の討論といたします。

**◎若杉政敏委員長** 次に、賛成討論の発言を許します。吉川委員。

**◎吉川幸一委員** 2日間にわたって、この予算委員会を皆さん方と討論してまいりました。総務費から教育費まで、私、予算書に目を通させていただいておりますが、本当に細部にわたって素晴らしい予算を組み立てたと、そのように思っております。また、一般会計歳入、特別会計、事業会計等も、きちんと整理をして計上されていると、そのように思っております。

特に、今回の2日間にわたる予算委員会、職員の皆さんの勉強と質の高さといいますか、止まることがなかった。常に私どもの質問、それから尋ねたことに対して、止まることなく答えていただいて、やりとりをさせていただいた。素晴らしい予算委員会ではなかったかなど。

こうすることで、今度の予算書、私は賛成の立場で発言をさせていただきます。賛成いたします。

**◎若杉政敏委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**◎若杉政敏委員長** これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号から議案第22号までを一括して採決いたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

**◎若杉政敏委員長** 挙手多数であります。

よって、議案第11号から議案第22号までは、それぞれ原案どおり可決されました。

---

## ◎閉会の宣告

**◎若杉政敏委員長** 以上をもって、本予算特別委員会に付託されましたすべての案件の審査は終了いたしました。

よって、これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

(宣告 15時34分)

---